史跡盛岡城跡本丸整備基本計画
（ 案 ）

令和７年〇月
盛　岡　市

盛岡城跡本丸 航空写真（上が北）

目　　次

第１章　計画策定の経緯と目的
第１節　計画策定の経緯と目的
１．計画策定の経緯…… 1
２．計画策定の目的…… 1
３．計画対象範囲 …… 3
４．計画期間 …… 3
５．委員会の設置…… 3
第２節　関連計画との関係
１．関連計画との関係…… 5
２．盛岡城跡を対象とした計画…… 7

第２章　史跡指定地と周辺の概要
第１節　史跡を取り巻く環境…… 10
第２節　盛岡城跡の概要
１．中世～近世……14
２．近　代…… 15
３．現　代…… 22
第３節　史跡指定地の状況
１．指定に至る経緯…… 30
２．指定地の現況…… 33
３．史跡の管理と活用に関する現状 ……39
第４節 史跡指定地周辺の状況
１．追加指定の方向性…… 43
２．各種開発計画…… 43
第５節　盛岡城の修景・景観の状況…… 44

第３章 各種調査の概要
第１節 各種調査
１．発掘調査 …… 49
２．史資料調査 …… 57
第２節　石垣動態観測…… 57

第４章　整備状況の概要
第１節　石垣修復……59
第２節 地区毎の整備計画
１．第１種地区 ……59
２．第２種地区 ……61
３．第３種地区 ……61
４．第４種地区 …… 63
第３節 史跡の維持管理 ……63
第４節 整備計画……64
第５節　公園整備と維持管理……64

第５章　本丸の現状と課題
第１節　本丸の現状
１．本丸の位置づけ……65
２．建物解体から公園開園前の盛岡城跡 ….65
３．天守・櫓・殿舎・付属建造物など …… 65
４．周辺部 ……66
５．本丸内の現状構造物等……66
第２節 本丸の調査研究
１．石垣修復 ……69
２．発掘調査 ……69
３．史資料調査 …… 69
第３節 本丸の課題
１．保存に関する課題……80
２．活用に関する課題……81
３．運営・整備体制に関する課題…… 81
４．植生に関する現状と課題…… 81

第６章 本丸整備の基本方針
第１節　本丸の整備・活用の位置づけ
１．保存活用計画の大綱と基本方針 …… 93
２．本丸整備の理念 ……93
第２節 本丸整備の基本方針
１．基本方針……94
第３節 基準とする年代と呼称
１．基準とする年代……94
２．呼称について ……95

第７章 本丸整備基本計画
第１節 全体計画及び地区区分
１．全体計画…… 96
２．地区区分……96
第２節 保存整備に関する計画
１．遺構保護……100
２．石垣修復……101
第３節 活用整備に関する計画
１．動 線 …… 102
２．地形造成・排水……108
３．遺構表現 ……108
４．修景・景観計画……110
５．記念碑 ……112
６．案内・解説施設……115
７．管理施設および便益施設……117
８．防災・防犯 ……117
第４節　公開・活用に関する計画
１．情報の発信・案内 ……119
２．発掘調査・整備過程の公開……119
３．地域の環境保全に関する計画…… 119
第５節　整備のための調査・研究
１．発掘調査……120
２．史資料調査 ……120
３．その他の関連する調査 ……120
第６節　管理・運営に関する計画
１．維持管理体制の充実…… 121
２．日常的な維持管理 …… 121
３．運営・体制整備の方法 …… 122
４．連携体制の整備に関する計画 …… 122

第８章 整備事業計画
第１節 短期整備計画
１．保存整備……127
２．活用整備……127
第２節 中・長期整備計画 …… 127
第３節 事業手法・事業費 …… 129
第４節　今後の課題…… 129

附　　短期整備イメージ図…… 130

第1章　計画策定の経緯と目的

第1節　計画策定の経緯と目的

1．計画策定の経緯

盛岡城は、慶長２年（1597）に盛岡藩初代藩主南部信直により鋤始めが行われ、築城と城下町の建設が始まったと伝えられている。その後、盛岡城は明治維新まで盛岡藩南部家の居城として、また、盛岡藩政の中枢としてその役割を果たしてきた。しかし、明治維新後は陸軍省が管理する土地となり、明治７年（1874）には城内建物の殆どが取り壊されてしまった。その後、明治39 年（1906）には、長岡安平の設計により「岩手公園」として整備され、市民や県民の憩いの場として親しまれるようになった。昭和９年（1934）に公園の管理が、岩手県から盛岡市へ移管されることに伴い、盛岡市は南部家から土地を買収し維持管理を行うこととなった。昭和 12 年（1937）に国史跡として指定され、説明文に「…今濠湟石壁土塁尚ヨク存シ舊規模ノ見ルベキモノアリ」とあるように往時の縄張りや石垣、堀等が良好に残されていたことが指定の大きな理由となっている。

戦後、昭和31年（1956）に「岩手公園」は都市計画決定及び事業決定され、「一般公園」として開設した。その後、昭和55年（1980）に「一般公園」から「都市公園」に種別変更が行われた。昭和59 年（1984）からは、地震や降雨等の影響により変位が大きく、崩落の危険性が高い石垣をピックアップし、全国に先駆けて石垣修理工事に着手した。

その後、盛岡城跡は着実に保存の措置が取られてきたが、今後も盛岡城跡を適切に保存し、次世代へと良好な状態で着実に継承していくため、史跡の有する本質的価値とその構成要素とともに、本質的価値以外の周辺の環境を含む構成要素を明確化し、これにより史跡とその周辺を適切に保存・活用していくことが求められていた。

そこで盛岡市では、平成24年（2012）３月に「史跡盛岡城跡保存管理計画」、翌年３月には「史跡盛岡城跡整備基本計画」（以下、整備基本計画）を策定し、近世城郭としての歴史的価値の保全と、来園者の安全確保を図る観点から、石垣の解体修理工事を進めるとともに、歴史的・文化的景観の維持・向上を図るため、電線の地中化や樹木の伐採・剪定等に取り組みつつ、史跡への理解を深め、利活用を推進させるための保存整備に伴う遺構の確認調査や文献資料をはじめとする史・資料調査を行うなど、計画に位置付けられた事業の推進に取り組んできた。

平成30年（2018）の文化財保護法の改正により、市町村や所有者が作成する「文化財保存活用計画」が文化庁長官による認定が制度化されたことなどの動向を踏まえ、盛岡市では盛岡城跡の将来にわたる保存及び適切な活用のため、改めて史跡の本質的価値を再検証し、現状と課題を整理し、史跡及び史跡を有する都市公園として調和のとれた保存・活用を進めるための方向性、方法、現状変更の取扱基準などを定めることを目的とする「史跡盛岡城跡保存活用計画」（以下、保存活用計画）を令和５年（2023）８月に策定し、令和６年（2024）３月に国の認定を受けた。

2．計画策定の目的

盛岡城跡は、「盛岡」発祥の地として近世から現代に至る都市形成の要であり、現在の中心市街地の形成・発展の原点である。また、洗練された縄張りと、堅牢かつ雄大な石垣が残る近世史上重要な歴史遺産であるとともに、市街地の中心部にある緑豊かな公園として、多くの市

民に親しまれている。その中でも多くの来城者が訪れ、注目度が高い場所が「本丸」である。

令和５年度（2023）に策定した「保存活用計画」の中で、本丸は「回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中枢としての整備を推進する地区」と位置付けられている。また、平成24年度（2012）策定の「整備基本計画」において、本丸は「調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、盛岡城跡の象徴性を高めるための枢要な整備に取り組むものとする。」とある。

盛岡城跡におけるシンボル的役割は、各曲輪に築かれた雄大な石垣がこれまでも、そして今後も担っていくものと考えるが、一方で城内における軍事、政治、居住といった、近世城郭が本来持つ機能が集約していた場所が本丸であった。

近世期における本丸は、藩主や南部家一族のプライベート空間である「奥（大奥）」と、藩主が政務を司る「御側」に大きく分けられる。当時の本丸には、ひしめくように御殿の建物が立ち並び、四隅には櫓が存在していた。このように近世期において城の中心であった本丸は、明治期以降、建造物は全て取り壊され、主に公園としての観点から整備が進められため、現在では往時の機能や用途を来城者が感じられない状況にある。

盛岡城跡が本来持っている価値や魅力を高めるためには、中枢であった本丸の歴史的景観や機能を顕在化させる必要がある。本計画においては、「保存活用計画」において示した保存・活用と整備の方針に基づき、本丸の現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本方針を定める。そして、事業実施期間における具体的な整備内容や各種調査、スケジュールなどを詳しく示すことを目的とする。

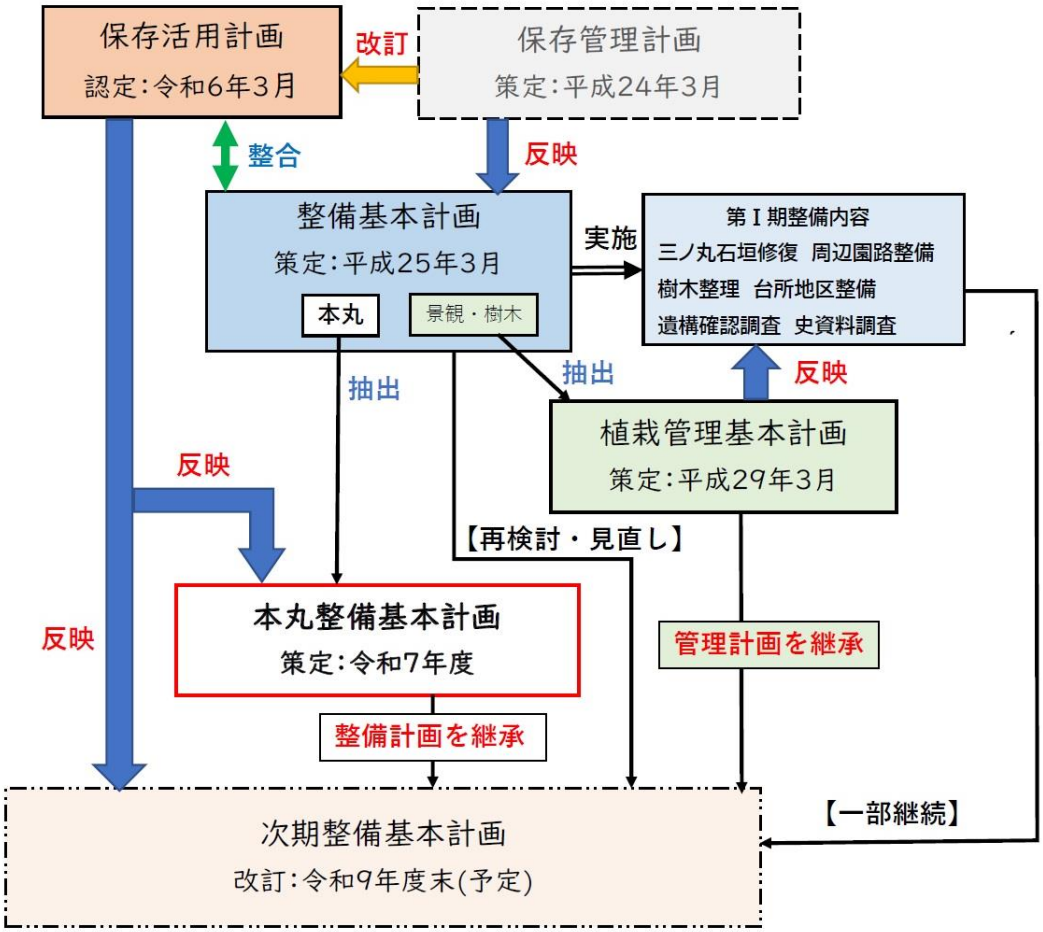

第1図 本丸整備基本計画の位置付け

3. 計画対象範囲

本計画の範囲は、「保存活用計画」において第１種地区に区分されている本丸と本丸門への登城坂および乗物部屋跡とする。ただし、その周辺部である一段下の淡路丸は、江戸時代においては本丸と一体の場所として使用されていた曲輪であり、今後の動線を検討するうえでも切り離せない場所であることから、淡路丸の一部についても整備計画を定める。

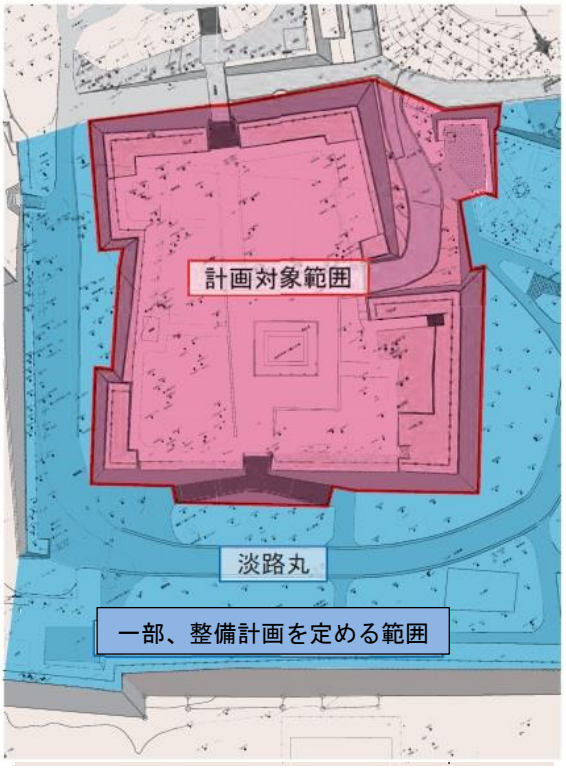

第２図 計画対象範囲 S=1/1500

4. 計画期間

令和７年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間を短期計画、それ以降を中長期計画とする。

本計画書では、短期計画における整備内容や調査計画、事業工程を述べるほか、中長期計画における方向性についても示す。

5. 委員会の設置

（1）委員会の設置

本計画の策定あたっては、平成24年度に「史跡盛岡城跡整備基本計画」を策定する際に設置し、現在も史跡整備に関しての諮問機関である「盛岡城跡整備委員会」で指導及び助言をいただいた。委員会は、近世城郭史、考古学、都市計画、地盤工学、建築、植物、社会教育等の分野における有識者から構成されている。

（2）委員会組織

委員　（五十音順）

役 職	氏 名	現 職 名 等
委 員 長	北 野 博 司	東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター長
副委員長	倉 原 宗 孝	岩手県立大学 総合政策学部 教授
委 員	神 山 仁	日本城郭史学会　盛岡支部長
〃	熊 谷 常 正	盛岡大学 文学部 名誉教授
〃	熊 谷 俊 彦	もりおか歴史文化館 館長
〃	鷹 觜 紅 子	有限会社鷹背建築設計事務所　代表取締役
〃	竹 原 明 秀	岩手大学 人文学部 名誉教授
〃	西 形 達 明	関西地盤環境研究センター　顧問

指導・助言

氏　名	現　　職　　名
市 原 富 士 夫	文化庁資源活用課　主任文化財調査官（整備部門）
小 野 友 記 子	文化庁資源活用課　　文化財調査官（整備部門）
須　川　　翼	岩手県教育委員会生涯学習文化課　文化財専門員

庁内関係課

部　名　等	課　名　等	部　名　等	課　名　等
市長公室	企画調整課 盛岡城復元調査推進室 （令和4年4月～令和7年3月）	教育委員会事務局	歴史文化課 遺跡の学び館
交流推進部	観光課	都市整備部	景観政策課

事務局

部 名 等	課　名　等
都市整備部	公園みどり課（主管課）

（3）審議等経過

ア 盛岡城跡整備委員会（計画策定に係る審議）

	日　　程	内　　容　　等
第1回	令和６年(2024)2月27日	【議題］ ･基本方針の提示 ･策定スケジュール
第2回	令和６年(2024)7月26日	【議題］ ･整備計画の構成 ･第１～６章の内容検討 ･現状と課題の抽出
第3回	令和６年(2024)11月27日	【議題］ ･第７～８章の内容検討 （石垣整備･動線･便益施設･サイン等） ･本丸整備のキャッチフレーズ
第4回	令和７年(2025)3月21日	【議題］ ･全体検討 ･事業計画検討

イ 盛岡市文化財保護審議会

開催日	主な説明･検討内容
令和７年（2025） ７月２日	･計画(案)について。 ･策定に係るスケジュールについて。

ウ 市民意見募集（パブリックコメント）

実施期間	意見提出件数･主な意見等
令和７年(2025) ６月30日～ ７月22日	意見提出者： 名

第2節　関連計画との関係

１．関連計画との関係

（1）盛岡市総合計画（平成 27 年度（2015）３月策定）

※計画期間 平成27年度（2015）～令和６年度（2024）

盛岡市では、平成27年（2015）３月に「盛岡市総合計画」（計画期間：平成27(2015）～令和６年(2024)）を策定し、「ひと・まち・未来が輝き　世界につながるまち盛岡」を目指す将来像として各種施策の推進に取り組んでいる。 基本構想では、目指す将来像を実現させるため、「人がいきいきと暮らすまちづくり」、「盛岡　の魅力があふれるまちづくり」、「人を育み未来につなぐまちづくり」、「人が集い活力を生むまちづくり」の４つの基本目標を定めている。

このうち「盛岡の魅力があふれるまちづくり」では、「盛岡を行き交う交流人口を増やし、にぎわいを創出していくため、雄大な自然や美しい景観、城下町の歴史、芸術文化、スポーツ、温かい人情など、盛岡の魅力を守り育てるとともに、まちづくりにいかし、盛岡らしさが光る、魅力あふれるまちをつくります」としており、目標を具現化するための施策として、「歴史・文化の継承」、「芸術文化の振興」、「『盛岡ブランド』の展開」、「良好な景観の形成」、「計画的な土地 利用の推進」などを上げている。

施策の「歴史・文化の継承」については、「地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります」とし、盛岡城跡保存整備事業などを主要事業としている。

「良好な景観の形成」では、「景観計画推進事業」などを主要事業と位置付け、「景観計画の方針に基づき、景観重要建造物等の指定とともに、景観重要建造物の保全・活用について、市民との協働による取組を進め、盛岡らしい良好な景観形成の誘導を図る」としている。

さらに「観光の振興」では、「盛岡の歴史、文化、先人、まち並みなど、地域資源を最大限に活用した観光地域づくり」、「観光案内板などの多言語表記、外国人観光客や外国籍の市民が、祭りや伝統芸能などを気軽に体験できる仕組みづくりを推進する」としている。

また、「都市基盤施設の維持・強化」では、「快適で住み良い都市環境形成のため、都市公園や　緑地等の整備を推進し、盛岡の緑に対する市民意識の高揚や公園等の利活用の向上に努める必要がある」としており、主要事業として、盛岡城跡公園等の整備を推進することとしている。

（2）盛岡市歴史的風致維持向上計画（景観政策課・歴史文化課：平成 30 年（2018)11月13日認定）

※計画期間 平成 30 年度（2018）～令和9年度（2027）

平成20 年（208）に制定された「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（平成 20 年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、盛岡市の持つ美しいまち並みや文化、人材などの地域資源を活用し、盛岡市らしいまちづくりを進めることを目的に策定された。

本計画において、特にも歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を、重点的かつ一体的に推進する必要がある範囲として設定された重点区域には、史跡盛岡城跡をはじめとする歴史的価値の高い建造物等が所在しており、計画ではこの区域を中心に、盛岡城跡における石垣修復や遺構整備、公園施設整備をはじめとする、歴史的建造物の維持保全、市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の振興等に関連する各種事業が位置付けられている。

（3）盛岡市都市計画マスタープラン（都市計画課：令和3年（2021）7月第2回変更）

市町村の望ましい都市像をまちづくりの目標とし、住民参加のもとに策定される都市計画の基本方針となるもので、全体構想と全15地区の地域別構想により構成されている。

盛岡の財産である自然や歴史を維持あるいは活用することで次世代へ継承していくことを基調とした上で、都市の賑わいや活力を高め、人や環境にやさしいまちづくりを目指すものとしているもので、盛岡城跡が所在する地区については、官公庁等の建物の老朽化に伴う更新が必

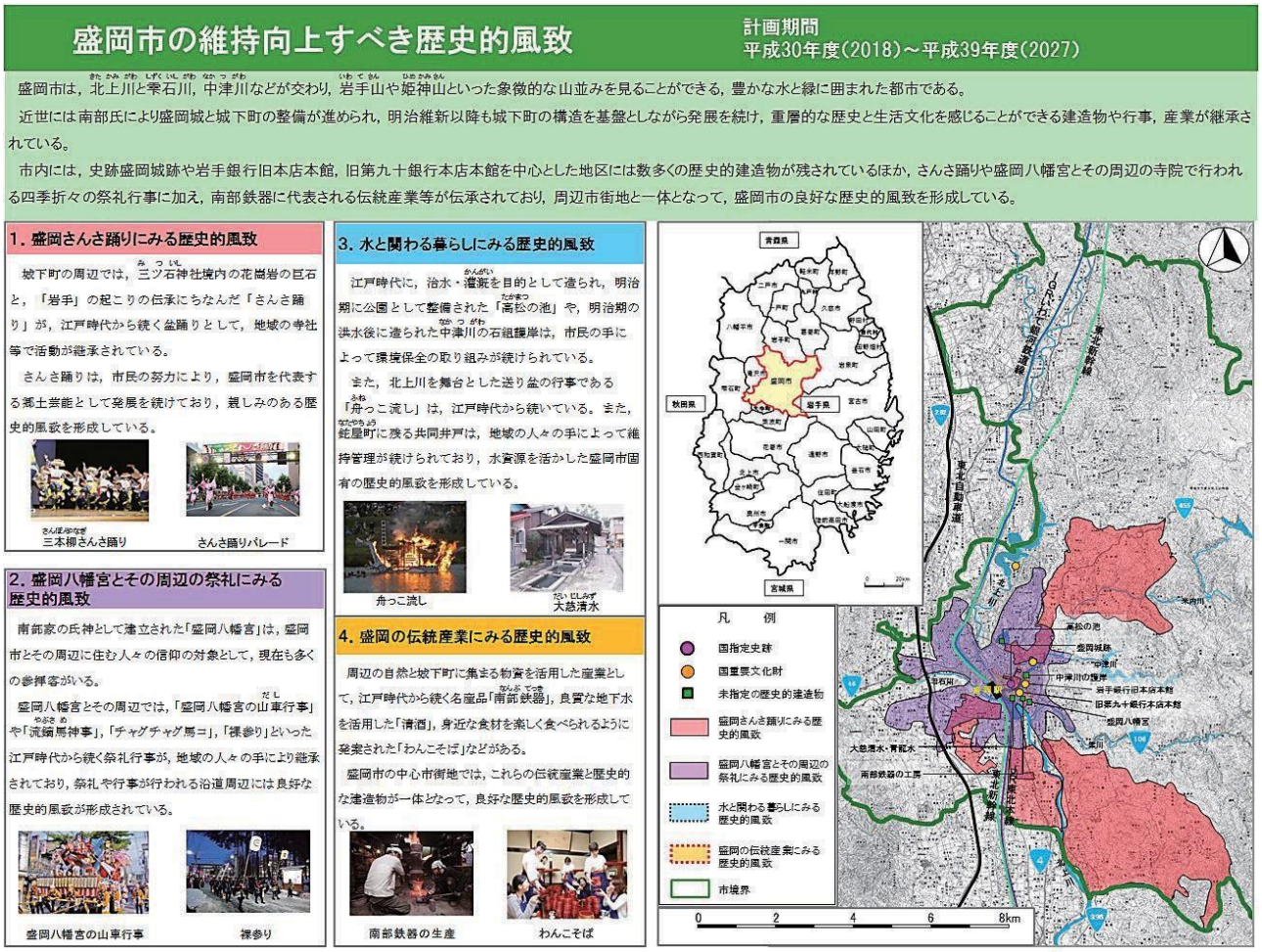

第3図 盛岡市歴史的風致維持向上計画の概要

要となっており、歴史性や周辺の環境を生かしながら、都市の中心拠点としての再生を図ることや、盛岡城跡公園（岩手公園）の周辺地区では、歴史文化施設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めることが位置付けられている。

（4）お城を中心としたまちづくり計画

（公園みどり課：平成21年（2009）10 月策定、令和 5年（2024）11月改訂）

城下町の原点であり、市街地の核であるお城（盛岡城跡）を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備との調和のもとに、お城の風格や城下町の情緒等、地区の特性を活かした総合的なまちづくりを通して、都心の魅力を高め、地区の活性化を促す目的としている。計画策定から10年以上が経過し、約85％の事業が完了または継続するものとなっていることから、事業の評価や更新を行う必要があった。また、中心市街地の活性化や歴史的風致の計画など、お城周辺に関連した計画が策定されたことから、それらの計画と整合性を図るとともに、社会情勢を踏まえる必要があった。そこで盛岡市では、今後も「お城」核としたまちづくりを行い、「お城のまち盛岡」を共通認識として、城下町をさらに顕在化する必要があり、この計画が関連計画を繋げることで相互に強固なものとする位置づけのもと、令和5 年11月に改定を行った。改訂に伴い、対象範囲を盛岡城跡を中心として概ね1ｋｍ範囲内から、かつての城下町の総構え（遠曲輪）を含めたエリアとした。

2．盛岡城跡を対象とした計画

（1）史跡盛岡城跡保存管理計画（平成24年（2012）３月策定）

史跡盛岡城跡を構成する要素の価値を再認識し、史跡整備・公園整備等の推進、明治期に改変された遺構の取扱い方針、石垣の保存修理、現状変更の取り扱い等、盛岡城跡が抱える諸課題に対応し、適切に盛岡城跡を保存管理するための基本的な条件整理を行い、保存管理の基本方針をさく定めることを主目的として策定された。本計画については、盛岡城跡公園（岩手公園）の整備計画の方針、櫻山神社参道地区（盛岡城下曲輪部分）の方向性の検討も位置付けられた。

なお、この計画の内容をベースに後述の「史跡盛岡城跡保存活用計画」を策定している。

（2）史跡盛岡城跡整備基本計画（平成 25 年（2013）３月策定）

※計画期間 平成 25 年度（2013）～令和 14 年度（2032）

本計画は、平成 23 年度（2011）に策定された史跡盛岡城跡保存管理計画において示された盛岡城跡の保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源として活用を推進するための基本計画を定めている。

計画期間は、平成 25 年度（2013）から令和 14 年度（2032）までの 20 年間とし、前半の 10 年間（第Ⅰ期整備計画期間）については各種調査を行いながら、石垣修復や景観整備、公園施設の再整備などを中心に取り組むこととし、後半の 10 年間（第Ⅱ期整備計画期間）については、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を行うとともに、整備のための調査研究を継続して取り組むこととしている。

（3）史跡盛岡城跡植栽管理基本計画（平成 29 年（2017）３月策定）

盛岡城跡や盛岡城跡公園の特徴を表現するために、史跡とその本質的価値の重要な構成要素である石垣・堀・土塁などの遺構の保存を図るとともに、城内外の景観眺望を確保し、盛岡城がより身近な存在となり、市民生活の中に息づく存在となるようにするため、遺跡や遺構の保護のための修景計画と植栽管理を行うための基本方針とともに具体的な整備・管理方法等が定められて いる。

（4）史跡盛岡城跡保存活用計画（令和5年（2023）8月策定、令和6年3月認定）

盛岡市では、平成 24 年（2012）３月に「史跡盛岡城跡保存管理計画」、翌年３月には「史跡盛岡 城跡整備基本計画」を策定し、近世城郭としての歴史的価値の保全と、来園者の安全確保を図る観点から、石垣の解体修復工事を進めるとともに、歴史的・文化的景観の維持・向上を図るため、電線の地中化や樹木の伐採・剪定等に取り組みつつ、史跡への理解を深め、利活用を推進させるための保存整備に伴う遺構の確認調査や文献資料をはじめとする史・資料調査を行うなど、計画に位置付けられた事業の推進に取り組んできた。

この間、各種整備事業や調査の進捗が図られた一方、事業により得られた成果や課題に基づいた、確実で計画的な各種事業の推進や、史跡の理解を深め、より一層の利活用を推進させるための施策の実施が求められているほか、史跡周辺のまちづくりにおいて、盛岡城内及び城下町としての歴史性を考慮する必要が生じていた。また、平成 30 年（2018）の文化財保護法の改正により、市町村や所有者が作成する「文化財保存活用計画」が文化庁長官による認定（文化財保護法第 129 条の２）が制度化されたことなどの動向を踏まえ、改めて史跡の本質的価値を再検証し、現状と課題を整理し、史跡の保存管理や活用、整備、運営体制等の方向性と方法を記載するとともに、段階的 に事業を推進するための実施計画と、史跡とその周辺における各種計画との調整を図りながら、都市整備に対する方向性を示す計画として策定した。

○史跡盛岡城跡の本質的価値

ア 南部氏の居城であり続けた城郭
イ 北東北に珍しい連郭の縄張り
ウ 修築時期を辿ることができる城郭
エ 石切丁場でもあった城内の景観
オ 歴史的建造物

（1）保存・管理の基本方針

ア 盛岡城跡（史跡指定地とその周辺）の本質的価値を構成する石垣や堀、土塁のほか、地下の遺構を適切に保存し、次世代に継承する。

イ 史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にするとともに、今後想定される現状変更等に関する方針を定め、厳密な運用を図る。

ウ 史跡盛岡城跡の歴史的価値を深化させていくための調査研究に継続して取り組む。

エ 史跡盛岡城跡の周辺（遠曲輪までの範囲）、城下町に関連した歴史資産の調査研究や保存に取り組む。

オ 櫻山神社参道地区商店街の将来像については、地域との情報共有に努める。

（2）活用の基本方針

ア　史跡盛岡城跡や盛岡城（遠曲輪までの範囲）、城下町に関連した歴史遺産の価値を市民や観光客、児童・生徒にわかりやすく伝えるとともに、その価値を理解できる環境の創出に努める。

イ　中心市街地に位置する盛岡を代表する公園として、さらに商業・観光資源として、歴史的風致とにぎわいの維持向上を図る。

ウ　交流機会の拡大を図るイベントだけではなく、盛岡城や城下町に関連する講演会や現地説明会等を開催するほか、市民参加型の調査を企画するなど、遺構の復元（再現）に向けた機運の醸成を図るとともに、史・資料の情報提供と周知の機会を設けていく。

（3）整備の基本方針

ア　盛岡城跡の本質的価値を構成する堀、石垣、土塁の保存と修復に取り組む。

イ　城郭としての象徴性を高めるため、発掘調査や史・資料調査の成果に基づき、撤去・改変された石垣、虎口や枡形などの地形のほか、歴史的建造物の復元整備を推進する。

ウ　歴史的建造物の復元等については、調査・研究を踏まえて検討を行い、実施可能なものから計画的に進める。

エ　明治期以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計原案を保全しながら、利用しやすい公園としての整備を推進する。

オ　史跡内外からの眺望景観や石垣の保全を目的に、必要に応じて樹木の剪定・伐採をはじめ、植栽の整備や維持管理のほか、堀跡（鶴ヶ池、亀ヶ池）の水質向上のために必要な措置を講ずる。

カ　盛岡城跡の歴史的価値を損なうことのない範囲で、都市公園・観光拠点としての機能強化を推進するため、来訪者への情報提供や管理の拠点の充実や、解説機能の強化、トイレ等の便益施設等の整備を推進する。

（4）保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針

ア　保存整備と日常の維持管理、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整備する。

イ　保存・活用・整備に係る各種事業の実施状況や成果等について、文化庁や岩手県教育委員会と情報共有を図るとともに、盛岡市文化財保護審議会、盛岡城跡整備委員会等の意見を尊重し、課題の把握と解決に努める。

ウ　市関係部局との緊密な連携のもと、各種事業の推進を図るものとする。

エ　指定管理者による維持管理について、遺構や事物に即した適切な管理方法、内容を指導・助言する。

オ　公益財団法人盛岡観光コンベンション協会、 ボランティアガイド等市民団体と連携した情報の発信を図るとともに、文化財の保存と活用・維持管理等を協働で実施できる体制整備、人材育成に努める。

カ　社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画や事業内容を見直す等の対応を行うものとする。

第2章　史跡指定地と周辺の概要

第1節　史跡を取り巻く環境

（1）自然的環境

盛岡城跡が所在する中心市街地は、北上盆地を貫流する東北地方最大の河川である北上川と、奥羽山脈を水源とする雫石川、北上高地を水源とする中津川や簗川等が交わり、岩手山や姫神山等の象徴的な山並みを望むことができる。

盛岡城が築かれる前の地形については、星川正甫（ほしかわせいほ）により編纂された地誌「盛岡砂子」によると、北上川が現在の旭橋付近から大通り・菜園方向に大きく蛇行して盛岡城跡が立地する丘陵に突き当たり、丘陵の南側で中津川と合流していたほか、雫石川が現在よりも南側を流れており、北上川との合流点も現在よりも南に位置していたことが記されている。

さらに、寛延年間（1748～1751）の盛岡城下図によれば、上田堤（現在の高松の池）や北山方面から湧水が流れ込み、三戸町付近を通り、遠曲輪の堀を通って旧北上川に流れ込む様子が描かれている。よって、これらの沼沢地を埋め立てて市街地を拡大するとともに、湧水や小河川を活用したまちづくりが行われたものと考えられる。

なお、これらの小河川・水路等については、近世以降から生活雑排水の排水路として使われていたが、戦後そのほとんどが衛生上の理由から暗渠化されるなど、大部分が改変を受けており、旧状を知ることが難しくなっている。

盛岡城跡が所在する現在の中心市街地の大半は、北上川・雫石川・中津川等の河川が運んできた砂礫によって形成された扇状地上及び段丘上に立地している。

本市の山地地盤を構成する地質は東西で異なっており、東側の北上山地は、古生代・中生代に形成された堆積岩を中心とし、一部の地域には貫入による花崗岩が分布する。一方、西側の

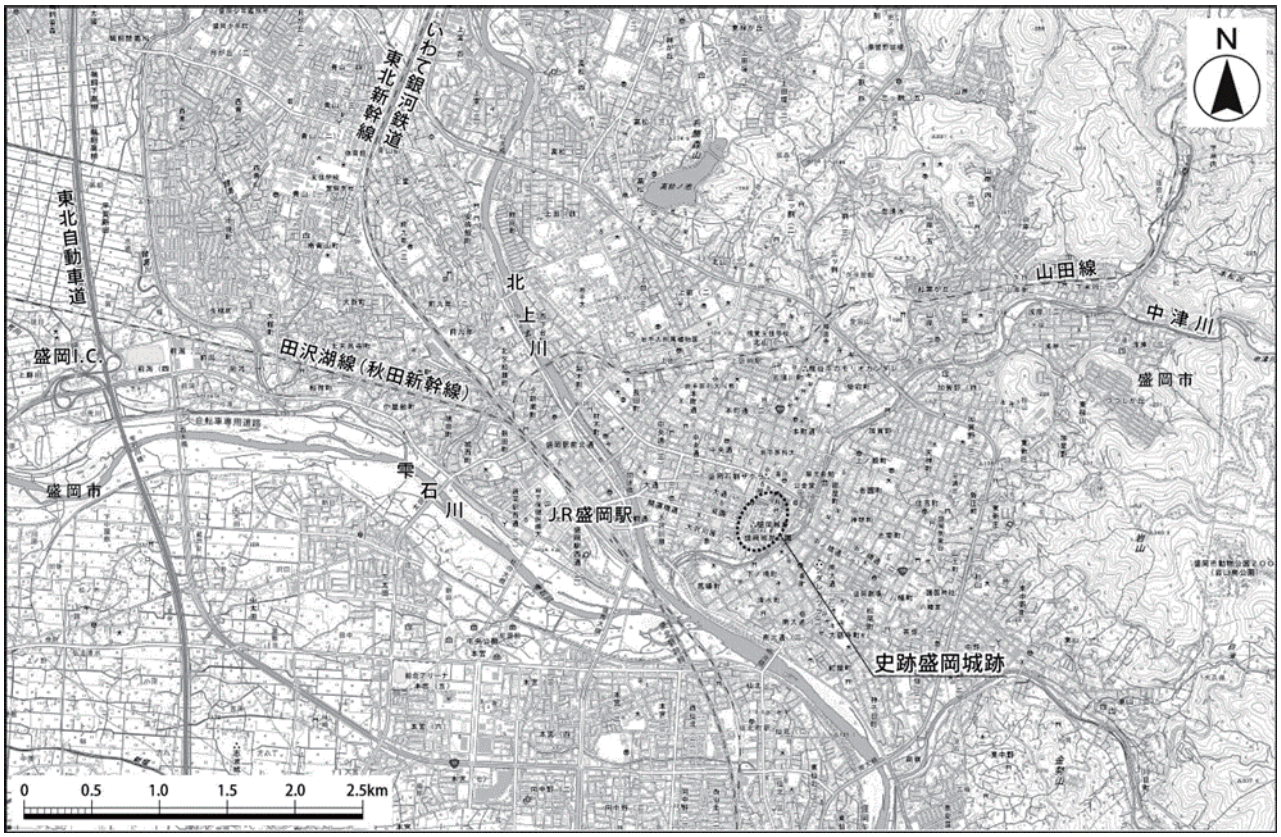

第4図 史跡の位置

奥羽山脈は活火山の岩手山を除くと新第三紀の堆積岩及び火山岩が中心となる。

史跡周辺及び史跡指定地は、貫入による花崗岩が分布する地域となっており、周辺では花崗岩の転石が多くみられ、石割桜の石や三ツ石神社の伝説、東顕寺開基にまつわる斗米石などの奇岩・巨石が存在していたことや、現在の岩手医科大学附属内丸メディカルセンター付近が石間と呼ばれていたことなど、古くから花崗岩が露出していた地区であったようである。

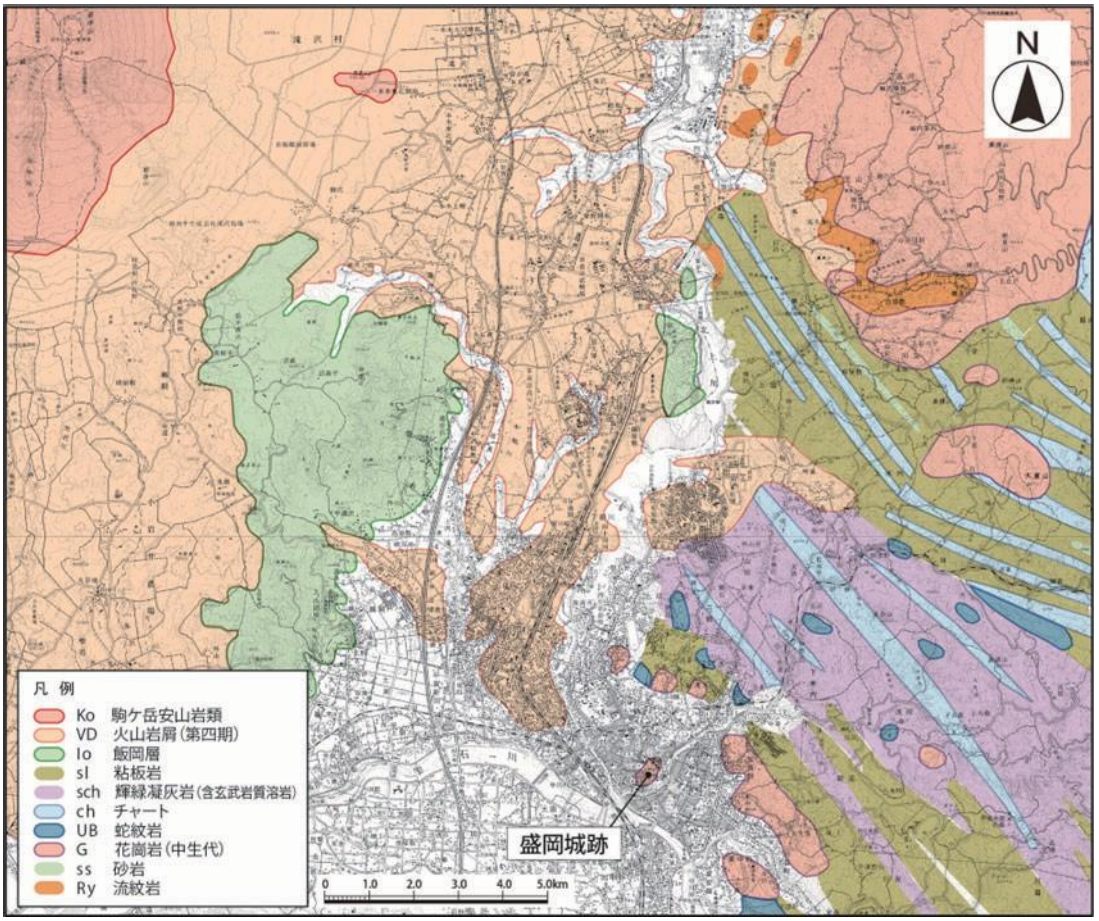

第5図 史跡とその周辺の地質

（2）歴史的環境

城下町形成以前の盛岡は、いたるところに小河川や湧水がみられ、沼沢地や花崗岩の小丘が存在する地形であったと想定されている。

周辺には古くから寺院の存在が伝えられ、盛岡市玉山字一笠の東楽寺に安置されている仏像の一部は、内丸の西側に所在した仁王観音堂のものとされ、その名残が「仁王」という地名に残されている。

また、名須川町に所在する東顕寺は福士氏の菩提寺で、至徳元年（1384）の創建とされており、創建時は内丸の石間に存在したとされている。

城下には大形の花崗岩が露出している箇所がみられ、これら巨石にちなんだ伝承も伝えられている。名須川町に所在する三ツ石神社境内にある三つに割れた巨石には、「昔この地を羅刹と呼ばれる鬼が荒らしまわり、これに困った人たちが三ツ石の神に祈願したところ、鬼は神によって捕らえられた。鬼たちはもう二度とこの地方には入って来ないと約束し、その証として石の上に手形を押した」とされる伝承があり、これが「不来方」や「岩手」、「三ツ割」といった地名の由来とされている。

さらに、江戸時代まで現在の紺屋町付近に残っていたとされる「斗米（徳戸部）石」については、江刺郡正法寺の月泉和尚が徳戸部に至ったところ、そこは怪石奇岩の多い寂寞とした地であった。そこに草堂を構えたところ、不来方城主であった福士五郎政長が檀那となり、東顕寺を建立開基した場であったとの伝承が残されている。

城下町の形成は慶長２年（1597）から始まる盛岡城築城を契機とするもので、慶長４年（1599）からは２代藩主南部利直の手により本格的な城下町整備が進められ、現在の中心市街地の基礎が構築されていった。

城下町は既存の河川を利用し、内曲輪を北側に囲むように水堀と土塁を三重に巡らせており、内曲輪の外側には南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を配し、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪（総構）を配置した。

外曲輪及び遠曲輪の堀跡や土塁については、盛岡城の取り壊しと時を同じくして取り壊された後、部分的に残っていた外曲輪の土塁の一部や遠曲輪の堀の一部（赤川）も昭和 30 年代に改変され、現在ほとんどその痕跡を見ることはできないが、遠曲輪堀跡の痕跡が盛岡中央郵便局西側周辺に見られるなど、一部に残る微細な地形に当時の名残をみることができる。

また、城下の町名については、町家は三戸町・津軽町・仙北町など出身地にちなんだ町名、油町・大工町・鍛冶町など職業にちなんだ町名、六日町・八日町の市日にちなんだ町名等がつけられ、現在では肴町・紺屋町・本町などの町名が残されていることなど、史跡指定地外に広がる城郭の一部や城下町の痕跡と、歴史的な建造物等とが一体となって、近世以降の歴史を現在に伝えている。

（3）社会的環境

盛岡城跡は、盛岡市の中心市街地に位置しており、周辺の大半は商業地及び官庁街となっている（第６図）。

都市計画上、史跡指定範囲（都市計画道路及び櫻山神社境内地の一部を除く）東側の芝生広場及びもりおか歴史文化館敷地については、都市公園区域となっているほか、道路用地、神社境内地を含め、用途地域は第一種住居区域となっているほか、史跡の西側・北側、中津川を挟んだ東側が商業地域、中津川を挟んだ南側は第一種住居地域となっている。

史跡周辺は、明治期以降から県庁・市役所・岩手郡役所等が建つ行政の中心地区であった。昭和 32 年（1957）、全国第一号として官公庁一団地に指定されたことにより、行政機能の集約を図るため国や県の合同庁舎等が当該地区へ誘致され、現在では、岩手県庁をはじめ、盛岡市役所、盛岡地区合同庁舎（県）、盛岡地方検察庁、盛岡地方裁判所、岩手県警察本部、盛岡東警察署が立地している。

史跡指定地及びその周辺は、物産陳列館（現：芝生広場）、県立図書館（現：内丸緑地）、盛岡市立図書館（現：彦蔵西側）等をはじめとする文化施設が集中していた地区でもある。

現在は、昭和２年（1927）に建設された国登録有形文化財（建造物）の岩手県公会堂のほか、県民会館、教育会館等の施設があるほか、中津川の対岸には国指定重要文化財（建造物）の岩手銀行（旧盛岡銀行）旧本店本館を活用した「岩手銀行赤レンガ館」と旧第九十銀行本店本館を利用した「もりおか啄木・賢治青春館」、市内の観光案内や県内の物産販売、多目的ホールを備えた「プラザおでって」が立地している。また、史跡隣接地（芝生広場）には、旧県立図書館を再整備し、江戸時代史料の展示機能のほか、観光拠点としての機能を有する「もりおか歴史文化館」が立地している。

さらに、史跡指定地内には、かつて私立岩手女子高等学校（のち不来方中学校、市立図書館）のほか、同校寄宿舎（現：彦蔵周辺）があり、周辺には師範学校、師範学校女子部（現：盛岡合同庁舎敷地）や工業学校、杜陵高等学校（現：芝生広場）が立地していた。

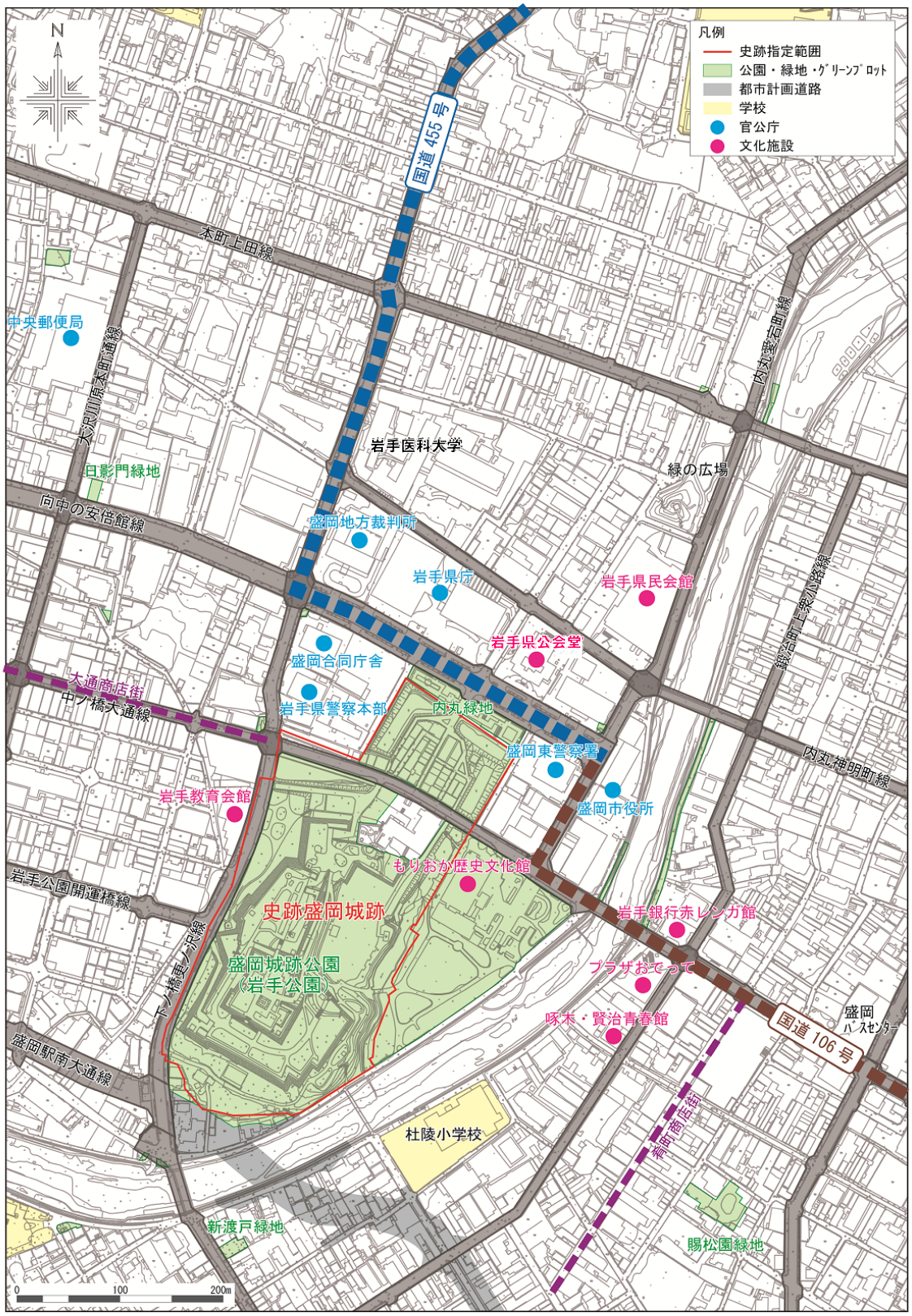

第6図 史跡周辺の社会基盤

現在では、史跡地内の学校施設は撤去され、周辺の学校も大半が廃止または移転しているが、中津川を挟んだ東側に盛岡市立杜陵小学校、南側には盛岡市立下橋中学校、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線を挟んで西側には私立岩手女子高等学校が立地している。

さらに盛岡城跡周辺には、内堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）を挟んで北側には内丸緑地、約 300 m北東の県民会館北側には緑の広場（旧内丸公園）が所在する。さらに、中津川を挟んだ南側には新渡戸稲造生誕の地が新渡戸緑地として整備されている。

史跡周辺の道路については、盛岡市役所前交差点を終点とする宮古市方面から延びる国道 106 号が、また、同交差点を起点として岩泉町に向かう国道 455 号が史跡の北側を東西に通っている。さらに、下曲輪を分断する形で都市計画道路中ノ橋大通線が通っているほか、史跡の西側には都市計画道路下ノ橋更ノ沢線が通っている。

第2節　盛岡城跡の概要

1．中世～近世

南部氏による築城開始以前、盛岡城が立地する丘陵には、江戸時代に星川正甫により編纂された地誌「盛岡砂子」に収録されている「盛岡舊図」（第７図）によると、北上川と中津川との合流点の北側に、「古中野」と書かれた囲みが描かれ、その中に「淡路館」・「日戸館」と記されている部分が見られ、この部分が現在の内曲輪（御城内）に相当する範囲で、「淡路館」は本丸・淡路丸に相当し、「日戸館」が三ノ丸に相当する範囲と想定している。

発掘調査の結果から、室町時代（14 世紀末～ 15 世紀）から戦国時代（16 世紀）の城館は、丘陵の頂部から裾に至る自然地形に合わせた形で縄張りされており、後の盛岡城の本丸を主郭とし、二ノ丸・三ノ丸の前身となる曲輪が丘陵頂部に連なり、それぞれが堀切で区画され、淡路丸は狭長な曲輪が雛段状に造成され、主郭を囲んでいたことが確認されている。

盛岡城は、三戸南部家の当主南部信直が、天正 19 年（1591）の九戸合戦後、豊臣家の重臣浅野長政の勧めに従い、不来方の地に築城することを決定。慶長２年（1597）に築城工事を開始したと

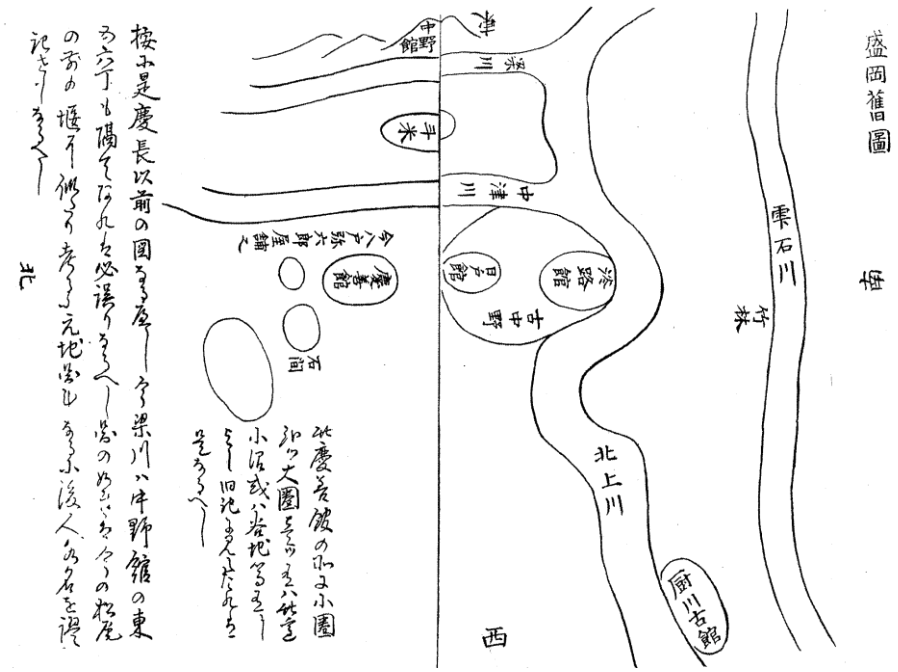

第７図 盛岡舊図（星川正甫「盛岡砂子」『南部叢書第1冊』より転載）

される。

信直はその後、居城として北上川流域の要衝に盛岡城の築城を図り、城下町の建設にも着手。慶長４年（1599）３月、ほぼ完成した盛岡城に入城したが、病気が悪化し同年 10 月５日 54 歳の生涯を終えた。

築城工事は、嫡子利直に引き継がれ、信直卒去に伴う中断の後、慶長８年（1603）から再び普請が行われた。しかし、冬季には作業ができず、度重なる水害にみまわれるなど遅々として工事は進捗しなかったが、寛永10 年（1633）、盛岡藩第３代藩主南部重直の治世に一応の完成をみることとなり、以来盛岡藩10万石の居城となった。

盛岡城は、修築がくりかえされており、築城が開始された慶長年間（16 世紀末～ 17 世紀初頭）には、本丸と二ノ丸の西面を除く範囲と主要な城門のある虎口にのみ野面石を多用した石垣が構築された。

本丸の南側に位置する淡路丸については大規模な盛土造成が行われ、曲輪を広く大きなものにまとめている。曲輪の縁辺には木柵を巡らせ、屈曲した横矢掛けの構造をとっており、地形に合わせた縄張りの中にも、近世的な築城意識が読み取れる。

その後、元和３年（1617）には改修が行われ、本丸は規模が拡張され、二ノ丸では石垣の修復が行われ、三ノ丸と淡路丸には不定形な割石を使用した石垣が構築されるなど、内曲輪の総石垣を志向した整備が進められ、近世城郭として一応の完成を見た時期といえる。

寛文８年（1668）から延宝４年（1676）は、三階櫓（後の天守）・二階櫓を含めた本丸再建が進められたほか、大きく蛇行して内曲輪西面に直面していた北上川の川筋が雫石川の合流点に向かう形で切り替えられ、切り替えられた後の旧河道（北上古川）は堀として機能した。

その後、延宝８年（1680）から貞享３年（1686）の７年間の歳月をかけ、淡路丸西面から二ノ丸西面までの石垣が構築され、内曲輪の総石垣化が完成した時期である。

なお、淡路丸西面から二ノ丸西面に構築された石垣は、控えの長い規格材を使用した布積（布積Ａ）である。

宝永元年（1704）からは震災復旧に伴う石垣の修築が、本丸西側・二ノ丸北東部・淡路丸西側で行われたほか、元文５年（1740）から延享５年（1748）にかけ、淡路丸南側石垣や二ノ丸東石垣の孕み出しの応急処置として、補修石垣（ハバキ石垣）が構築された。

江戸時代末期の18世紀後葉から明治７年（1874）の破却までの期間においては、淡路丸の窪地は埋め立てのほか、南西隅櫓が廃止されて吹上三社の神域となったほか、城内の排水施設が整備され、さらに本丸御殿の一部（聖長楼）が本丸の西側に張り出すように構築されていた。

２．近 代

盛岡藩が戊辰戦争に敗北した結果、盛岡城は明治政府の直轄地となり、兵部省（明治５年（1872） から陸軍省）が管轄した。盛岡藩第 16 代藩主南部利恭は、明治元年（1868）に領地を没収され白石に転封されたが、翌明治２年（1869）には盛岡藩の藩知事となり、盛岡城は13万石の居城となった。しかし明治３年（1870）、利恭は藩知事を辞任、鳥取藩、名古屋藩、熊本藩とともに全国に先駆けて政府に廃藩を願い出て、明治政府により盛岡県が設置された。

当初の盛岡県庁は盛岡城の中ノ丸に置かれたが、翌明治４年（1871）には旧藩主別邸であった広小路御殿（現在の岩手県庁敷地）に移転、城内は明治５年（1872）に兵部省から変わった陸軍省東北鎮台の所管となった。盛岡城は、明治６年（1973） １月太政官布達「全国城郭存廃

ノ処分並兵営地等撰定方」において、存城の一つに選定されたが、本丸及び二ノ丸、三ノ丸等の建物の維持が困難であると判断されたことから、数棟の土蔵のほか石垣や土塁を残して払い下げられることとなった。明治７年（1874）３月、城内の建物に一般入札の広告が出され、翌月に十三日町の小道具屋善五郎に約 2,700 貫文で払い下げられ、城内建物や樹木の大半が撤去された。

なお、払い下げられた一部の部材については明治 12 年（1879）頃まで城内等に保管された後、周辺の商人や寺社等に引き取られ、建築部材として再利用されており、盛岡市内やその近郊において、部材を活用したと伝えられる建物が存在している。

櫻山神社は、寛延２年（1749）第８代藩主南部利視が、初代南部利直の功績を称え社殿を城内の淡路丸に建立したのが始まりとされる。当初は淡路丸大明神と称されたが、文化９年（1812）に神社付近にあった桜の木にちなみ櫻山大明神と改名した。盛岡城の廃城に伴い、明治４年（1871）に加賀野妙泉寺に、さらに明治10年（1877）は南部家菩提所の麓に遷座、明治33年（1900）3度目の遷座により現在地に鎮座した。

城跡地（内曲輪の大部分）は、明治23年（1890）に南部家が国から縁故払い下げを受け、明治36 年（1903）から岩手県が公園整備計画に着手、明治39年（1906）に南部家と岩手県知事の間で、「土地使用貸借契約書」を締結し、日比谷公園の設計案の策定など、東京府の公園整備に携わった長岡安平の設計原案により整備工事に着手、同年９月15 日に岩手公園として開園した。

公園の開園を機に、盛岡城跡は広く県民・市民の憩いの場として開放され、以来、盛岡市・岩手県のシンボルとして愛されている。設計原案の作成に当たった長岡安平は、地域の自然や特色を生かすことを公園設計の要諦としており、特に岩手公園においては、整備に当たり南部家と岩手県と交わされた貸借契約書に「城域の保存」を重んじることが明記されていたことなど、城郭の遺構を生かしながら近代的な公園としての機能を備えたものとすることに配慮が払われ、各曲輪の形状や石垣を大きく改変することなく、四季を楽しめる花木や草花を植栽し、曲輪の平場を芝生広場として、内堀を生かしながら鶴ケ池を整備するなどの手法がとられた。

昭和９年（1934）、公園の管理が岩手県から盛岡市に移管されることに伴い、市は南部家からの寄付と岩手県の補助を受ける形で土地の買収を行い、維持管理を行うこととなった。

取得する土地は岩手公園として開設されていた範囲と、岩手女学校（現岩手女子高等学校）へ貸付中の敷地（現在の公園管理事務所付近）を含むものとされた。併せて、公園看守人詰所、物置、人夫詰所、四阿７棟、便所６棟、花籠堂１棟、猿小屋、熊小屋については、岩手県から無償で譲渡されている。

表1 盛岡城関連年表 -1

変遷区分	年号	西暦	藩主	記　事	出典等
	文治5	1189		奥州合戦、源頼朝が平泉藤原氏を滅ぼす。工藤行光岩手郡地頭となる	①
	元弘3	1333		鎌倉幕府滅ぶ	
	建武元	1334		北畠顕家陸奥国司となる。南部師行糠部に入る	
不来方城1期	元中9 (明徳3)	1392		南北朝合一 南部薩摩守政光、八戸の根城に入る	②
	応永11	1404		南部大膳(義政)、福士親行・秀行に不来方を任せる	③
	永享7	1435		和賀・稗貫の大乱、南部遠州等北奥勢が不来方より出陣 (翌年まで)	④
不来方城2期	天文8	1539		南部晴政、足利義晴より「晴」の一字を拝領。聖壽寺館大火	⑤⑥
	天正10	1582		田子信直、三戸南部を継ぐ	⑦ほか
	天正16	1588		南部信直、斯波氏を滅ぼす	
	天正18	1590		信直、前田利家軍に属し、小田原に参陣 豊臣秀吉、信直に本領安堵の朱印状を交付	⑦⑧
	天正19	1591	信直	九戸合戦，浅野長政らから「不来方」の地へ築城の勧奨を得る	⑥⑨
	天正20 (文禄元)	1592		南部信直，肥前名護屋に出陣 南部氏領内の城割、12城を存置	⑩
	文禄2	1593		福士氏，鵜飼(滝沢村)に移転	③
盛岡城1期	慶長2	1597		3月6日、南部利直を総奉行に築城開始(鋤初)	⑥
	慶長3	1598		3月、南部信直が豊臣秀吉の京都醍醐の観桜会に参加	⑪
	慶長4	1599		築城ほぼ成り、信直入城	
				10月5日、信直、福岡城にて死去	
			利直	12月、利直、家督相続	
	慶長5	1600		関ヶ原の合戦 南部利直、徳川家康の命により、最上で上杉勢と対陣	
				盛岡城普請一応の完成	
	慶長8	1603		盛岡城修理	
	慶長13	1608		城下町並の整備一応成る	
	慶長14	1609		10月中津川に上ノ橋をかけ、青銅擬宝珠20個を取り付ける 造営大奉行七戸隼人正直時	⑫
	慶長16	1611		中津川に中ノ橋をかけ、青銅擬宝珠20個を取り付ける 普請奉行田代治兵衛	
	慶長17	1612		9月中津川に下ノ橋をかける 普請奉行波岡八左衛門	
	元和元	1615		大坂夏の陣、豊臣家滅ぶ	
				6月盛岡侍屋敷町割始まる	
				利直、志和の郡山城に移る	
盛岡城2期	元和3	1617		野田掃部を森ヶ岡城代として大修築(2期工事開始)	⑬⑭
				諸士町整備成る	
				三戸より庶民を盛岡に移し、三戸町とする	
	元和5	1619		盛岡城修築成り，南部利直が福岡城より移る	⑭
	寛永元	1624		処刑した切支丹を城内の虎の檻に入れる	⑮ほか
	寛永3	1626		利直、日詰の郡山城を居城とす	
	寛永4	1627		新蔵を城内から内丸に引移す	
	寛永9	1632		8月18日、利直死去	
	寛永9	1632	重直	10月、重直、家督相続	
	寛永10	1633		南部重直盛岡城に入城 以後，藩主居城となる	
	寛永11	1634		盛岡城炎上(寛永10、13年の説あり)	
	寛永13	1636		夏、本丸仮普請中に落雷し炎上する(寛永10年、1年の説あり) 福岡城の古材で外曲輪に御新丸を普請し、仮御殿とする	⑯
				盛岡城再造営	

表1 盛岡城関連年表 -2

変遷区分	年号	西暦	藩主	記　事	出典等
盛岡城2期	寛永18	1641		御新丸普請出来	
	慶安元	1648		7月21日、時鐘こわれる	
				9月25日、時鐘出来上がる	
	承応2	1653		閏6月29日、城内八幡神社を築立したところ烏帽子岩出る	
	明暦2	1656		夕顔瀬橋架設	
	万治2	1659		本丸三重櫓鯖鋳造のため、京都の釜師小泉仁佐衛門を召抱える	
				広小路できる	
	寛文2	1662		9月盛岡近在大洪水で中津川3橋落ちる	
	寛文3	1663		中ノ丸、太鼓堂もともに焼亡	
	寛文4	1664		9月12日、重直死去	
	寛文4	1664	重信	12月6日、重信、家督相続	
	寛文5	1665		3月1日、山口三右衛門を瓦焼奉行に仰付	
				郡山城をこわす	
				3月26日、御新丸の居間前の石垣構築	⑰
	寛文7	1667		6月6日、三ノ丸冠木門石垣、二ノ丸石垣の普請が許可される	⑱
				8月15日、城普請入用の石垣石材を志和郡長岡より船で召上げる	⑰
				11月15日、この年の石垣普請を終了する	
盛岡城3期	寛文8	1668		1月21日、石垣普請着工（再開）	⑰
				6月14日、石垣普請完成	
				4月26日、本丸普請成就	
				6月14日、石垣普請なる	
				6月26日、御田屋清水御堀の橋普請出来る	
	寛文9	1669		7月5日、鳩門の建直し及び外石垣普請実施	⑰⑲
				11月5日、重信が建直しの完了した鳩御門を通る	
	寛文10	1670		6月3日、大洪水中津川3橋及び夕顔瀬橋流失	
	寛文12	1672		淡路丸蔵普請	
	寛文13（延宝元）	1673		5月21日、舟入場の石垣修復、先年の本丸三重矢倉一ヶ所、二重矢倉一ヶ所焼失に伴う再建許可	⑳
	寛文13（延宝元）	1673	重信	北上古川舟付木戸新規に建立	
				7月1日、北上川新川の開削普請始まる	
	延宝2	1674		3月21日、盛岡城三階櫓工事着手 奉行、野田弥右エ門・松尾安左エ門	
				4月20日、本丸三重櫓、二階櫓再建にあたり、「瀬戸瓦」を発注	⑰
				4月、中津川三橋普請出来る	
				中津川北上川新土手できる	
				7月17日、本丸二階櫓工事着手	
				8月28日、新山橋できる	
	延宝3	1675		本丸二階櫓再建、北上川の開削工事完成	⑲
	延宝4	1676		6月29日、本丸三階櫓棟上	
				9月1日、城廻りの堀端に桜垣建直し仰付	
	延宝5	1677		10月17日、中津川普請出来る	
	延宝6	1678		勘定場新築（二ノ丸）	
				10月15日、郡山御殿取毀の材木にて盛岡城内御末方普請	
	延宝7	1679		三戸土手裏に時鐘を設ける 城内の時太鼓停止	
				7月10日、二ノ丸西方の土手長さ100間余、新規に石垣を築くこと、淡路丸、三ノ丸に二階蔵を建てること、三ノ丸石垣の修復等が許可される	⑰
				11月24日、石垣破損修す	⑰

表1盛岡城関連年表 -3

変遷区分	年号	西暦	藩主	記　事	出典等
盛岡城3期	延宝8	1680	重信	2月1日、石垣石材を外曲輪（現在の内丸）石間、八戸屋敷、斗米（とっこべ）石（中ノ橋通）から切り出す	⑰
				3月8日、本丸石垣築仰出	
				5月8日、徳川家綱死去により普請中断	
				9月4日、二階蔵三箇所建替え及び石垣補修完成	
				10月21日、再び城内石垣普請方幕府より許可	⑰
	延宝9	1681		2月9日、本丸石垣築懸	
	天和元	1681		6月27日、斗米鐘楼十三日町裏へ移す	
	天和2	1682		2月29日、普請中の本丸二階下、吹上門北側の石垣20間余が崩れる	⑰
				4月29日、同上石垣普請許可	
				上ノ橋の架け替え	
				8月25日、本丸西側の石垣補修仰付け	⑰
				8月29日、本丸石垣の修理着手	
				11月22日、二ノ丸北側の石垣修理完了	
	天和3	1683		6月22日、新山舟渡土橋被仰渡	
	貞享2	1685		大手より東方川端の土手崩れる	
	貞享3	1686		3月、二ノ丸西側の石垣完成（7年間かかる） 石垣奉行　奥寺八左衛門・野田弥右衛門	二ノ丸西面
				8月12日、大手門筋土手崩れの築直し幕府より許可	
	元禄3	1690		8月9日、新山土橋渡初め	
	元禄4	1691		7月24日、三ノ丸側惣堀繕う	
	元禄5	1692	行信	7月27日、行信、家督相続	
	元禄13	1700		城内の焔硝蔵を愛宕山に移す	
	元禄15	1702		6月18日、重信死去	
				10月11日、行信死去	
	元禄15	1702	信恩	11月27日、信恩，家督相続	
	元禄16	1703		幕府に対し、本丸・二ノ丸・三ノ丸等の石垣11箇所の補修を願い出る	⑰
				9月29日、普請願が許可される	
	元禄17	1704		1月2日、大地震により本丸の壁と石垣が崩れ、破損したため、藩主・諸役人共々御新丸に移る	
				4月5日、学んでいる箇所の石垣普請を野田弥右衛門・川守田弥五兵衛に指示	⑲
盛岡城4期	宝永元	1704		4月21日、鶴姫死去により石垣普請取り止め	⑲
				7月25日、石垣根石設置をするよう指示	⑰
				12月10日、石垣普請完了	
	宝永2	1705		3月13日、石垣修理を雪が消えるまでの間休止とする	⑰⑲
				5月1日、二階櫓・車門・石垣修復について、幕府に願い出る	
				三ノ丸瓦門北石垣修復	⑰⑲
				7月1日、幕府に対し、二階櫓・鳩門ほか修理願出る	
				9月2日、三ノ丸北側石垣修復工事完成	㉑
				11月22日、車御門の石垣修理一部完成 残りは来春に着工するよう指示	⑰⑲
	宝永3	1706		3月3日、本丸石垣の修繕のため、廊下、二階取り壊し	
				3月22日、廊下橋・三ノ丸たたみ立て直し指示	
				8月12日、幕府に対し、絵図を持って石垣普請の説明をおこなう	
	宝永4	1707		2月12日、本町裏の堀の中にある石を石垣に使用するよう指示	
				2月19日，石垣及び二階普請に着手	⑲
				3月、本丸二階櫓石垣修復の石材を本町裏の堀から採取	⑰⑲
				3月19日、石垣並びに二階櫓の普請取付け	
				9月13日、城内の柵建直しの普請を仰付けたが、当年不作のため石垣普請を停止	
				12月8日、信恩死去	

表1 盛岡城関連年表 -4

変遷区分	年号	西暦	藩主	記　事	出典等
盛岡城4期	宝永5	1708	利幹	閏正月5日、利幹、家督相続	
				1月24日、大風、北櫓鯖吹き落ちて所々損す	
	宝永6	1709		御新丸に能舞台造立	
				7月4日、三階櫓鯖棟上	
	享保元	1716		内丸屋敷萱葺の処柾葺被仰出	
	享保4	1719		1月10日、本丸御末より出火	
				1月12日、馬屋普請出来	
	享保10	1725		6月4日、利幹死去	
	享保10	1725	利視	7月21日、利視、家督相続	
	享保15	1730		榊山曲輪に榊山正一位稲荷大明神を崇め、藩内の総鎮守とする	
	享保18	1733		11月10日、城内（三ノ丸）太鼓堂に太鼓を釣り上げ 寛文以降停止のものを再建	
	元文2	1737		10月16日、紙丁橋普請出来	
	元文5	1740		1月11日、幕府に対し石垣修復を申し出る	⑰
				本丸西北石垣・二ノ丸乾之方石垣修補許可される	⑰
				3月20日、城内石垣普請奉行御者頭石川助左衛門を仰付る	
				淡路丸石垣にハバキ石垣を取り付け、崩落を防ぐ 石材は日蔭山より採取（二ノ丸東側を含めて延享年間まで施工）	⑲
				6月15日、石垣普請を仰付	⑰
				7月23日、新蔵完成	
				本丸三階櫓の瓦葺修理の普請に取り掛かる	
				9月1日、中ノ丸から大沢川原方の石垣修理着手	⑰
	寛保2	1742		9月19日、中ノ橋架け替え出来渡り初め	
				11月21日、淡路丸の石垣普請で使用する石材を雪のあるうちに運搬しておくよう指示	⑰
	寛保3	1743		本丸三階修復、6月29日に完成	
	寛保4	1744		淡路丸南面石垣補修工事中断	
	延享元	1744		2月10日、石合蔵完成	
				5月、本蔵普請	
				この年、惣御門惣柵建替	
	延享4	1747		12月18日、淡路丸南面の石垣補修、ハバキ石垣設置完了	⑰
	寛延2	1749		7月5日、彦御蔵が完成する	
				9月22日、城内淡路丸に信直の神位を勧請、淡路大明神造立	
	宝暦2	1752		3月28日、利視死去	
	宝暦2	1752	利雄	5月22日、利雄，家督相続	
	宝暦3	1753		6月18日、本丸百足橋下菜園入口の柳木に落雷す	
				9月5日、城内に雷堂を造立鎮座	
	宝暦12	1762		7月19日、綱御門修復仰付	
				中丸門内の番所、大工小屋前門を建て、瓦葺とする	
				8月11日、下ノ橋普請出来る	
				9月、夕顔瀬橋の下流土手を新築	
	宝暦13	1763		8月22日、鷹部屋前の塀側大腰掛新規普請	
	明和元	1764		5月16日、城内外の惣塀並びに木御繕普請	
		1764		10月4日、城内淡路丸桜山宮修復	
	明和3	1766		10月29日、中丸玄関前から車門まで切石普請	
				この年、下ノ橋門新規建直し	
				11月10日、綱門建替普請	
盛岡城5期	明和7	1770		7月7日、紙丁橋架け替え	
	明和8	1771		三階櫓を改修	
	安永元	1772		5月3日、地震により石垣学み2箇所	
	安永2	1773		百足橋下に二間・三間の土蔵を造る	

表1 盛岡城関連年表 -5

変遷区分	年号	西暦	藩主	記　事	出典等
盛岡城5期	安永6	1777		6月21日、綱門脇から大納戸所後の柵を修理	
				9月、御新丸門・塀・屋根大破につき修理	
	安永7	1778		4月22日、城内石垣の普請修補許可	
	安永8	1779		7月22日、城内石垣所々学み出て、その修理許可となる	
				10月、中ノ橋架け替え。下ノ橋普請	
				12月5日、利雄死去	
	安永9	1780	利正	2月7日、利正、家督相続	
	天明2	1782		3月、御新丸建物の塀を修理	
				6月20日、上ノ橋新規架け替え	
	天明3	1783		盛岡城下仁王厩を城内の桜馬場に移す	
	天明4	1784		5月5日、利正死去	
	天明4	1784	利敬	7月17日、利敬、家督相続	
	天明5	1785		8月24日、大雨風のため綱門倒壊	
	天明6	1786		勘定所を建て替え	
	天明7	1787		9月、御新丸普請成就	
	天明8	1788		10月29日、綱門普請出来て上棟する	
	寛政6	1794		5月15日、勘定所新規建替	
				6月16日、中ノ橋普請（10月17日出来）	
	寛政7	1795		明神曲輪の石垣普請ができる	
	寛政11	1799		5月14日、下ノ橋普請	
				7月6日、車御門屋根瓦損じ普請	
				三階並びに石垣普請	
	寛政12	1800		3月6日、二ノ丸諸役所の住居替仰出 御目付所前に土蔵建て「留蔵」とする	
				10月、大手先の外堀二箇所埋まり、復旧を老中より許可される	㉒
				10月15日、城外の外塀修補	
	享和2	1802		御新丸新規に普請できる	
	享和4	1804		8月12日、上ノ橋架け替え完成	
	文化5	1808		2月25日、御末門のことを本丸門と改称する	
	文化7	1810		9月29日、盛岡城本蔵二番三番新規建替え	
	文化9	1812		淡路丸大明神を櫻山神社と改める 淡路丸に桜馬場を設ける	
	文化13	1816		6月、城内諸役所の名改める	
	文政2	1819	利敬	5月、城内榊山御本社棟上	
	文政3	1820		6月15日、利敬死去	
	文政4	1821	利用	7月9日、鳩森曲輪土塀大雨で崩れる	
				8月21日、利用（先）死去	
				10月、利用（後）、家督相続	
	文政6	1823		9月7日暁、台所前蔵一箇所焼失	
	文政8	1825		7月18日、利用（後）死去	
	文政8	1825	利済	9月23日、利済、家督相続	
	文政12	1829		5月、広小路屋敷普請始まる	
	文政13	1830		広小路御殿を新たに造営 御菜園も造営し、泉水庭園に曲水の茶屋、万歳橋などを建てる 稲荷堂・雷神社も再建 八幡社を建てて、三武社と号する	
	天保元	1830		5月、中ノ橋架け替え	
				9月27日、広小路御殿棟上	
	天保5	1834		10月20日、本丸庭に式舞台普請仰出	
	天保7	1836		11月1日、寅刻城内小納戸預かりの彦御蔵焼失	
	天保13	1842		3月20日、本丸「御三階」を「御天守」と唱えることとする	
				4月24日、下御殿を以後清水御殿と唱えるよう仰出	

表1 盛岡城関連年表 -6

変遷区分	年号	西暦	藩主	記　事	出典等
盛岡城5期	天保14	1843	利済	8月30日、清水御殿の大工小屋焼失	
	弘化元	1844		5月3日、外三門に見張番所建つ	
				11月、城内毘沙門渕朝日渓に湧泉あり茶水とする	
				11月4日、城内鳩森曲輪鹿島篭堂焼失	
	弘化2	1845		3月24日、城内上り口普請仰出	
	弘化3	1846		6月20日、車門普請完成	
	弘化4	1847		本丸の表居間を改築 本丸中庭に舞台が設けられる	
	嘉永元	1848	利義	6月27日、利義、家督相続	
	嘉永2	1849	利剛	10月25日、利剛、家督相続	
	嘉永3	1850		中ノ橋普請	
	嘉永4	1851		菜園の普請すべて成就	
	嘉永5	1852		三ノ丸鳩森下石垣普請	
	安政元	1854		本丸御殿の不要な部分を整理し始める 鳩森下曲輪石垣の修復が行われる 聖長楼三階・孔雀之間・海老之間・中二階廊下・杜若之間・蔦之間・車寄などを取り壊す	
	安政2	1855		冠木御門番所の脇並びに大手門脇の石垣普請	
				4月14日、利済死去	
	文久2	1862		本丸天守の普請できる	
	明治元	1868		9月25日、戊辰戦争で盛岡藩降伏する	
	明治元	1868	利恭	12月17日、利恭、家督相続	
	明治2	1869		7月、盛岡藩庁を城内に置く	
				10月15日、城内惣神社他所に移す	
	明治3	1870		7月、廃藩置県により盛岡県となる	
				8月、盛岡県庁を城内に置く	
	明治4	1871		県庁を仁王村広小路の藩主別邸に移す	
	明治5	1872		城域すべて陸軍省用地となる	
	明治7	1874		城内建物を入札により払い下げ、取り壊し	

※出典等一覧

①『吾妻鏡』
②『八戸家伝記』
③「福士系図」
④『稗貫状』
⑤『大館日記』
⑥『祐清私記』
⑦『南部根源記』
⑧「豊臣秀吉朱印状」
⑨『旧記』
⑩「南部諸城破却書上」
⑪「信直書状」
⑫「青銅擬宝珠銘」
⑬『藩史草稿』
⑭『郷村古実見聞記』
⑮「バジェスの582章」
⑯「盛岡城之絵図（金沢）御新丸図」
⑰『御城廻御修補』
⑱『老中奉書返書』
⑲盛岡藩家老席日記『雑書』
⑳『幕府老中奉書』
⑳「石垣普請奉行刻銘」
⑫「盛岡城大手先御堀浚御願」
⑳　盛岡藩家老席日記『覚書』

３．現 代

盛岡城跡は昭和12 年（1937） ４月に史跡指定され、その後も多くの市民・県民に利用されていた。

太平洋戦争の直前になると、市立小学校児童心身鍛錬耐熱体操会、紀元二千六百年奉祝体育祭や、大政翼賛会集会、日独伊三国結盟県民大会などの行事が開催された。

戦時中には、明治41 年（1908）本丸に建立された南部利祥中尉騎馬像の銅像部分が自主供出されることとなり、昭和19 年（1944） ４月４日に出陣式が本丸で行われた。

同じく昭和19 年（1944）には、明治期の公園整備の際に設けられた花壇が廃止され、運動場の一部となったほか、食糧不足から動物園で飼育されていた狐や狸が払い下げられた。また、食糧確保の観点から、内堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）で鯉が養殖されるなど、公園の利活用においても戦争の影響が及んだ時期であった。

昭和20 年（1945）、太平洋戦争が終わると史跡指定地内のうち、岩手公園用地でもある鶴ヶ池、亀ヶ池に囲まれた地域（約5,500 ㎡）は、終戦時まで櫻山神社の境内地には国内外からの引揚者が生活の場を求めバラック店舗を構えた。

昭和21年（1946）になると、これら引揚者や戦災者 105 名により盛岡更生市場組合が結成され、櫻山神社から境内の参道を中心に借地し、仮設店舗で営業を始めた。

昭和29 年（1954）、都市計画道路「中ノ橋大通線」の開通に併せ、当該地区の整備が急務となったことから、市は市有地・公園用地である亀ヶ池畔に乱立していたバラック建店舗付住宅の整理を計画した。移転先は「中ノ橋大通線」沿いに仮設した桟橋上と亀ヶ池畔に新設する園地に沿う敷地と決め、暫定的措置として大部分を移転させた。

また、桟橋店舗向い側の県有地を市が借り受ける形で、店舗付住宅を新築移転させたものもあった。その後、桟橋店舗については、昭和 39 年（1964） ～ 45 年（1970）まで占用許可を延長し、昭和 45 年（1970） 10 月に撤去されている。

なお、現在も公園敷地内（亀ヶ池畔）に残る 23軒については、昭和 42 年（1967）から行政財産の目的外使用許可として扱い、現在に至っている。

戦後の岩手公園では、四季折々の花や緑を楽しむだけではなく、昭和 25 年（1950）には移動動物園が開催され、上野動物園で飼育されている象やライオンなどが公園内で展示されたほか、昭和 26 年（1951）にはさくらまつりの一環として大名行列が行われるなど、市民・県民の娯楽の場として活用されるようになった。

昭和 27 年（1952） ２月 29 日付けで、建設省都市局の公園緑地協会理事長であった北村徳太郎から岩手公園周辺地の「盛岡市公舘地区計画案」が小泉市長宛に提出された。計画は、現在の県庁、市役所、裁判所付近から盛岡城跡内の新蔵地区に及ぶ範囲の公共施設を整備するもので、この計画案に基づいて今日の官庁街が整備されることとなったほか、計画には史跡を取り囲むヒマラヤスギの植栽計画も立案されていた。

その後、この案に基づいて東北開発研究会が「岩手公園計画」の策定を進め、現在のもりおか歴史文化館と市営駐車場の位置に音楽堂、芝生広場には常設展覧会場や児童公園を、公園管理事務所附近に市立図書館や児童会館のほかに植物園、動物園、武徳殿の建っていた新蔵地区に児童遊園と駐車場、台所跡（多目的広場）には大きな噴水池の設置が計画された。

昭和 30 年（1955）には、千葉大学造園学科の横山光雄教授（公園緑地協会員）により「盛岡都市計画公園」として、翌昭和 31 年（1956）の都市計画決定及び事業決定につながる計画が立案された。

昭和31 年（1956） 5 月 14 日、岩手公園が都市計画決定及び事業決定（面積 9.7 ヘクタール）され、10 月 15 日には「一般公園」として開設（面積 8.7 ヘクタール）した。御台所跡（広場）に休憩所を寄付により設置したほか、中津川から鶴ヶ池への給水装置、鶴ヶ池畔にはコンクリート製の藤棚を設置。台所跡北側にテニスコートとなっていた場所を花壇に復旧したほか、史跡西側にはケヤキやアカマツ、鶴ヶ池や吹上門周辺には低木が植栽されたほか、老木となっていたウメ・サクラの更新や芝生の整備等が進められた。

昭和45 年（1970）の岩手国体を契機に、昭和 42 年（1967）から中津川沿いの芝生広場や亀ヶ池桟橋店舗の撤去・歩道化が進められた。芝生広場では、昭和 37(1962) ～ 38 年（1963）までに撤去・移転した岩手県商工会館、建設省岩手工事事務所、岩手日報社、岩手県教育庁や杜陵高校、盛岡地方貯金局、ラジオ岩手（放送局）等の跡地整備が進められ、県立図書館や地下駐車場の整備が進められた。

また、史跡内に所在していた建築物についても移転撤去が進められた。史跡の南側に所在した市立図書館が昭和 46 年（1971）、史跡の西側に所在した盛岡市消防団本部が昭和 53 年（1978）に移転したほか、三ノ丸北西部下に所在した花鳥園（碁会所）は昭和 54 年（1979）、武徳殿（武道場）が昭和 57 年（1982）、淡路丸に所在した城ヶ根（飲食店）は、昭和 54 年（1979）撤去・移転したほか、平成元年（1989）には動物園を移転させるなど、史跡・公園として相応しい景観に配慮した整備事業が進められた。

一方、史跡の保存整備に関連する事業としては、昭和 36 年（1961）11 月 7 日、長雨により城内に設置されていた防空壕の陥没に伴い、二ノ丸西側の石垣が崩落したため、文化財保護委員会の補助事業として修復工事が実施された（～昭和 37 年（1962） 3 月 30 日）。

昭和 59 年（1984）からは地震や降雨等の影響により、崩落の危険性が高い淡路丸を対象に石垣修復工事に着手、二ノ丸や本丸を対象に事業が進められたほか、石垣の孕みや陥没の要因を明らかにするため、三ノ丸西側において石垣移動量調査を平成 10 年度（1998）まで実施した。

その後、平成 11 年度（1999）からは、城跡全体における石垣の変位状況を把握し、修理の優先度を把握するため石垣変位調査が実施されている。

平成 18 年（2006）の岩手公園開園 100 周年を契機に、岩手公園に「盛岡城跡公園」との愛称をつけ、お城（盛岡城）を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備の調和のもと、都心の魅力を高め、地区の活性化を目指し、「お城を中心としたまちづくり計画」が策定された。

その後、平成 23 年度（2011）には、史跡盛岡城跡の歴史的環境を保存・管理し、将来に適切に継承するとともに、積極的な活用を図るための指針として「史跡盛岡城跡保存管理計画」を、平成 24 年度（2012）には保存管理計画で示された保存・整備・活用の基本方針に基づき、より具体的な保存整備・活用の基本方針を定めることを目的に、「史跡盛岡城跡整備基本計画」を策定した。

平成 25 年（2013）以降は、史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、三ノ丸地区の石垣修復工事、台所地区及び鶴ヶ池周辺の遺構等保存整備、電線地中化等整備工事、平成 28 年度（2016）に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、石垣面に生育した樹木や景観眺望を阻害する樹木の伐採等について取組を進めている。さらに、平成 30 年（2018）11 月 13 日に国の認定を受けた「盛岡市歴史的風致維持向上計画」に基づき、本丸地区の整備を進めるための発掘調査、四阿をはじめとする公園施設の整備に取り組んでいる。

「寛永盛岡城図」（もりおか歴史文化館 所蔵）※絵図右側が北

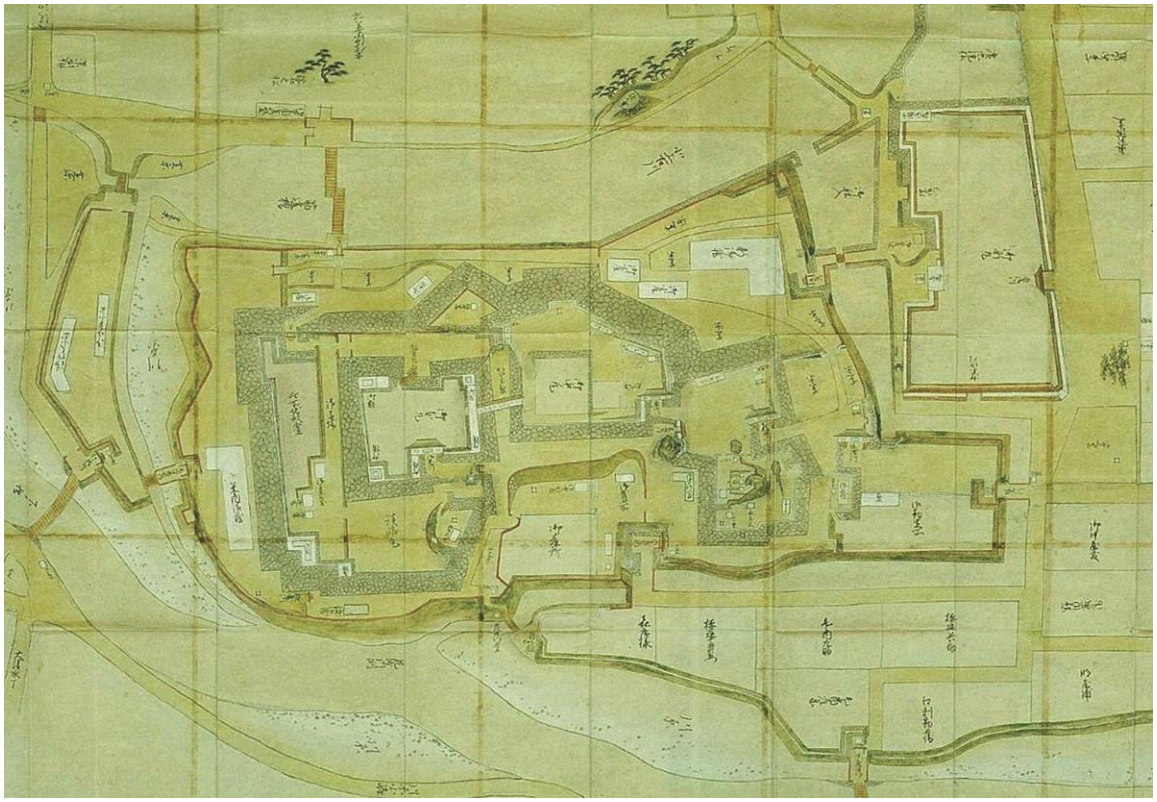
「明和三年書上盛岡城図」〔部分〕（もりおか歴史文化館 所蔵）※絵図右側が北

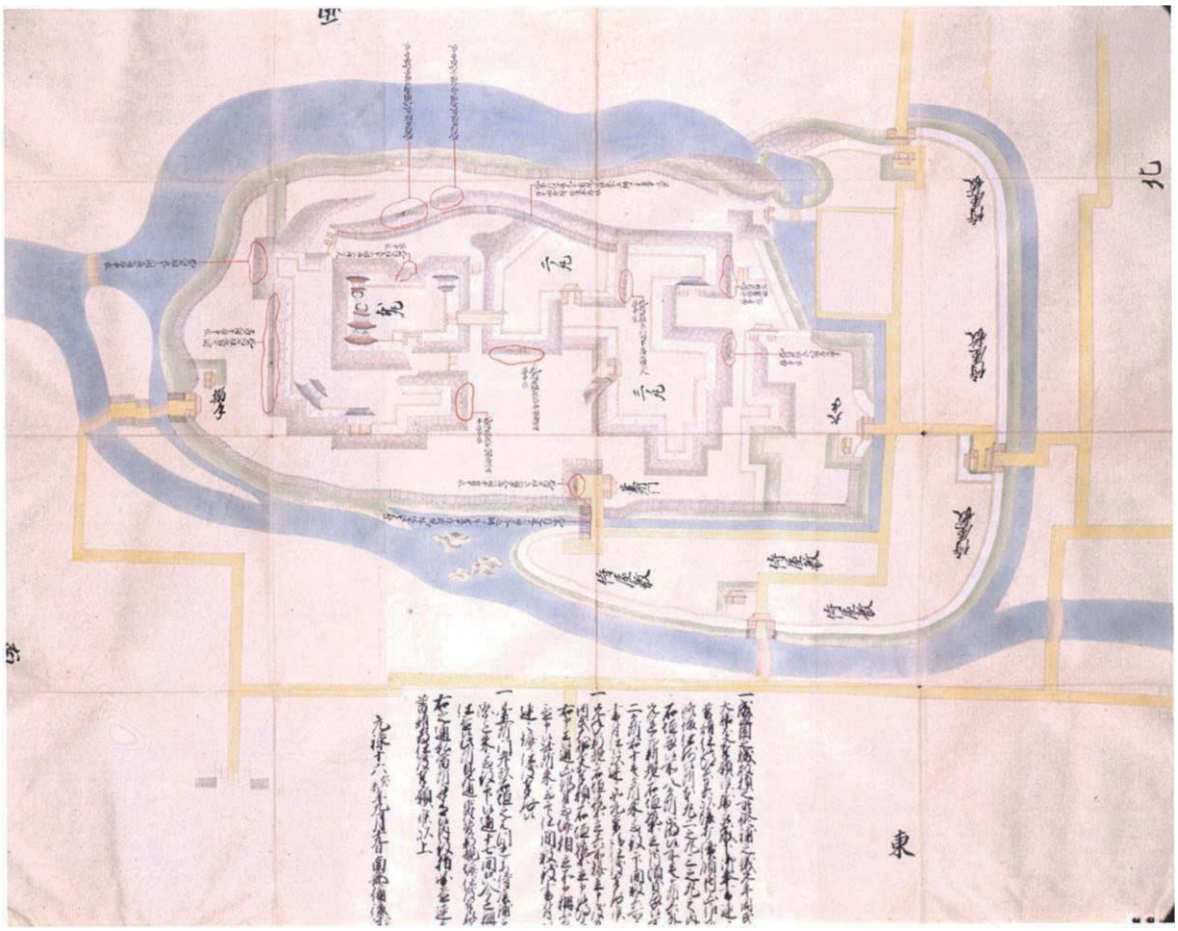

「元禄十六年普請伺絵図」（もりおか歴史文化館 所蔵）※絵図右側が北

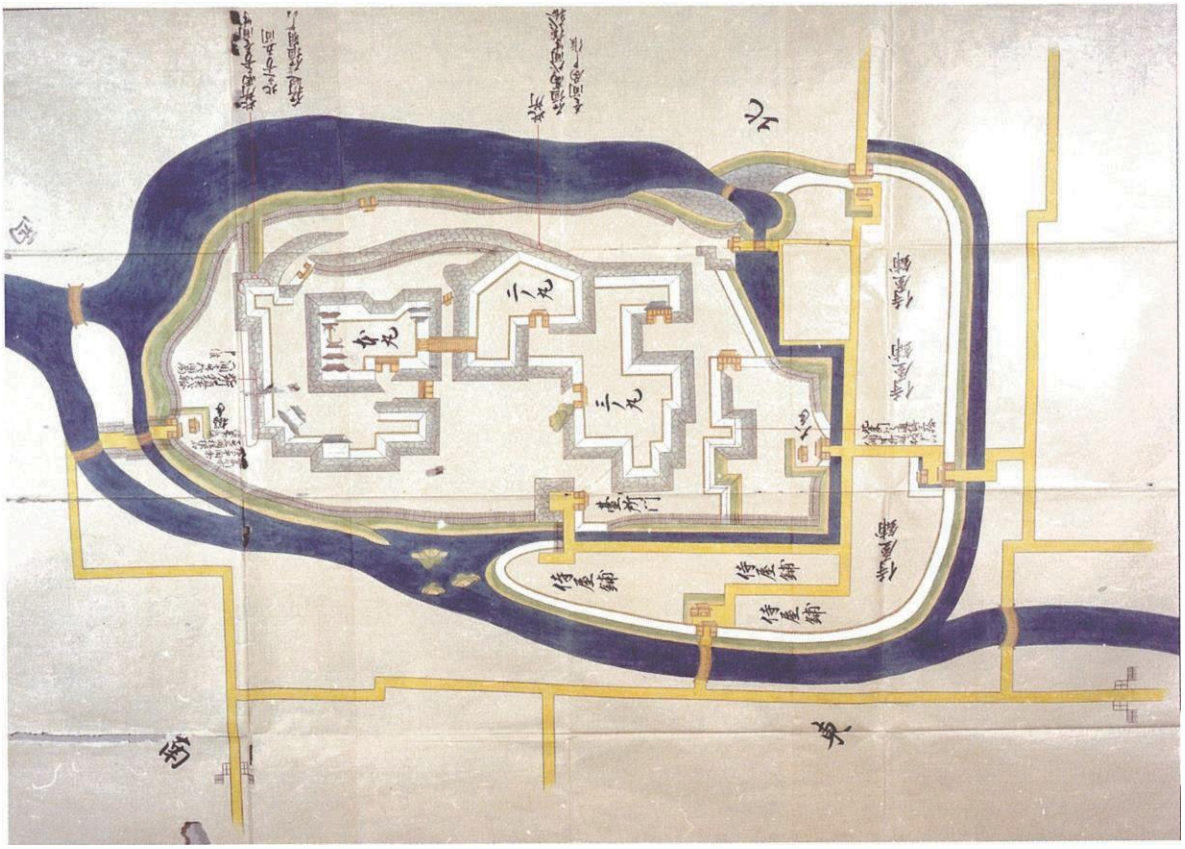

「元文五年普請伺絵図」（もりおか歴史文化館 所蔵）※絵図右側が北

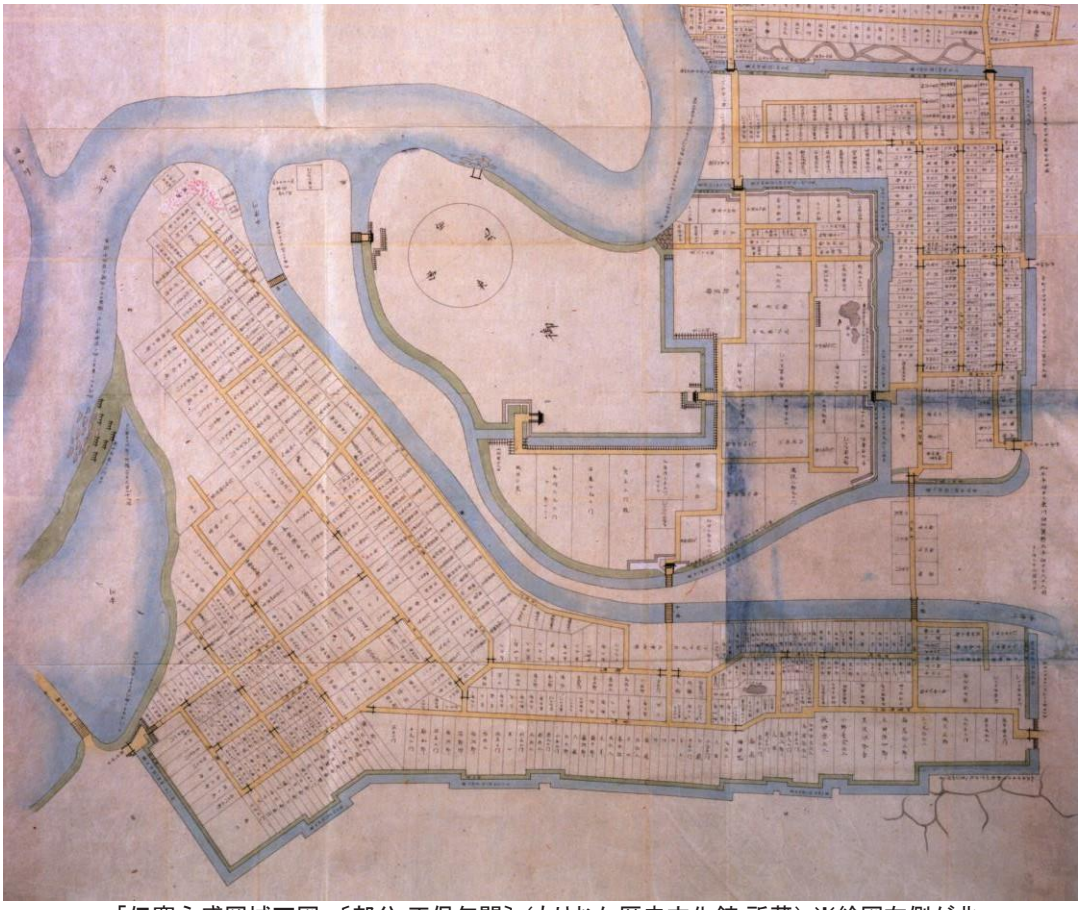

「伝寛永盛岡城下図」〔部分 正保年間〕（もりおか歴史文化館 所蔵）※絵図右側が北

「寛延盛岡城下図」（もりおか歴史文化館 所蔵）※絵図右側が北

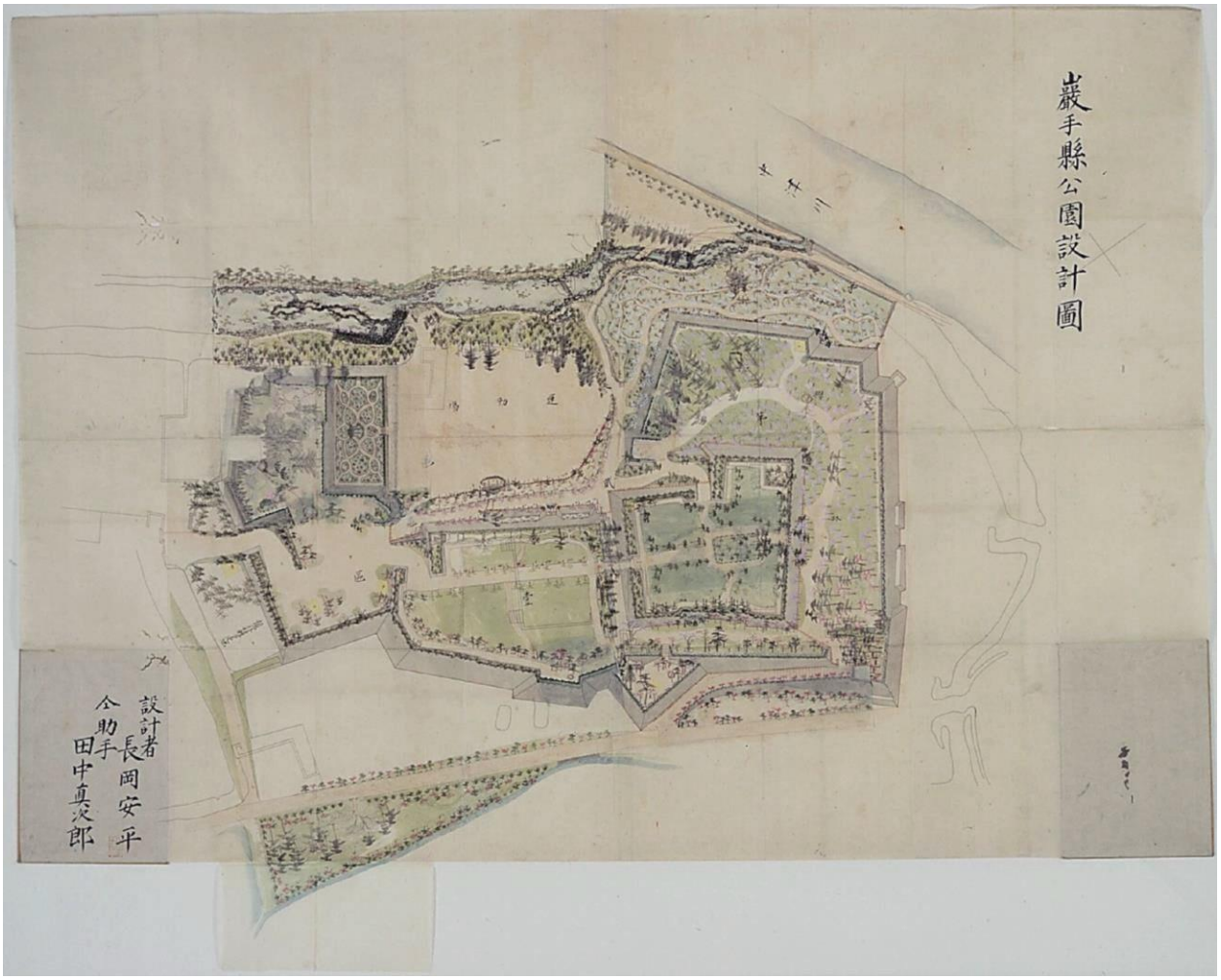

「巖手縣公園設計図」（財）東京都公園協会 所蔵（図面左が北）

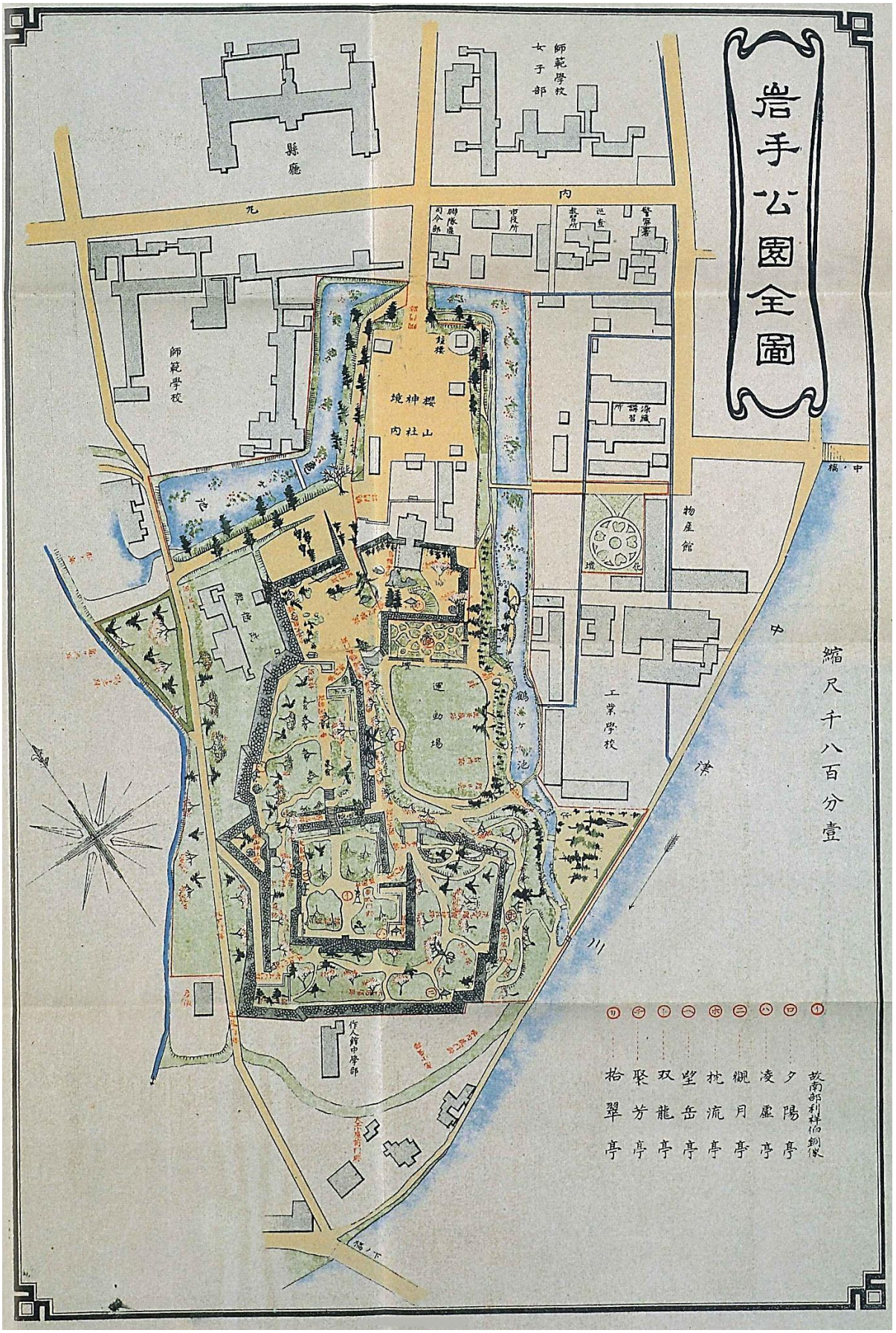

「岩手公園全図」大正期（図説盛岡四百年下巻Ⅰ）

第3節　史跡指定地の状況

1．指定に至る経緯

昭和 10 年（1935）10 月 22 日、当時の盛岡市長であった大矢馬太郎から文部大臣あてに史跡指定の申請がなされ、地権者の同意を経た上で、昭和 12 年（1937）4 月 17 日、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法により、「盛岡城阯」として国史跡の指定を受けた。

昭和 10 年(1935)	**10 月 22 日、盛岡市長大矢馬太郎から史跡指定の申請** **［指定調書］岩手県史跡天然記念物調査委員の菅野義之助が記述** **（イ）築城前ノ地形** 旧記（祐清私記）ニヨレバ築城前ノ地形ハ北上、中津両河ノ落合ニ挟マレタル花崗岩ノ丘陵ニシテ全山青笹密生シ其中ニ栗ノ巨木所々ニ散点セリ，其ノ中今ノ淡路丸ノ所ダケハ小サキ館ヲナシ此レヲ不来方ノ南館ト呼ビタリ此レヨリ二町ヲ距ツル今ノ盛岡地方裁判所々在地ノ邊ハ此レ亦花崗岩ノ丘陵ニシテ此レヲ不来方ノ北館ト称シタリ **（ロ）築城ニ至レル経過** 天正十九年九戸政實背叛スルヤ南部信直援ヲ豊臣秀吉ニ乞ヒ大軍来援シテ政實ヲ討滅セリ當時秀吉志和、稗貫、和賀ノ三郡ヲ以テ南部氏ニ與ヘタリ為ニ南部氏ハ地ヲ南方ニ加ヘソノ封土ノ中心ハ馬渕川ノ流域より轉シテ北上ノ河谷ニ移ルコトトナリソノ結果ハ自然藩ノ治所モコレヲ南遷スルノ便ナルヲ見ルニ至レリ隅々領内ノ形勢ニ通暁セル浅野長政ハ政實征討後凱旋ノ帰途将来ノ城地ヲ北上河谷ニ求メ前記北上、中津、両河ノ落合ニ介在セル丘陵後ノ盛岡城ノ地ヲ相シテ南部信直ニ将来ノ新城ヲ此所ニ建設セラルベキヲ慫慂シタルモノナリキ、カクテ信直ハ文禄ノ役豊臣氏ノ召ニ應ジテ肥前名護屋ニ赴クヤ豊臣秀吉ニ謁見シ新城ヲ盛岡ニ築クノ宿望ヲ述ベテソノ許諾ヲ受ケ當時ノ国元ニ留守ノ任ニ當レル嗣子利直ニコレガ實行を命ザルナリ **（ハ）築城** カクテ慶長二年三月鍬立式ヲ行ヒ今ノ本丸ノ地ヲ切リ崩シテ其ノ上部ヲ平坦ナラシメ次ニ二ノ丸ニ及ビ更ニ三ノ丸ハ本丸ニ近キ高サナリシヲ以テ著シク此レヲ切リ下ゲ以テ大体ノ形態ヲツクリ得タルラリキ **（ニ）構造** 當時ハ北上河西ヲ流レ中津川東ヲ限リ南方ハ両河ノ合流シテ他ト隔絶シ北部ハ濠ヲ穿チ中津川ノ水ヲヒキテコレニ充タセリ此ノ城内ニ通ズル城門四アリ大手ノ正門ヲ綱門ト云ヒソノ左方ノ中央ヲ開アケルモノヲ不明門ト云ヒ右方ノ北門ヲ枡形門ト云ヒ背面ニアルモノヲ大工小屋前門又ハ下ノ橋門ト称シ搦手タリ 内城正面ノ綱門ヨリ下郭ニ入リ左方ニ勘定所ノ一廓ヲ見テ直進シテ右折シ鳩門ヲ過ギ更ニ瓦門ヲ経レバ三ノ丸ニ入ル三ノ丸ヨリ車門ヲ経テ二ノ丸ニ入ル此処ニハ表御館ト称セル宏大ナル建物アリキ此ノ建築物中

	ニハ藩廳ヲ設ケ家老用人目付以下ノ藩吏出勤シテ藩政ヲトリ更ニ藩主ノ表向ノ謁見所ヲモ設ケタリ、三ノ丸二ノ丸周囲石垣ノ上ハ堅固ナル漆喰塗ノ土塀ヲ設ケコレニ狭間ヲ開キ以テ瞰射ニ便セリ、二ノ丸ノ館内ヨリ本丸ニ昇ルニハ階段ヲ上リ内廊下橋ヲ渉ルココニ政所ト称スル宏大ナル建造物アリ、政ヲ立テ同三十九年知事押川則吉ノ時開園ス昭和九年市有トナリ現在ニ至ル 二ノ丸三ノ丸ハ芝生トシ二ノ丸ニハ亭榭ヲ設ケ且樹木ヲ植エ本丸モ同様亭榭ヲ設ケ樹木ヲ植エ散策ニ便ス 中央ニ南部中尉ノ銅像アリ吹貫馬場跡ニハ櫻樹ヲ植エ付ケ櫻ノ名勝地タリ 二ノ丸ノ下郭ハ運動場ヲ設ケ其ノ一端ニハ花壇ヲ設ケ各丸間ハ石段及橋等ニヨリテ連絡ス 城ノ北方ニハ更ニ内丸ナル一廓ヲ設ケテ藩主ノ一族共ニ重臣ノ居宅トナシ以テ城ノ北部ヲ擁セリ即東方ノ中津川ノ水ヲ引キテ東ヨリ西ニ濠ヲ穿チソノ北側トシ該（カ）濠ハ更ニ南折シテ北上河（旧河道）ニ通ジテソノ西側ヲ形成セルモノニテ濠ノ内側ニハ高キ土塁ヲ設ケリ今日ハ當時ノ濠共ニ土塁ヲ廓ノ西北隅ニ存スルノミ更ニソノ外部ノ廣キ地積ヲ画シテ土塁塹壕ヲ設ケソノ中ヲ町民并ニ軽臣ノ住民地帯ヲナセルモノナリキコノ地域ハ東方ハ中津川ヲ越エテ廣キ地帯ヲ占メ今日ノ盛岡市ノ主要部ヲ殆抱擁セルモノナルガ今日ハ土塁濠共ニ全ク破却シテ去ラレテソノ跡ヲ止メズ
昭和 11 年(1936)	4月 7 日、十社兵第 3,370 号により、岩手県知事より文部省宗教局長あて史跡指定に関する申請書進達 4月 14 日、史跡指定に係る申請に対し、実地調査を実施する予定があることを回答 9月 25 日、史跡指定について、櫻山神社より承諾を得る 11 月 27 日、史跡指定にあたり、櫻山神社境内地が指定範囲となることを内務省に照会 12 月 26 日、内務省文書第 20 号により、櫻山神社境内地の史跡指定に異存無しとの通知
昭和 12 年(1937)	4月 17 日、（官報告示）文部省告示第二百十二號 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス 昭和十二年四月十七日 文部大臣 林 銑十郎 盛岡城阯 岩手縣盛岡市第一地割字内丸 五七番ノ四、五七番ノ五櫻山神社境内、自五七番ノ一至五七番ノ三、五七番ノ七 6月 23 日、盛岡市を管理団体に指定。

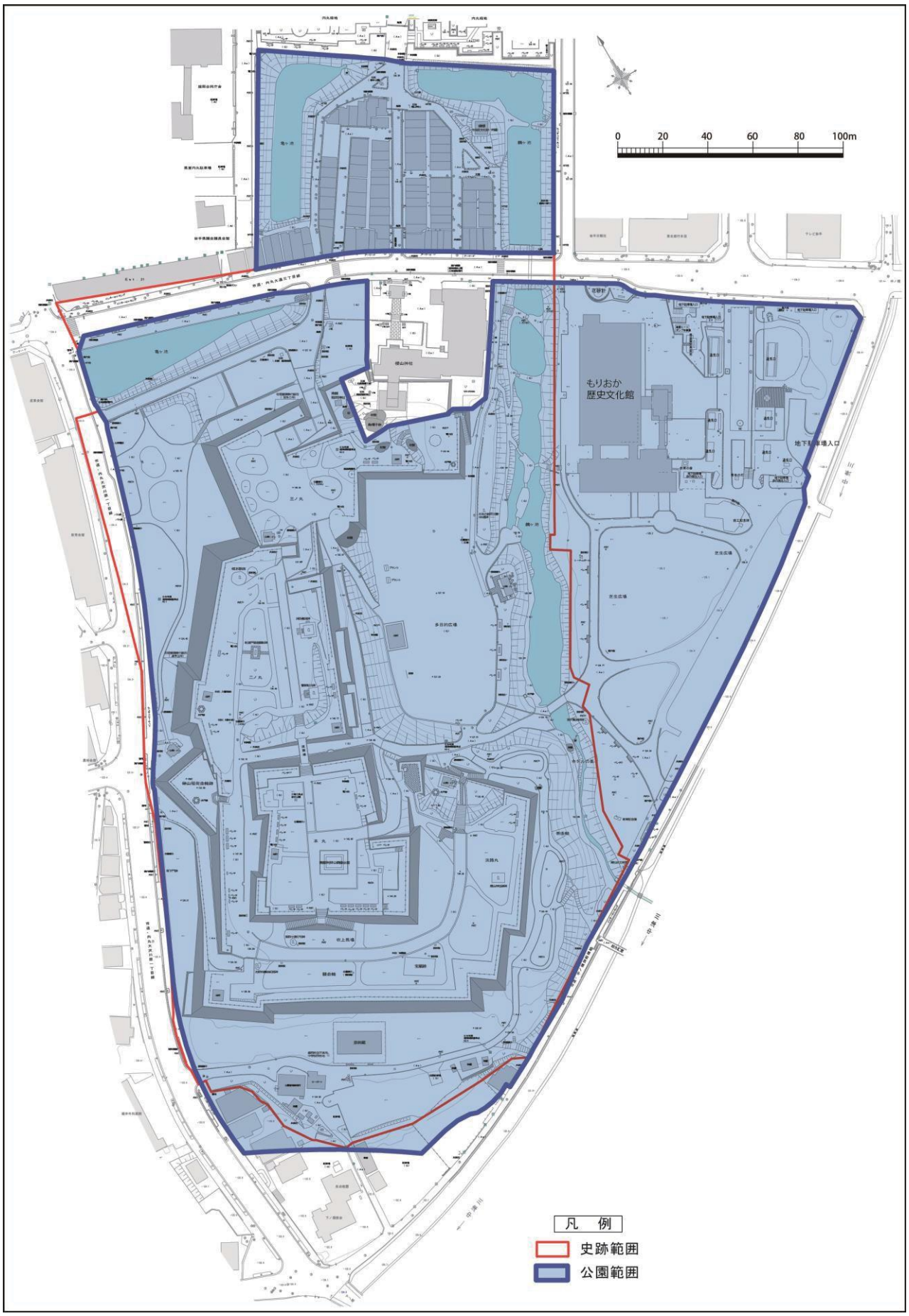

第8図 史跡指定範囲（平成 21 年度作成を修正）

2. 指定地の現状

（1）景 観

盛岡城跡のうち、史跡に指定されている区域は内曲輪の部分（西辺部を除く）である。重臣屋敷の存在した外曲輪と城下の大半を包括する遠曲輪は史跡指定地外となっている。

盛岡城跡からの眺望は、本丸、二ノ丸から岩手山や南昌山を望む南西及び西側の景観が魅力であるが、史跡東側の中津川方面への眺望は樹木により眺望が遮られている箇所が多い。さらに史跡の東側では高層住宅等の建設が進んでいることから、東側の山並みへの眺望が妨げられてきている。

史跡周辺からの眺望景観のうち、指定地の北側から西側については、商業地及び官庁街に接していることから、この方面からの城への眺望は制約を受けている。東側から南側にかけては中津川に面し、川の対岸からは緑豊かな落ち着いた景観が形成されているが、一部の範囲では繁茂する樹木により城郭の存在が分かりにくくなっている。

二ノ丸から望む岩手山

本丸から望む南昌山

中津川から淡路丸方向（史跡南東側）

中津川から二ノ丸・台所方向（史跡東側）

（2）地形の改変等

史跡の中には、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稲荷曲輪などの曲輪を構成する石垣が良好に残っており、史跡盛岡城跡及び盛岡城跡公園（岩手公園）の最大の特徴となっている。

堀は、内堀の北部と東側が概ね残存しているが、商店街や都市計画道路等により埋め立てられているほか、園路が堀の中を通るなど、いたるところで地形が改変されている。

城内建物のほとんどは、明治７年（1874）に入札による払い下げの後撤去され、城内はしばらくの間荒廃したが、明治 36 年（1903）に岩手県が公園整備を計画、明治 39 年（1906）４月から県の失業対策事業の一環として工事に着手し、同年９月岩手公園として開園した。公園の設計原案は、東京府の公園整備に携わっていた長岡安平によるものであった。

この公園整備の際に、本丸の南側と西側の石土居が取り崩され、天守台の付櫓部分や二階櫓、小納戸櫓、北東角櫓の櫓台突出部が撤去されるとともに、櫓台内部に喰込む形で石階段が設け

られた。なお、同様の石階段は本丸門南側の石土居の曲折部にも設けられており、本丸南辺中央部には、淡路丸からの昇降に便宜をはかるための石階段が新設された。また、正面の廊下橋門も埋め立てられ、石階段が設けられた。

さらに、本丸と二ノ丸との間には廊下橋に代わり、擬宝珠をのせた渡雲橋が新設され、本丸南東の天守台と本丸西辺中央部には四阿が設置された。二ノ丸部分については、大書院の存在した南半部の中ノ丸に相当する範囲の地形が大きく削平されているほか、穴門に接していた石垣と北西部の石土居が撤去された。三ノ丸では、南東部に存在した櫓台石垣が撤去され、その跡に四阿が設置されたほか、東側には石階段が設けられた。淡路丸部分については、部分的な石垣の撤去や地形の改変が行われているほか、淡路丸下の曲輪に存在した土塁と枡形、台所東側の土塁と枡形、三ノ丸下北側の土塁、枡形門の枡形が削平されている。

下曲輪については、明治 33 年（1900）に櫻山神社が遷座した際、大手土橋の一部や綱門枡形、土塁の一部が削平を受けている。また、戦後の商店街建設や都市計画道路工事により土塁が削平されたほか、内堀の一部が埋め立てられている。

表2 主な改変箇所（アルファベットは35頁第9図に対応）

A	吹上門坂道	I	台所門桝形･土橋
B	本丸南辺･西辺の土居	J	桝形門桝形
C	吹上門桝形	K	内曲輪土塁
D	ニノ丸大書院･穴門石垣	L	鍛冶屋門跡
E	ニノ丸北西部石土居	M	米内蔵門桝形･櫓台
F	三ノ丸櫓台	N	三ノ丸東側北面石垣
G	鳩門桝形	O	本丸北側石垣
H	綱門桝形	P	ニノ丸下の食違

（3）移築及び新設された建築物・主な工作物等（36頁第4表、37頁第10図）

① モニュメント

本丸には、明治 38 年（1905）に日露戦争に従軍戦死した南部利祥中尉の騎馬像が建立されていた。これは戊辰戦争により盛岡藩が受けた賊軍との汚名を晴らした功績を後世に残すため、東條英教が建設委員長となり、原敬、田中館愛橘、鹿島精一らが委員となり、五千人余の賛同を得て進められたものである。

製作にあたっては、身体部分を新海竹太郎、馬体を後藤貞行に依頼、久野留之助が鋳造した。花崗岩製の台座は、伊東忠太の意匠に基づいて横浜勉が設計、鹿島組が施工したものである。

なお、この銅像と周囲を囲む鉄鎖は太平洋戦争末期の昭和 19 年（1944）、金属回収により供出され、現在は台座を残すのみとなっている。

② 移築・新築建築物

移築建築物については、明治期に内堀の反対側に所在した岩手郡役所から下曲輪の土塁上に移設された鐘楼（鐘は県指定文化財、時鐘奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘）と、平成元年（1989）、に都市計画道路下ノ橋更ノ沢線（市道内丸大沢川原線）の拡幅に伴い、内曲輪の南東部（史跡指定地外）に所在し、城内に所在した現存建物である彦蔵が路線計画範囲に位置していることから移設保存を決定、淡路丸下南側のかつて米内蔵が存在した地点に位置に移設した。彦蔵に

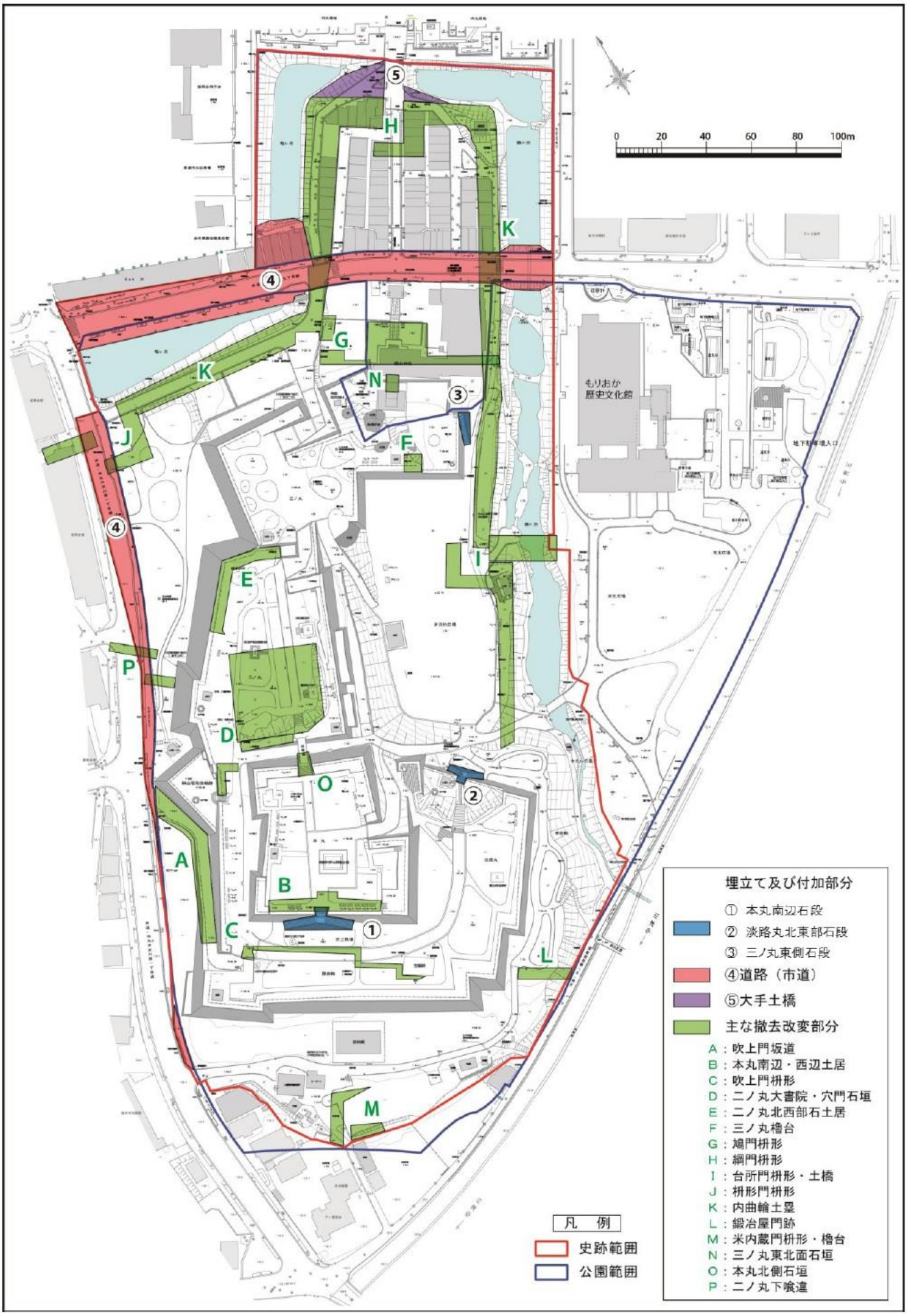
0 20 40 60 80 100m
もりおか
歴史文化館
埋立て及び付加部分
① 本丸南辺石段
② 淡路丸北東部石段
③ 三ノ丸東側石段
④道路（市道）
⑤大手土橋
主な撤去改変部分
A：吹上門坂道
B：本丸南辺・西辺土居
C：吹上門枡形
D：二ノ丸大書院・穴門石垣
E：二ノ丸北西部石土居
F：三ノ丸櫓台
G：鳩門枡形
H：綱門枡形
I：台所門枡形・土橋
J：枡形門枡形
K：内曲輪土塁
L：鍛冶屋門跡
M：米内蔵門枡形・櫓台
N：三ノ丸東北面石垣
O：本丸北側石垣
P：二ノ丸下喰違
凡 例
史跡範囲
公園範囲

第9図 主な改変部分

ついては、建築年代は明確ではないものの、当時の絵図等から江戸時代後期に建築された建物と考えられ、市の有形文化財に指定されている。

新築された建築物は表に挙げたものの他、便所や公園の便益施設等が存在するが、老朽化の目立つものもあり、市民から建替え等の要望が出ている。

表3 移築及び新設された建築物等

史跡指定地内	
鐘　楼	明治 42 年（1909）に鶴ヶ池（内堀）の反対側にあった岩手郡役所から移築。銅鐘は県指定文化財（時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘） なお、鐘楼については、平成 23 年の東日本大震災平洋沖地震の際に破損したことから、平成 26 年度（2014）に修復工事を行った。
彦　蔵 （市指定文化財）	平成元年（1989）、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線（市道内丸大沢川原線）の拡幅に伴い、城内に残る藩政時代の唯一の建築物であることから移設保存を決定。 内曲輪南西部（史跡指定地外）から藩政時代に「米内蔵」が存在した現在地に移設した。
史跡指定地外	
地下駐車場	昭和 46 年（1971）開設
県立図書館	昭和 43 年（1968）芝生広場に建設、開館 平成 23 年（2011）にもりおか歴史文化館として開館

表4 主な工作物（構造物・石碑等）※（ ）内は設置年（数字・アルファベットは37頁第10図に対応）

史跡指定地内		史跡指定地外	
①	巖手公園（明治 39 年（1906））	A	花時計（昭和 45 年（1970））
②	縣社櫻山神社（明治 19 年（1886）製作の銘、櫻山神社が現在地に遷座した際に北山から移設）	B	世界アルペンメモリアルモニュメント（平成5年（1993））
		C	原敬遺徳顕彰碑（昭和 45 年（1970））
③	櫻山神社参道の鳥居（大正６年（1917））	D	教育の像（昭和 49 年（1974））
④	史蹟盛岡城趾（昭和 14 年（1939））	E	内務省北上川流域改修総合事務所跡地（平成3年（1991））
⑤	石川啄木歌碑（昭和 30 年（1955））	F	トーテムポール（平成７年（1995））
⑥	新渡戸稲造顕彰碑（昭和 37 年（1962））	G	教育記念像（昭和 30 年（1955）） →平成７年（1995）（史跡地内より現在地に移設）
⑦	消防義魂碑（昭和７年（1932））		
⑧	警察彰功碑（明治 42 年（1909））	H	盛岡工業学校跡地記念碑（昭和 55 年（1980））
⑨	五訓之森碑（昭和７年（1932））	I	瀬川正三郎像（昭和 50 年（1975））
⑩	南部利祥中尉騎馬像（銅像）台座（明治 41 年（1908））	J	青年の灯（昭和 51 年（1976））
		K	時計（平成 25 年（2013））
⑪	宮野小提灯句碑（昭和 26 年（1951））	L	岩手公園開園 70 周年記念事業碑（昭和 51 年（1976）ベンチ寄贈に伴うもの）
⑫	池野祐壽翁紀徳碑（大正７年（1918））		
⑬	櫻山神社跡地（大正９年（1920））	M	盛岡市・ビクトリア市友好記念モニュメント（平成 23 年（2011））
⑭	宮沢賢治詩碑（昭和 45 年（1970））		
⑮	日本の都市公園 100 選碑（平成元年（1989））	N	羅東国際青年商會・盛岡青年会議所姉妹締結 50 周年記念碑（平成 30 年（2018））
⑯	噴水（昭和９年（1934）設置、昭和 30 年代に改修）		
⑰	ガス灯（昭和 61 年（1986））	O	ガス灯（昭和 61 年（1986））
⑱	都市景観緑賞受賞記念碑（平成４年（1992））	P	花蓮市・盛岡市友好都市提携記念碑（令和元年（2019））
		Q	川と緑と花の廣場（平成 16 年（2004））

③ 歌碑・顕彰碑（ 37頁第10図）

史跡地内に建立された石川啄木、宮沢賢治、宮野小提灯の文学碑には、盛岡城跡及び岩手公園の情景を描いた歌と詩が、新渡戸稲造の記念碑には、稲造自筆の署名が刻まれている。

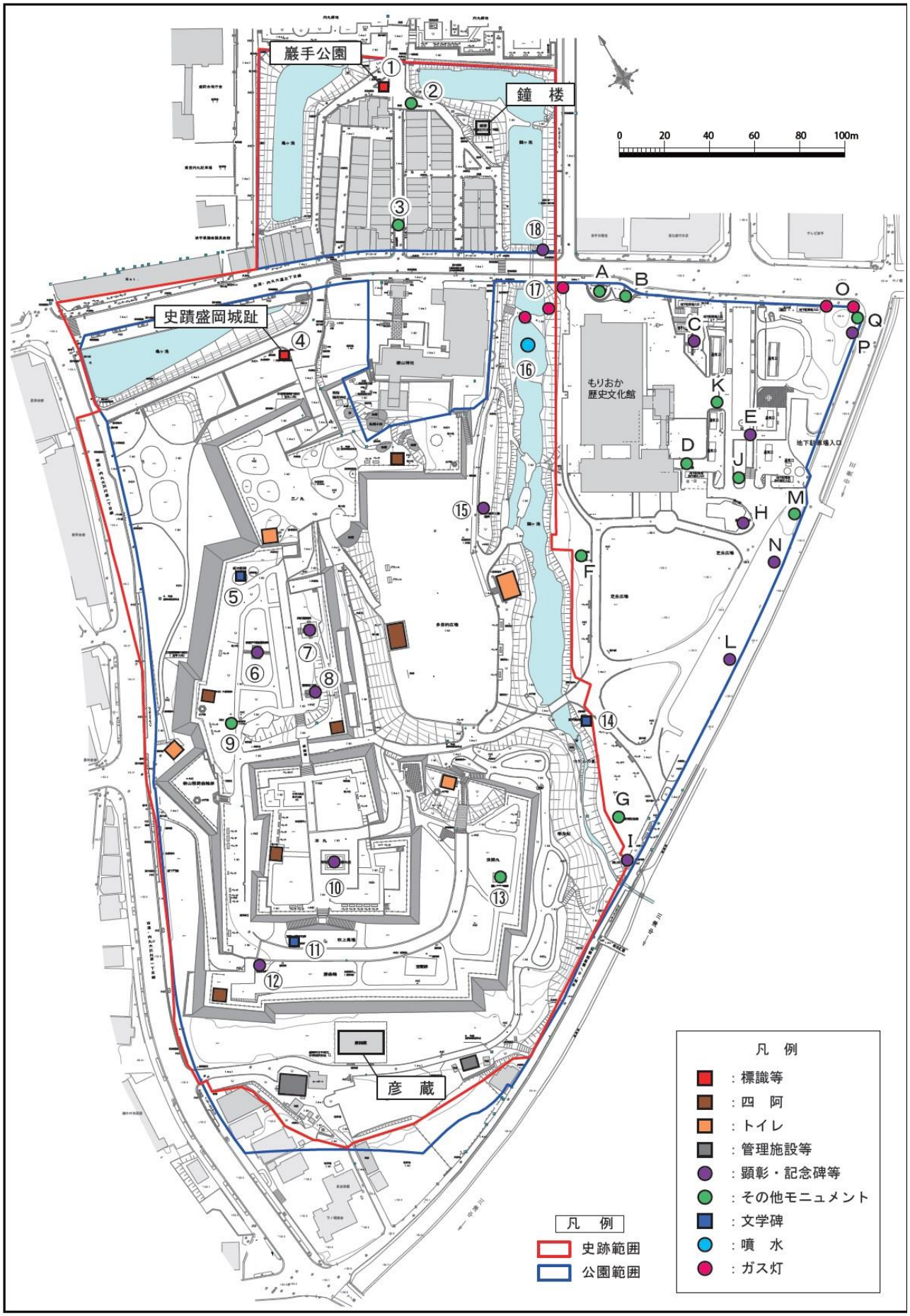

第10図 史跡とその周辺の工作物

銅鐘と鐘楼

彦　蔵

史蹟盛岡城趾標識

石川啄木歌碑

新渡戸稲造顕彰碑

南部利祥中尉騎馬像台座

宮野小提灯句碑

宮沢賢治詩碑

写真　指定地内の移築建造物・記念碑等

3．史跡の管理と活用に関する現況

（1）史跡の保存管理体制

盛岡市における盛岡城跡に関連する組織は以下のとおりである。

表5 盛岡市における盛岡城跡の保存活用に関連する組織体制

組 織	業務内容	関連する事業等
総務部管財課	財産の管理、貸付等	・史跡盛岡城跡指定地内普通財産の管理
交流推進部観光課	観光誘客宣伝、観光施設整備（指定管理）、MICE（マイス）誘致推進、教育旅行誘致等	・案内表示や文学碑説明板等の維持管理及び更新設置 ・ボランティア（盛岡ふるさとガイド）の活用・育成等
都市整備部 公園みどり課	公園施設の整備及び維持管理、使用に係る許可、 史跡盛岡城跡保存整備事業の推進	・石垣の解体修理及び日常管理（石垣変位調査等） ・史跡整備（遺構の保存整備、環境整備等） ・指定管理者による公園施設の維持管理 ・行政財産の使用許可等
都市整備部 景観政策課	景観法に基づく建築行為等の届出の審査、 屋外広告物設置許可	・盛岡市景観計画に基づく、史跡指定地内及びその周辺における建築行為に対する審査・指導 ・屋外広告物条例に基づく広告物等（各種サインを含む）の設置に伴う許可・指導
教育委員会事務局 歴史文化課 遺跡の学び館	史跡名勝天然記念物の保存と活用普及、 埋蔵文化財発掘調査と活用普及等	・史跡保存活用計画の策定 ・史跡現状変更に係る協議・手続 ・史跡指定地内の遺構確認調査 ・埋蔵文化財包蔵地における発掘調査 ・盛岡城に所在した建造物等に関連する史・資料調査等

盛岡城跡及び盛岡城跡公園（岩手公園）については、維持管理を都市整備部公園みどり課が指定管理者に委託する形で進めているほか、多くの市民ボランティアによって施設の維持や補修、園内の美化・清掃の取組がなされている。

盛岡市では、昭和 29 年（1954）に発足した「盛岡市美化運動協議会」や昭和 45 年（1970）の岩手国体を契機として、市民や団体が公園や河川などの美化・清掃活動に参加するなど、環境保全に対する市民意識の高まりがあり、盛岡城跡公園（岩手公園）は、美化・清掃活動の場として継続している。

曲輪の縁辺に設置された鉄柵の塗装修繕を「岩手県塗装工業組合」が定期的に行っている。また、樹木の手入れや落ち葉の清掃を行う「盛岡保護観察所」、「盛岡福祉事務所」、「盛岡清掃奉仕会」、「盛岡市老人クラブ連合会」ほか多数の団体、花壇や草花の手入れを行う「園芸クラブみどり」など、無報酬で作業している。また、盛岡城跡公園亀ヶ池浄化「モリモリ」プロジェクトは、多くの市民が参加する形で平成 27(2015)・28(2016)・30年（2018）に亀ヶ池や鶴ヶ池の清掃作業を行った。

（2）活用の現状

盛岡城跡は盛岡城跡公園（岩手公園）として 24 時間常時開園・公開しており、主要な動線沿いには、誘導標識や説明板を整備している。なお、史跡地内への出入りについては、ゲート等が設けられておらず、自由に出入りできることから、イベント以外の来城者数については、把握されていない状況である。

発掘調査や整備事業に際しては、現地説明会や体験会などを実施して、市民の興味や関心に

応えている。発掘調査成果は盛岡市遺跡の学び館で展示、報告書を刊行して公表している。

史跡に隣接するもりおか歴史文化館は盛岡藩主であった南部家ゆかりの資料を中心に、藩政時代の歴史資料を展示・収蔵・活用する施設である。常設展示室には、盛岡城跡を紹介する展示スペースが設けられており、史跡のガイダンス機能も担っている。

また、年３～４回開催される企画展、年５回開催されるテーマ展を通して、藩政時代の歴史や文物、南部家にまつわる史・資料を紹介開しているほか、これらの展示会と連動したワークショップ、城内を散策するイベントなども実施されている。

城内の解説は出前講座などで教育委員会歴史文化課が対応し、城内に所在した歴史的建造物に関連する史・資料に関する情報提供等も行っている。石垣修復工事等、史跡整備に関連した解説については都市整備部公園みどり課が対応している。

また、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会では、観光や修学旅行で盛岡を訪れた方々を対象としたガイドツアーが設定されており、観光案内ボランティア「盛岡ふるさとガイド」が、盛岡市ゆかりの先人・文化人ゆかりの名所・旧跡を案内するコースを設定している。

そのうち、史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）を案内するコースは２つ設定されており、このうち、「東北三大名城　盛岡城跡めぐり」は 90 分でもりおか歴史文化館を起点に史跡西側を回り、吹上坂から二ノ丸、本丸を通り、淡路丸からもりおか歴史文化館に戻るルート。「盛岡城跡公園石垣を巡る道」は 150 分でもりおか歴史文化館を起点に三ノ丸、二ノ丸、本丸を通り、淡路丸から吹上坂を下り二ノ丸西面の石垣奉行銘石垣付近で折り返し、史跡南側の彦蔵から史跡南東部を通りもりおか歴史文化館に戻るルートとなっている。

学校教育では県内及び市内の小学校の遠足や社会科見学、図工（スケッチ）、総合的な学習

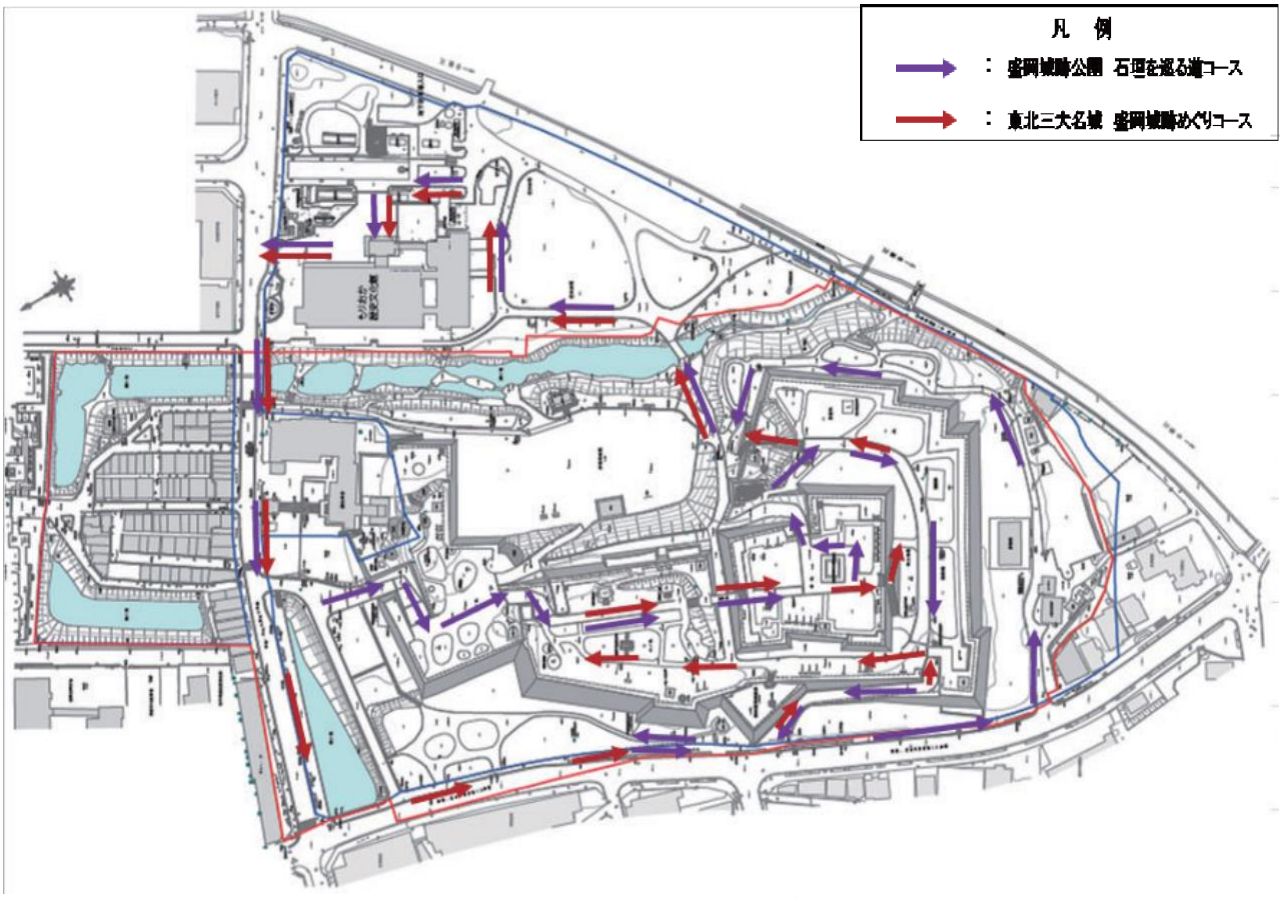

第11図 史跡盛岡城跡及び盛岡城跡公園内のガイドツアーコース

の授業で活用されているほか、中学校では総合学習や校外活動の場として活用されている。また、県外から修学旅行に訪れる学校は、隣接するもりおか歴史文化館と合わせて、盛岡城跡及び盛岡城跡公園を見学している。

盛岡城跡は古くから、花見や紅葉など四季折々の景観を楽しむことができる場所として、多くの市民や観光客が訪れているほか、近年では公園を活用した音楽イベント（いしがきミュージックフェスティバル）や物販イベント（クラフトフェア、屋台村など）、スポーツイベント（いわて盛岡シティマラソン）などが行われているほか、トンボやホタル等の生態系を保全するための取組として、小・中学生の提案による「ザリガニ釣り大会」が開催されている。

情報発信については、市のホームページやＳＮＳ等を活用し、史跡盛岡城跡及び盛岡城跡公園の紹介、観光情報、イベント情報等を随時発信している。

表6 盛岡城跡を活用した近年の活動状況例

開催時期	活動内容等	事 業 主 体
４月～５月	盛岡さくらまつり	盛岡市
10月～2月	盛岡城跡公園ライトアップ事業	盛岡市、盛岡商工会議所、盛岡城跡・石垣に灯りをともす会
随　　時	発掘調査現地説明会	盛岡市
	史跡めぐり	盛岡市
	石垣修復工事見学会	盛岡市
	石曳体験	盛岡市
	もりおか歴史文化館企画展・テーマ展等と連動した城内散策ツアー	もりおか歴史文化館
－	お城博士栗原響大くんと学ぶ盛岡城探検隊！	岩手日報広告社ほか

③ 課 題

史跡盛岡城跡においては、史跡指定以降の経過や、平成 21 年度（2009）に実施した現況調査結果に加え、平成 24 年度(2012)に策定した「史跡盛岡城跡整備基本計画」や令和５年度(2023）に策定した「史跡盛岡城跡保存活用計画」以降の経過等から、以下のような課題が明らかとなった。

ア. 保存に関する課題

・盛岡城の歴史的価値を保存し、維持向上させていくため、盛岡城の歴史や構造を把握するための発掘調査や史・資料の調査を継続的に実施する必要がある。

・盛岡城跡全体の石垣の現状を把握し、安定度等を検証・評価するため、石垣カルテの作成に取り組む必要がある。また、一部の石垣については、緊急を要する修理工事を要しないものの、孕みや陥没などが見受けられる箇所が存在することから、必要に応じて修理工事や石垣の現状を維持するための措置として、部分的な補強（間詰石の充填）や崩落防止措置（ネット設置）等を行うなど、遺構の保全と公園利用者の安全確保の観点も踏まえながら、継続的に適切な経過観察を行う必要がある。

・石垣の挙動調査（石垣変位調査）については、観測開始から 20 年以上が経過しており、観測データの蓄積が進んでいるほか、他の自治体での実施例から新たな知見も見出されているため、これまでの取組を総括するとともに、今後の観測地点や観測方法など新たな石垣変位調査の方針を定める必要がある。

・地下遺構の調査が不十分であるため、現地表面から近世の遺構面までの深さや位置、残存

状況、規模等の把握が十分ではない範囲が多いことから、確認調査を実施した上で、地下遺構の保護措置を検討する必要がある。

・石垣の変状の原因となっている樹木については、「史跡盛岡城跡植栽管理計画」に基づき伐採作業が進んでいるが、史跡の東～南東部を中心に、周囲からの眺望景観を阻害している箇所が見受けられることから、継続的に樹木の維持・管理を行う必要がある。

・櫻山神社参道地区については、将来のまちづくりについて、地域住民との合計形成を踏まえた上で検討を進めることとする。また、地区内の建築物については、昭和 30 年代後半に建築されたものが多く、老朽化が進行しているため、具体的な対応方針を示す必要がある。

イ. 活用に関する課題

・一年を通じてイベントが開催されており、多様な目的で訪れる人々がいる一方、盛岡城跡の歴史的価値を知ってもらうための機会や情報が少ない。

・学校教育における校外学習や生涯学習の機会を提供する場として、史跡の歴史的価値の理解を深化させていく必要があることから、城郭遺構の復元（再現）や表示、解説サイン等の整備を推進させるほか、パンフレット等の解説資料や学校で活用できる教材等の作成に取り組み、盛岡城跡を活用した学習機会の拡充を図る必要がある。

・盛岡城跡の歴史的・文化的価値を普及させていくため、史跡を解説するパンフレットやホームページの充実を図るとともに、ＡＲ（拡張現実）やＶＲ（仮想現実）コンテンツの作成も視野に入れた事業展開が必要である。

・史跡盛岡城跡を中核として、史跡と密接に関係する城下町の範囲に所在する関連遺跡のほか、近世・近代の歴史遺産の活用を図るため、解説資料やサイン等の整備を進める必要がある。

・史跡に隣接するもりおか歴史文化館と一体化した運用を推進するため、盛岡城や南部家に関する展示会の開催や、インフォメーションの在り方、アクセス性の向上、見学ルートの設定等を検討するなど、相互の連携を強化する必要がある。

・彦蔵は、城内に存在する唯一の藩政時代の建造物である。現在は、彦蔵が位置する淡路丸下南地区も公園の維持管理のためのバックヤードのようになっており、来園者も少ない状況である。彦蔵の存在を周知して、公開活用する機会や方法を検討する必要がある。

ウ. 整備に関する課題

・平成 25 年度（2013）以降実施している、史跡の内容解明のための発掘調査のほか、令和２年度（2020）から集中的に推進している盛岡城に関連した史・資料調査の成果の蓄積を図りながら、遺構の平面表示や歴史的建造物の再現の検討に取り組む必要がある。

・近世城郭としての整備内容と長岡安平の原案による公園整備内容、公園としての動線や各種記念碑等については、各種調査研究成果を踏まえつつ、整備範囲の利用形態などについて十分な検証を行った上で実施する必要がある。

・現在の公園施設は老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているもの、車いすやベビーカー等の通行に対する配慮が必要な箇所も存在する。また、公園の維持管理のための施設や市民・観光客のためのインフォメーション施設等、現状では対応できない施設の必要性も認められる。より多くの来園者が利用しやすい公園としていくため、遺構の保全と歴史的景観との調整を図りながら整備を検討する必要がある。

・堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）の水質を改善させるため、堆積物の除去や中津川から引水している水量の増加など、環境保全のための対策を講じる必要がある。
・電柱をはじめとする工作物の設置等が行われ、景観が損なわれている点も見られる。電線の地中化に向け、部分的に配管工事等が行われているが、地下遺構の保存を図りながら、整備を推進させていく必要がある。
・史跡指定地内に所在する四阿等は、建築基準法上適法性が不明確となっていることから、整備の実施に当たっては、敷地形状の確定とともに、建築基準法等関連法令との適法性について整理する必要がある。

エ. 運営・体制に関する課題

・相当量の整備事業を長期にわたって推進する必要があることから、盛岡城跡の保存活用に関わる市の関係各課の取組について、横断的に調整する専門的な組織が必要である。
・多くの市民の協力のもと維持管理がなされていることから、今後も各団体等に対して各種事業に関する情報提供を適宜行いながら、協働の維持管理に努める必要がある。
・現在、指定管理者と多くのボランティアにより除草や清掃、公園施設の維持管理がなされているが、老朽化した施設に関しては、通常の維持管理の限界も散見される。また、芝生広場など史跡の歴史性に配慮した維持管理方法が求められる範囲については、適切な手法を指導・助言する必要がある。

第4節　史跡指定地周辺の状況

1. 追加指定の方向性

史跡指定地については、内曲輪の大部分が範囲となっているが、内曲輪内にありながら史跡指定範囲外となっている西側の内堀に相当する（史跡範囲西側）旧北上川河道までの範囲、史跡南側（米内蔵南側）の内堀までの範囲について、追加指定に必要な条件整備（資料調査等）を行うものとする。その他、盛岡城（総構）の範囲内において、重要な遺構（遺物）が発見された場合や、その周辺で盛岡城の築城や修築に関連する遺構等が発見された場合のほか、南部家墓所をはじめとする近世大名の習俗等を知る上で重要な歴史遺産等について、今後の発掘調査や史・資料調査の結果により、史跡盛岡城跡の本質的価値を構成する要素であることが学術的に確認された場合については、その保存を前提に、追加指定等を視野に入れた検討・協議を行う。

2. 各種開発計画

（1）内丸地区将来ビジョン

盛岡市の社会経済活動の中心である内丸地区において、建物群の老朽化や中心市街地の吸引力低下等が課題となっている。少子高齢化や人口減少が進行する中、市が将来にわたって活力を維持するとともに、まちの魅力や盛岡らしさを次世代に継承していくためには、将来的なまちづくりを見据え、その中心である内丸地区のあり方を検討する必要があった。

そのため、内丸地区のあるべき将来像と、その実現に向けた取組の方向性を取りまとめた「内丸地区将来ビジョン」が令和４年３月に策定された。

（2）内丸地区再整備基本計画（（仮称）内丸プラン）

前述の「内丸地区将来ビジョン」の策定をうけ、その実現のために以下の４つの目標（案）を設定し、現在、計画の策定に取り組んでいる。

・社会経済を牽引する業務集積地とするとともに、技術進展と社会の要請を踏まえ、各種インフラ、土地利用の空間・機能を高度化、一体連携する。災害時など、非常時にも広域・中枢拠点として機能する。

・一団地の官公庁施設のあり方を見直し機能強化を図るとともに、官民連携により多様な機能が融合した包括的かつ創造性を育める空間構成とする。

・「盛岡らしさ」の特徴である城下の歴史、四季の自然、人のやさしさが感じられるよう、既存の地域資源を活かした風格のある都市空間デザインとする。

・盛岡全体に波及効果をもたらし、また、歴史資源・自然資源等にもっと触れてもらうため、平日も休日もより多くの人々が訪れ、回遊し、滞在・交流する場を充実する

第5節　盛岡城の修景･景観の状況

（1）盛岡城独自の景観確保

盛岡市の特徴的な景観として、北西に岩手山、北東に姫神山、南東に早池峰山、南西には箱ケ森から南昌山、そして東根山の山々が連なり、また東側の近傍には岩山、南東には蝶ケ森山、鑪山などの山並みの眺望が特徴として挙げられる。さらに城下町の繁栄を支えた舟運の基幹であった北上川と市街地を南流する中津川の河川景観は盛岡の独自の原風景である。

特に盛岡城跡や城下町としての成り立ちを持つ市街地内外の歴史的景観と岩手山や南昌山などの山並みと中津川などの自然景観は、盛岡のアイデンティティ（ 個性・らしさ ）を際立たせ落ち着きと風格を醸し出している。

盛岡独自の自然景観は、江戸時代には盛岡城や広く城下から望むことができたが、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期を経て、昭和 57 年（1983 年）の大宮 － 盛岡間の東北新幹線開業に伴い、中心市街地に高層建築のホテルやマンションが次々と建設され、市内は元より盛岡城跡から望むことができた岩手山や南方に連なる山々の稜線の眺望が阻害されるに至った。

市街地の開発が進んで変貌を遂げる一方で、この頃から市民の景観に関する意識が高まり、都市開発と相まってまちづくり事業との結びつきを見せる。このような市民意識の高まりの中、盛岡市では昭和 59 年（1984 年）に都市景観形成ガイドライン（以下「ガイドライン」）を策定した。このガイドラインは「眺望景観の保全」を掲げ、市内各視点場からの山並み眺望を確保するため、建築物の高さをコントロールすることを目的としていた。特に盛岡城跡から岩手山や南昌山の眺望保全については、建築物の高さに配慮することなど制限に関する事項を定め、盛岡市独自の施策として全国的に注目された。

施策にあたっては、市民との合意形成とその過程を重視したことから制限事項を設けながらも、「その内容は配慮すること」、と柔軟な表現と取組目標となっており、強制的な拘束は持たせていないが、開発事業者に建物の高さ等の変更を指導し、指導に従った形態の実績を挙げている。

（2）盛岡城跡からの岩手山眺望

岩手山の眺望については、良好な景観の形成のための制限に関する事項（ 景観形成重点地域：眺望景観保全区域 ）として①盛岡城跡公園から岩手山の眺望領域を定めた。ガイドラインでは本丸を含む淡路丸南西隅から三ノ丸北西隅のうち、二ノ丸をおおよその視点場と定め、岩手山の山容のうち岩手山の前山である石ケ森山の稜線より上部で、焼走り西端から松倉山山頂を眺望領域と定めている。

（3）盛岡城跡からの南昌山眺望

南昌山の眺望については、眺望景観保全区域として②盛岡城跡公園から南昌山の眺望領域を定めた。領域図では本丸を含む淡路丸南東隅から南西隅までのうち本丸を視点場と定め、北は箱ケ森山から南昌山、南の東根山までの山容全体を眺望領域とし、少なくとも南昌山の五合目より上部の眺望を保全することとしている。

（4）盛岡市景観計画に基づく景観と眺望

ガイドラインは、旧盛岡市域を対象として昭和 59 年（1984）に制定したが、都南村との合併後、平成７年度（1995）に改定。平成 19 年度（1995）に玉山村合併により玉山区分を策定し、平成 21 年（2009） ３月には景観法第８条に基づく盛岡市景観計画（ 以下「景観計画」）を策定して岩手山や南昌山、姫神山、愛宕山の山並み眺望や北上川、雫石河、中津川、とその合流点、湖沼、水辺の景観などの河川景観や歴史的な街路等などの街路景観地域に加えた。特に盛岡城跡全域と東側のもりおか歴史文化館を含む芝生広場、さらに史跡西側に隣接する市道下ノ橋更ノ沢線から史跡南側に隣接する内側など史跡周辺と北山や河南地区について、良好な景観の形成のための制限に関する事項（ 景観形成重点地域：歴史景観地域 ）として、「盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」を定めた。

この計画の基本方針は、盛岡城跡公園周囲の建築物等に対し、配置や色彩及び高さの景観的誘導により、城跡の石垣や緑が醸し出す落ち着きと風格に調和した景観の形成を目指し、建築物の位置、高さ、形態・意匠、素材、緑化、屋外広告物、などの制限を定めている。ガイドラインは山々の眺望に力点が置かれていたが、景観計画の特徴は、北側の櫻山神社参道地区、東側のもりおか歴史文化館を含む芝生広場全域、南側は緑陰広場から下ノ橋にかけて、盛岡城跡の周辺にまで景観確保のための制限が拡大し、城内に設定していた視点場が「前面にオープンスペースを確保することにより、お城が眺められるゆとり」として城外に設けられていることにある。

（5）ガイドライン及び景観計画の課題

盛岡城跡から岩手山の眺望は、実際には教育会館の切り下げと二ノ丸上部のカシワの剪定と石垣下部のマツ、イチョウの伐採、ケヤキの強剪定により二ノ丸の石川啄木碑の南側から岩手山南麓が若干望見できるようになったが、岩手山の全容は二ノ丸南西隅の望岳亭 （ 二ノ丸井戸付近 ） だけからは望めるものの、その他の地点からは建築物が障壁となって望むことができない。今後、眺望を確保するためには、既存の建築物の切り下げや建替のように時間を要する課題となっている。

なお、二ノ丸や三ノ丸から北側の眺望は、岩手県庁などの高層建造物や亀ケ池畔の高木となったトチノキにより姫神山を望むことが困難となっているが、適切な植栽管理により望見できる可能性を残している。また、盛岡城跡の本丸から南方の山並みの眺望は、淡路丸の樹木が支障となっており、南昌山や東根山を眺望することができない。ガイドラインで定めた箱ケ森山から南昌山、南の東根山までの山容全体を眺望領域とし、少なくとも南昌山の五合目までを眺望領域とすると、本丸石垣の高さより生育した淡路丸のソメイヨシノの枝の剪定により眺望が可能になる。

盛岡城跡から東方の眺望に関しては、ガイドラインや景観計画に特に制限は設けられていないためか近年、中ノ橋通や南大通に高層建築物が相次いで計画され、実際に施工されている。これらの建造物は菜園側から望むと盛岡城跡本丸の高さをはるかに凌いでおり、今後さらに高層の建造物の建築が増えると、現在は盛岡城跡本丸や二ノ丸からの眺望が可能な岩山の望見は不可能になることが予見される。なお、南東側の早池峰山の眺望については、平成 31 年（2019）１月から２月にかけて実施した外周部等樹木伐採での鉛蔵跡脇のクヌギの切り下げにより本丸天守台からの眺望が可能になったものの、その後のクヌギや淡路丸のソメイヨシノの生育によって眺望が再び阻害され始めていることから、淡路丸や外周部の樹木の定期的な植栽管理が必要である。

（6）盛岡城跡の修景の状況

① 盛岡城跡内の樹木の状況

明治７年（1874）、盛岡城内の建物の大半が解体され、同時に江戸時代に植生した 973 本の樹木も払い下げられている。また明治 23 年（1890）には城地が国（ 陸軍省 ）から南部家に有償で払い下げられ、翌 24 年（1891）には 1,406 本が売却されている。明治 39 年（1906）には荒廃していた城地を岩手県が南部家から 30 年間無償貸与を受け、日清・日露戦争や凶作により困窮した県民の窮民救済事業（ 労役扶助 ）で城地を整備し「岩手公園」として開園した。この公園整備により本丸の御殿跡にはマツ、大書院があった中ノ丸を含む二ノ丸にはモミジ、淡路丸の吹上馬場跡にはサクラ、淡路丸東側下の鉛蔵跡にはウメが計画的に植樹された。

今日の盛岡城跡内の植生を観察すると数本が江戸時代まで遡ることができ、吹上馬場のソメイヨシノは明治 39 年（1906）まで遡ることができるが、その他の多くは昭和 30 年代から同 50 年代に数多く植えられ、それ以降もソメイヨシノ、シダレザクラ、ウメ、ドウダンツツジなどが市民からの寄付や記念植樹によって増加し続けた。この背景には市内には岩手大学農学部附属の植物園はあるものの、公園のように自由に鑑賞できる植物園がなかったことから、その機能を盛岡城跡と重複する岩手公園に持たせてきたことにある。その結果として 36 種 994 本の移入された樹木が植生し、平成 21 年の城内の樹木調査で確認した樹種は 156 種、本数は 3116 本を数えるに至った。

② 盛岡城跡の植栽管理計画

平成 28 年度（2016）に策定した『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画』では市の景観計画と植栽管理、盛岡城跡の樹木と管理、曲輪ごとの植生の特色、植栽管理の方針、史跡の修景・景観・眺望に係る植栽管理などを定めた。特に景観・眺望に関しては『盛岡市景観計画』や『史跡盛岡城跡整備基本計画』で設けた視点場に加えて城外と城内に新たな視点場を設けている。この

『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画』では盛岡城跡内の植生を再整理し、史跡内外の修景に関する方向性として、視点場の設定、史跡の修景を向上させるための視点場、史跡の修景を維持させるための植物の管理の基準を設けた。

③ 植栽管理計画策定後の取組と効果

令和元年度（2019）まで史跡内では 165 本（日常管理 94 本、業務委託 71 本）の樹木の計画的に伐採を進めてきた。なお、業務委託により伐採した樹木 71 本のうち、年輪から生育年代が判明する 64 本の内訳は、明治期 10 本、大正期 12 本、昭和期（戦前）24 本、昭和期（戦後）13 本、平成期５本である。史跡内にはエドヒガン、コウヤマキ、イチイのように江戸時代から生育する樹木が存在するものの、そのほかの大半が明治期以降に植樹、またケヤキのように自然に生育した樹木である。また、高木の主体を占めているチョウセンゴヨウ、ドイツトウヒなどはいずれも戦前に植えられた外来木であるが、石垣に囲まれた曲輪内の外来木はすべて無くなった。以上の伐採の目的は、三ノ丸北西部石垣上下のように石垣修復に伴う伐採、石垣天端や根石に近接していることによる伐採、本丸のように地下遺構を保護するための伐採とともに、城内外からの眺望確保も併せて目的とした。伐採による効果としては、盛岡城南東部のクヌギの切り下げによって本丸天守台から早池峰山の眺望が可能となった。また、教育会館の低層化の効果が大きいが、二ノ丸北西上面のカシワの剪定と下面の二ノ丸石垣面より生育したアカマツ、イチョウの伐採と教育会館前のケヤキの強剪定により石川啄木碑付近から岩手山の南麓の眺望が可能となった。

本丸中央南端から望む南昌山と東根山

本丸北東から望む岩山

本丸から望む岩山、蝶ケ森、鑪山

渡雲橋から望む岩山

二ノ丸西側北端から望む岩手山

二ノ丸西側中央から望む岩手山

二ノ丸西側南端から望む岩手山

二ノ丸西側南端から望む赤林山

第3章　各種調査の概要

第1節　各種調査

1．発掘調査

史跡指定地内では、昭和 59 年度（1984）から石垣修復工事等に伴う発掘調査を実施している。

これまでに、石垣修復工事や整備計画立案のために、淡路丸及び本丸・二ノ丸・三ノ丸で行われた発掘調査を中心に、公園施設整備や道路拡幅等に伴い、史跡地内及び隣接地で調査が行われているが、ここでは本丸において行われた調査成果の概要について略述する。

調査成果の詳細については、発掘調査報告書が未刊行のものもあるが、盛岡市・盛岡市教育委員会（1991）『盛岡城跡Ⅰ－第１期保存整備事業報告書』、盛岡市教育委員会（2008）『史跡盛岡城跡Ⅱ－第２期保存整備事業報告書－』等の報告書を参照されたい（調査範囲は53頁第13図、実績は54・55頁表７）。

（1）保存整備事業に伴う発掘調査

① 本丸地区の調査

ア）本丸北東部

平成５年度（1993）に石垣の上面と石垣背面部の調査を実施、平成６年度（1994）には石垣下層の遺構調査を実施しており、不来方城期から盛岡城終末期（明治初期）までの遺構変遷が把握されている。

不来方城期の遺構は、北東部斜面を廻る犬走りのほか斜面裾の空堀が確認されているが、犬走り・空堀ともに新旧２時期の変遷があり、古い空堀の埋土からは瀬戸窖窯期の鉄釉陶器、新しい空堀からは大窯期の灰釉陶器が出土していることから、それぞれ不来方城１期と２期に属する可能性が高い。犬走りや空堀は部分的な確認であったが、地形から盛岡城本丸の場所が不来方城の主郭と推定される。また、犬走りやそれに伴う斜面が本丸北面に回り込み、本丸・二ノ丸間の堀切は不来方城１期に存在し、不来方城２期や盛岡城１期～３期の縄張りも、この堀切を踏襲している。

盛岡城１期の遺構としては、現在見られる２期の石垣根石の内側に埋め込まれた根石列が確認されたほか、不来方城期の空堀を埋めた面に２個一対の門柱（SB115）が確認され、門跡の東側には石垣が伴っていることが判明した。当時の本丸は現在の本丸よりもやや狭く、本丸裏手の御末門に登る坂道と虎口は盛岡城２期・３期の縄張りとも共通しており、検出された石垣の石材は全て野面石となっている。

盛岡城２期～３期に構築された石垣は、１期の構造を外側に拡張して構築されている。石垣の上面では、明治期に北東隅の櫓台が大きく削られていることが判明し、櫓台内側の石垣下部と石垣の抜き取り痕跡が確認され、３間×３間の櫓台（SB130）の平面が明らかとなった。また、本丸殿舎（SB101）の北東隅部の礎石が雨落溝を伴って確認され、本丸内部の建物の遺構が良好に残存していることがわかった。この他便槽等の土坑、柱穴群などが確認されている。

イ）本丸北西部

本丸北西部では、石垣解体修復工事に伴う発掘調査が平成８年度（1996）に実施されている。

不来方城期の遺構としては、盛岡城２期石垣の下層に斜めに走行する落込みが確認され、埋

土の状態から堀とも考えられたが、深さは確認しておらず明確にはならなかった。

盛岡城１期の遺構は、盛岡城２期に構築された石垣内側に埋め込まれた石垣と、根石１個が確認されている。そのうち、北西部の小納戸櫓の下層では石垣の残存が不良であったが、その痕跡から自然の転石を半ば包みこむように石垣が構築され、小規模な櫓台が突出していたことが推定された。

盛岡城１期の石垣で残存状況の良い箇所は、盛岡城２期石垣の入隅に連続しており、上部ほど大型の矢穴の入った割石が見受けられることから、一部は２期に改修された可能性がある。

盛岡城２期においては、１期の石垣を埋め込み、地形を外側に拡張していることが確認されており、盛岡城３期末までこの構造に変更はないようである。

小納戸櫓（SB140）の櫓台は、明治期の公園造成で改変されているが、櫓台の根石列が確認されており、３間×４間（または 4.5 間）の平面規模が明らかになったほか、本丸御殿の北西部建物（SB107）が２期以上重複していることが確認された。

礎石はすべて抜き取られていたが、新しい時期の建物は、幕末の「霊承院様御代大奥御住居図」の建物平面に近似している。

同絵図によれば、検出された建物跡は南から仕舞所、次、湯殿にあたる。小納戸櫓の石垣の復元には明治期の石段を撤去し、発掘調査成果に基づき上面３間×４間の櫓台を復元した。復元に当たっては、ハバキ石垣の石材を用いることとし、できるだけ矢穴が大きく、不定形に粗割された２期の石材に近い石材を選んで復元している。

ウ）本丸南西部

石垣上面の発掘調査と石垣上部の解体を平成 10 年度（1998）、石垣背面の解体と発掘調査を平成 11 年度（1999）に、石垣下部の解体と発掘調査を平成 12 年度（2000）に実施している。

調査範囲においては、これまで不来方城期の遺構は確認されておらず、盛岡城１期に相当する時期の石垣の南西隅部が、現状の石垣から東に４メートル、北に 11 メートル内側に確認されており、石垣の石材は角石が粗割の花崗岩、築石が自然石の花崗岩を主体としている。

この石垣に続く面からは、淡路丸縁辺部の木柵が確認されているが、木柵の位置がかなり本丸に近接していることから、盛岡城１期に相当する時期の淡路丸の西側は狭隘であったことが想定された。

盛岡城２期には、本丸北東部・北西部と同様に盛岡城１期の石垣を埋め込んで外側に盛り土して曲輪を拡張しており、盛岡城３期にはこの構造を変えず、櫓台石垣を中心に石垣を積み直されている。

本丸南西部隅に所在した二階櫓（SB110）の櫓台は明治期に切り詰められ、石段が設けられていた。発掘調査では櫓台東側の基底部の抜き取り痕跡が確認されたほか、二階櫓部分は２間×３間の規模であったことが確認された。この櫓の東側に続く石土居の内側石垣の根石列も確認され、櫓との間には石組みの暗渠排水と溝、櫓に続く御殿（SB109・111）の次の間の礎石、渡り廊下の礎石の抜取跡が確認された。

さらに石垣下側では淡路丸の吹上門北側に小規模な門（SB425）の礎石が確認されたが、層位から盛岡城３期の終わり頃に相当する時期の遺構と想定している。

エ）本丸南東部

本丸地区における遺構の保存整備を目的として、令和元年度（2019）から３年度（2021）にかけて遺構確認調査を実施している。

令和元年度（2019）と３年度（2021）は、盛岡城本丸南東部に存在した天守の基礎や、明治39 年（1906）の岩手公園の整備により改変された天守台石垣の構造を確認することを目的とした調査を実施した。

調査の結果、天守台上面については、明治期以降に行われた四阿や石段設置、植樹等の公園整備による改変が著しかったが、天守台の北東隅から天守の礎石と考えられる石が検出されている。また、明治期の公園整備の際に改変された石土居の範囲については、石垣の積み方や築石の控えの違いなどにより、江戸時代の規模を想定することが可能となった。

令和２年度（2020）には本丸御殿の南東部を対象に調査を行い、奥（大奥）（南部家の居住区域）のうち、長局（御側や奥（大奥）での南部家一族の身の回りの世話を行う女性が居住する部屋）や湯殿、便所など生活に伴う建物の礎石やその基礎地業の根石などを確認した。

なお、これらの遺構は盛岡城の建物が存続した期間に数度の増改築が行われたものであることが確認されたほか、天守に葺かれていた瓦や祭祀儀礼の際に埋納された陶磁器、鉄製品のほか、日常生活に用いられた陶磁器片、古銭などが出土した。

また、本丸南側縁辺部に所在した石土居の確認調査を行い、天守台石段下から１箇所、調査区西側の園路西街燈付近から１箇所、合計２箇所から石土居根石を検出したが、公園施設の設置により大きく改変がなされていることが確認された。

第12図 本丸発掘調査全体図（1：500）

御殿跡等遺構確認状況（本丸北西部）

盛岡城1期石垣確認状況（本丸南西部）

本丸天守櫓台（本丸南東部）

盛岡城1期石垣確認状況（本丸北東部）

御殿跡（本丸南東部）

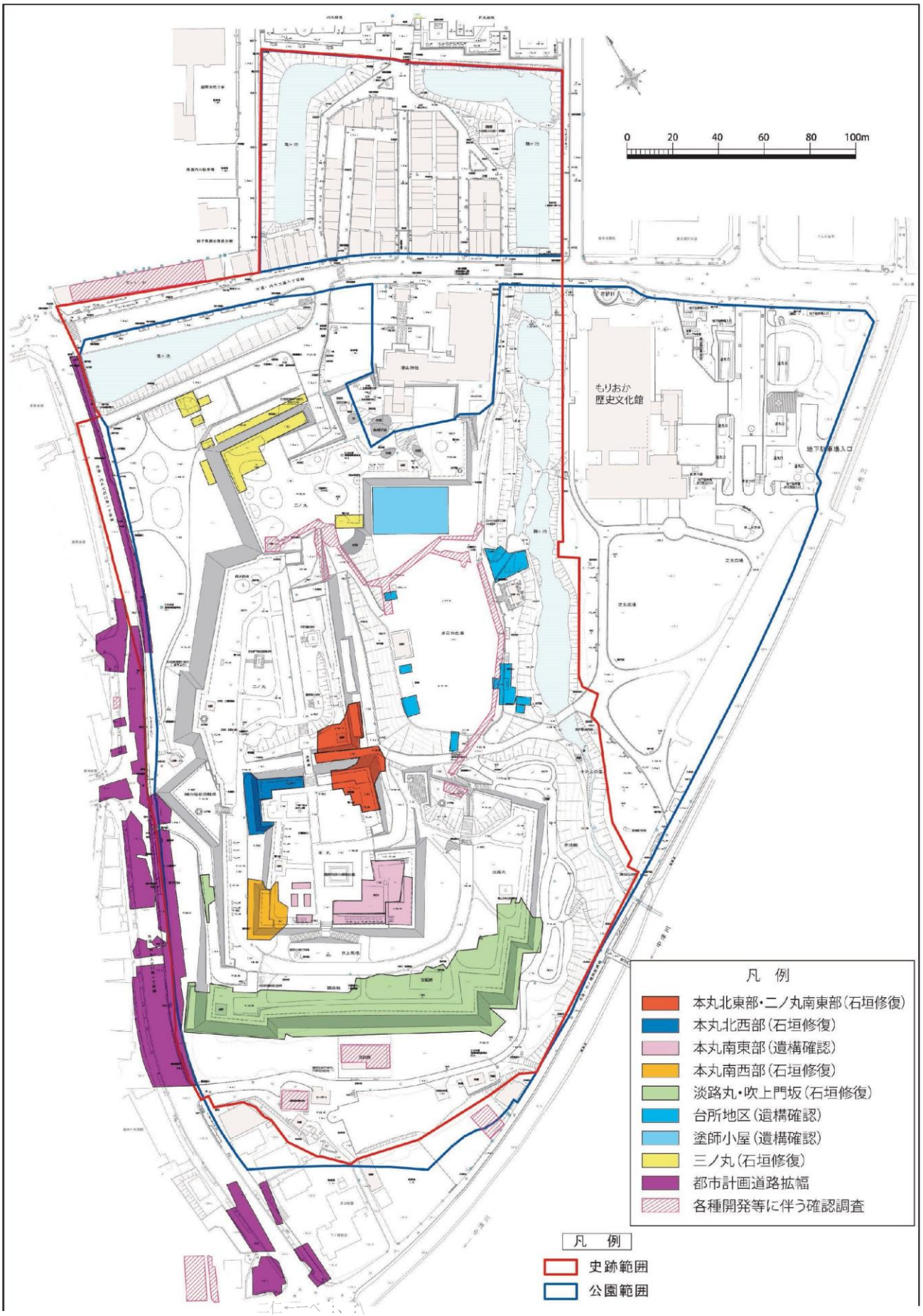

第13図 発掘調査実施個所

表7 史跡盛岡城跡における発掘調査実績 -1

年度	次数	調査地点	調査原因	面積（㎡）	調査期間	主な検出遺構等
昭和59（1984）	1	淡路丸南東部	石垣修復	217.0	7/1～8/31	櫓跡、排水施設ほか
	2	鉛蔵周辺	石垣修復	76.1	7/1～8/31	小鍛冶跡、不来方城期の溝跡
昭和60（1985）	3	淡路丸南東部	石垣修復	560.0	6/15～10/31	二階櫓跡、排水施設、木柵、土塁
	4	鉛蔵･米内蔵周辺	石垣修復	1,890.0	5/8～8/14	鍛冶屋門周辺地形、補修石垣
昭和61（1986）	5	淡路丸南辺	石垣修復	1,008.0	5/6～10/9	窪地、木柵、土塁、虎口
	6	米内蔵地区	石垣修復	66.0	4/25～6/7	補修石垣、敷石地業
昭和62（1987）	7	淡路丸南辺	石垣修復	420.5	5/11～4/10	淡路丸盛土層
	8	米内蔵地区	石垣修復	68.0	5/11～6/30	敷石地業
	9	内曲輪西辺（史跡外）	市道改良	1,175.0	9/24～3/8	枡形門枡形石垣、柵、川口門、船着場
昭和63（1988）	10	淡路丸南西部	石垣修復	823.0	5/9～8/23	南西部隅櫓、暗渠排水施設
	11	米内蔵地区	石垣修復	127.0	6/1～8/9	補修石垣、敷石地業
	12	内曲輪西辺出丸（史跡外）	市道改良	714.0	9/15～11/22	門跡、出丸土塁、土坑
	13	米内蔵地区	公園施設整備	270.0	11/4～11/19	敷石地業
	14	淡路丸北東部	公園施設整備	21.4	2/9～2/10	盛土層
	15	米内蔵地区	公園施設整備	106.5	2/16～2/17	盛土層
	16	台所地区	公園施設整備	93.2	3/3～3/8	台所門枡形
平成元（1989）	10補	淡路丸南西部	石垣修復	418.0	9/8～10/17	南西部隅櫓下層の地形、柵跡
	11補	米内蔵地区ほか	石垣修復	220.0	9/8～10/17	堀跡
	17	内曲輪西辺出丸（史跡外）	市道改良	1,578.0	4/17～12/12	土蔵跡、溝跡、堀跡、平安時代の集落跡
	18	三ノ丸･台所地区	公園施設整備	147.5	11/16～1/24	堀跡、不明門跡、台所枡形
平成2（1990）	10補	淡路丸南西部	石垣修復	16.0	9/3～10/17	不来方城期の盛土
	19	出丸（史跡外）	住宅建築	24.0	4/30～5/2	土塁、土坑
平成3（1991）	20	本丸北東部	石垣修復	140.0	11/12～12/11	本丸ニノ丸間の掘切、冠木門跡
平成4（1992）	21	ニノ丸南東部	石垣修復	249.0	8/24～9/30	土坑ほか
平成5（1993）	22	本丸北東部	石垣修復	489.0	9/28～12/1	隅櫓台、御殿備石、築城期石垣ほか
平成6（1994）	22補	本丸北東部	石垣修復	79.0	3/25～3/30	門跡、土坑、不来城期堀ほか
平成7（1995）	23	出丸（史跡外）	住宅建築	32.0	11/27	遺構なし
平成8（1996）	24	本丸北西部	石垣修復	316.0	10/1～12/10	小納戸櫓台、本丸御殿備石、築城当初石垣、土坑ほか
	25					
平成10（1998）	26	本丸北西･南西部	石垣修復	186.0	9/17～3/23	築城当初石垣ほか

表7 史跡盛岡城跡における発掘調査実績 -2

年度	次数	調査地点	調査原因	面積（㎡）	調査期間	主な検出遺構等
平成12（2000）	27	出丸･内堀（史跡外）	住宅建築	32.0	4/27	遺構なし
	28	本丸南西部	石垣修復	192.0	11/15～12/28	二階櫓台、本丸御殿礎石、石土居ほか
	29	内堀･御新丸	店舗等建築	522.0	7/26	内堀跡（史跡外は遺構なし）
平成13（2001）	30	本丸南西部	石垣修復	330.0	8/4～10/13	築城当初石垣、門跡、土坑ほか
	31	吹上門周辺	石垣修復	109.0	9/1～10/7	明治期石垣
平成25（2013）	32	三ノ丸･本新蔵地区	遺構確認	50.3	10/30～12/20	三ノ丸石垣根石･石垣背面構造等を確認
平成26（2014）	33	下曲輪地区	震災復旧	97.1	6/16～7/17	土塁の一部を確認
	34	三ノ丸･本新蔵地区	遺構確認	243.8	10/1～12/22	三ノ丸石垣根石･石垣背面構造等を確認
平成27（2015）	35	本新蔵地区	遺構確認	40.8	9/8～11/5	三ノ丸北西部下、本新蔵地区の遺構確認
平成28（2016）	36	台所地区	遺構確認	520.0	11/2～12/22	台所地区の建物跡、井戸跡ほか
平成29（2017）	37	三ノ丸北西部	石垣修復	289.0	7/25～12/20	三ノ丸石垣根石･背面部の確認
	38	台所門土橋	遺構確認	182.0	11/17～12/20	台所門枡形石垣及び栗石･根石、土橋跡を確認
平成30（2018）	37補	三ノ丸瓦門北袖南	石垣修復	260.0	9/27～12/21	三ノ丸石垣の背面栗石･盛土、土塀柱列を確認
	38	台所門土橋ほか	遺構確認	250.0	10/25～12/21	台所門枡形石垣及び栗石･根石、土橋跡を確認
令和元（2019）	39	台所塗師小屋	遺構確認	600.0	6/10～9/5	塗師小屋跡を確認
	40	本丸天守	遺構確認	176.4	9/5～11/29	本丸天守跡及び天守台石垣の確認調査
令和2（2020）	37補	三ノ丸瓦門北袖北	石垣修復	55.2	5/18～7/31	三ノ丸石垣背面の栗石･盛土、土塀本柱･控柱列を確認
	41	本丸長局	遺構確認	159.8	7/29～10/30	本丸御殿内の長局備石･根石などを確認
令和3（2021）	42	下ノ橋教会	教会新築	102.4	6/23	内堀跡
	37補	三ノ丸北西部北面石垣	石垣修復	102.3	8/17～12/9	三ノ丸北面石垣の栗石･盛土、土塀柱痕跡
	40補	本丸天守台	遺構確認	176.4	11/18～12/9	江戸期の天守台天端石･明治期の天端石、栗石層を確認
	43	本丸南辺石土居	遺構確認	69.0	11/18～12/9	江戸期石土居根石、本丸南面石垣栗石を確認
令和4（2022）	37補	三ノ丸北西部北面石垣	石垣修復	97.0	5/10～11/22	三ノ丸北面石垣の栗石･盛土･根石･押え石
	44	本丸南東部及び南西部の一部	遺構確認	204.1	8/29～12/15	江戸期～明治期の備石、天守台･石土居の根固石
計				16,293.7		

オ）本丸の石垣に残る痕跡

本丸西辺の石垣には、天端石に梁状の欠き込み、築石に枘穴状の痕跡があり、これらの位置関係から石垣外側に張り出す懸造りの建物の跡と考えられる。

5章2節に示す盛岡城Ⅳ期の絵図では、西面石垣の外に延びる建物の表現があり、この痕跡と対応する可能性が高い。

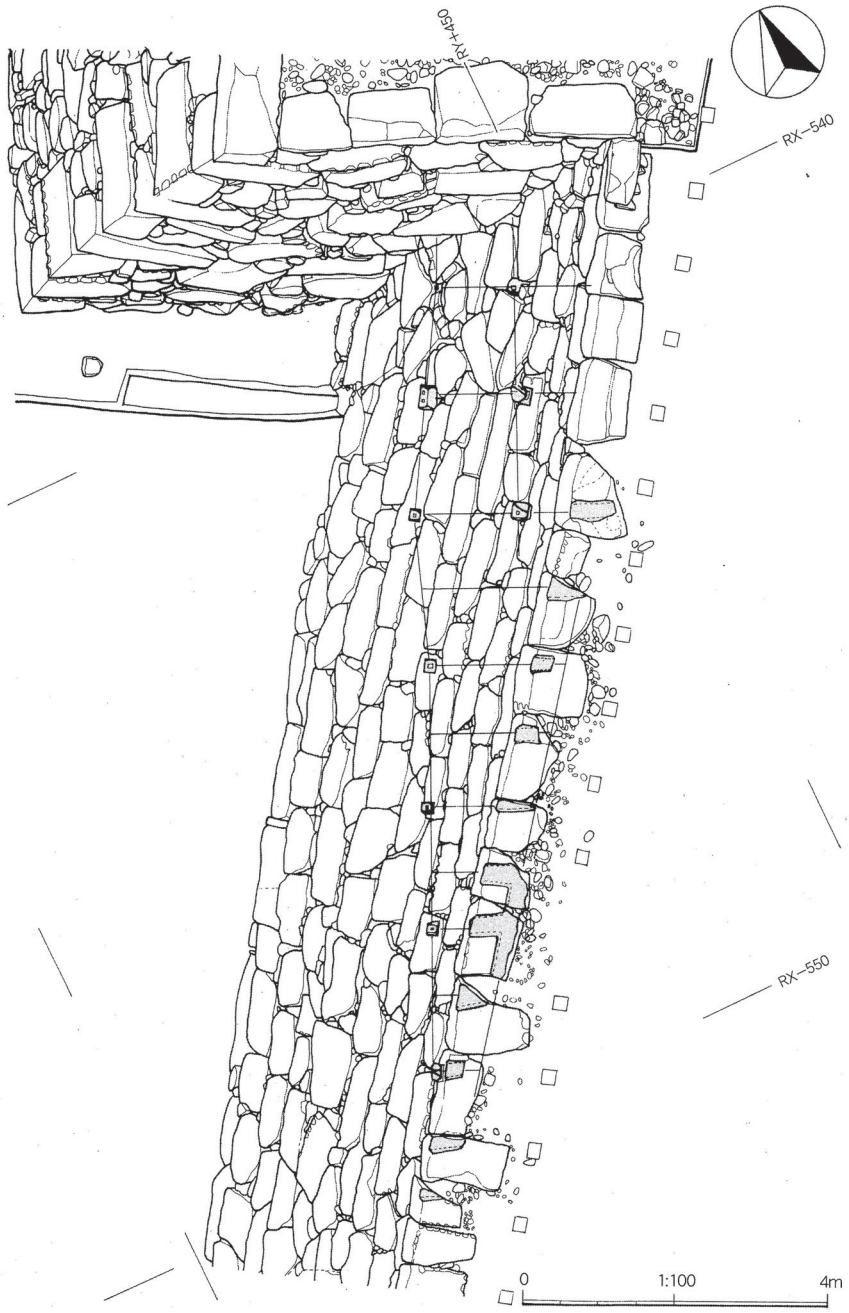

第14図 本丸西面石垣に残る懸造りの痕跡

懸造りの痕跡

2. 史資料調査

盛岡城や盛岡藩に関する文献史料・絵図等については、その多くを収蔵するもりおか歴史文化館（ 開館前は盛岡市中央公民館郷土資料展示室で収蔵 ）や岩手県立図書館等によって、史料保存・調査、所蔵品目録作成、レファレンスが行われてきた。これまでに盛岡市教育委員会によって、南部家所蔵資料の盛岡市への寄附を前提とした南部家所蔵資料悉皆調査（平成 11 年度）、南部家所蔵資料追加調査（平成 16 ～ 19 年度）が行われているほか、盛岡藩の公的記録文書である「盛岡藩家老席日記雑書」の刊行が完了し、引き続き「盛岡藩家老席日記覚書」の翻刻及び刊行を実施しているが、所蔵機関による文献史料・絵図等の本格的な調査や研究は実施されていない。その他、全国の博物館施設や近世史研究者による個別史料の調査・研究が行われてきている。城内からの移築や払下げ部材を再利用したと伝わる建築物は市内を中心として伝えられているが、本格的な詳細調査は実施されず、概要の把握に留まっている。これらの史資料の概要については、令和５年度（2023）『史跡盛岡城跡保存活用計画』「Ⅱ 盛岡城跡の概要」を参照されたい。

令和２年度（2020）、市長公室企画調整課内に史資料調査のためのプロジェクトチームが設置され、令和４年度（2022）からは史跡全体の価値と保護（ 保存・活用 ）への理解を高めるため、盛岡城復元調査推進室を設置して組織体制を強化し、往時の歴史的建造物復元の可能性を探るための史資料調査を進めてきた。さらに史資料の所在を確認しながら、盛岡城跡についての関心を高めるため、懸賞金制度を創設して令和４年（2022）９月から令和６年（2024）３月末まで、市内外を問わず広く情報提供を呼びかけた。現段階では、建造物復元の根拠となる史資料は発見されていないものの、新たに本丸奥（大奥）と伝わるものや御殿で使用された可能性がある板戸、襖の建具、建具の障壁画下絵、室内に貼られた唐紙の版木、釘隠や引手等装飾具の確認に加えて、未確認であった文献史料・絵図等など盛岡城や盛岡藩に関する新資料が新たに発見されており、着実に建物や盛岡城に関する史資料の存在と所在は把握されてきている。移築や部材再利用と伝わる建築物等に関しても目視調査を主体に実施し、各建物の特徴や共通性の有無、移築や払下げとされる伝承の根拠の有無を確認している。その結果、棟札の発見により盛岡城の建築物の可能性がある建物やこれまで把握されていなかった部材再利用と伝わる物件も新たに確認している。

第2節　石垣動態観測

（1）石垣移動量調査

築城から 400 年以上経過した盛岡城跡の石垣は随所で孕みや陥没が進行し、淡路丸南面や本丸東側、二ノ丸東側等で石垣の傷みが著しく、崩落の危険性が指摘されたことから、石垣修理を行うと共に、孕みや陥没の要因・構造を明らかにする必要が生じてきた。このことから、文化財としての石垣を対象としたものとしては国内初の試みとして、昭和 60 年度（1985）から平成 10 年度（1998）にかけて、三ノ丸西側石垣の石垣移動量調査を実施した。

この調査は、H鋼の不動梁を石垣に寄りかける形で縦方向に設置し、石垣の部材８個を変位計やひずみ計で連結し、石垣石材の動きを 24 時間、365日自動観測するとともに、精密測量による定点観測、沈下板の水準測量等も行った。

なお、石垣移動量調査の成果については、盛岡市・盛岡市教育委員会（2000）『史跡盛岡城跡石垣移動量調査報告書』を参照されたい。

（2）石垣変位調査

石垣移動量調査は、石垣の局部的な挙動を把握するには有効であったが、調査方法・規模等において、おのずと範囲が限定されるため、城跡全体の石垣の変位状況を把握するには不向きであった。そこで、平成 11 年度（1999）から城跡全体の石垣変位状況を把握するとともに、修理の優先順位の検討材料とすること等を目的として、ミクロン・ストレインゲージによる定期的な計測調査として「石垣変位調査」を実施することとした。

この調査は、隣り合う石垣同士の石材面に、金属製チップを貼付け、ゲージを用いて２点間の距離を測定する（測定精度 1/1,000 ㎜）とともに、部分的に角度の変化を計測するものである。計測は月１度を基本とし、震度４以上（観測地点：盛岡市山王町・馬場町）の地震が両地点観測された場合には、その都度目視による現地確認を行うとともに、追加計測調査を実施している。

（3）地質調査

盛岡城跡においてはこれまでに石垣修復工事に伴い、各地点の地質調査（ボーリング）を実施している。これまでに実施した個所は淡路丸南側、本丸中央北、三ノ丸北西部周辺である。三ノ丸北西部の石垣修復工事の際には石垣内部の状況を確認するため、水平ボーリングも実施している。調査結果として、いずれの地点においても（水平ボーリングを除く）、表面から順に表土（公園造成土）、明治以降の盛土、近世期盛土、花崗岩風化土（真砂土）、花崗岩の転石で構成されていることが判明している。

（4）石垣カルテ

近年の自然災害等により複数の城郭石垣に崩落等が発生しており、その復旧に必要不可欠な石垣カルテの作成が急務となっている。盛岡城跡においても石垣カルテ作成の基礎データとして、平成 23 年（2011）から石垣基礎調査と称し、石垣面の三次元測量を実施している。

（5）測量図化

昭和 59 年度（1984）に着手し、現在まで継続している石垣修復工事において当該石垣の測量図化を実施している。当初は標点を設置した石垣面を写真撮影し、解析図化機を使用してオルソフォトを作成し、図化を行っていた。機器の進化とともに近年では、三次元レーザー測量による図化、写真撮影による三次元モデル作成などを行っている。

第4章　整備状況の概要

第1節　石垣修復

① 第１期（昭和 59 年度～平成2年度）

築城から 400 年以上経過した盛岡城跡の石垣は随所で孕みや陥没が進行し、淡路丸南面や本丸東側、二ノ丸東側等で石垣の傷みが著しく、崩落の危険性が指摘されたことから、国庫補助を導入し、石垣修理に着手することとした。

第１期と位置付けている期間では、淡路丸南側の石垣約 2,700 ㎡の解体修理を行っている。この場所は、元禄 16 年（1703）に幕府に提出した「元禄十六普請伺絵図」にもその損傷の様子が記載されており、当時から変位が生じていたことが伺える。

工事の工程としては、事前に石垣上面の発掘調査を行い、終了した箇所（南東部）から順次、解体作業に入るものであった。従って、年度によっては発掘調査、解体作業、積直し作業の三つの工程が同時に行われていた。

② 第２期（平成4年度～平成 24 年度）

第２期では、第１期に引き続き石垣の痛みが著しく、崩壊の恐れのあった二ノ丸南東部と、本丸南東部を除く、３つの隅角部の石垣約 1,000 ㎡の解体修理を行っている。

この修復工事において本丸が拡張されていたことが初めて確認され、特にも本丸南西部の修復工事おいては内側より盛岡城１期に相当する埋没石垣が確認されており、盛岡城の石垣構築の過程を考察する上で重要な発見となっている。

また、各隅櫓の石垣に明治以降に設置された石段を修復時に除去し、往時の石垣を復元している。

③ 第３期（平成 25 年度～令和9年度）

平成 24 年度に「盛岡城跡整備基本計画」を策定し、その中で三ノ丸石垣の修復を主な事業として位置付けた。その計画に則り、平成 25 年度より修復箇所の事前の発掘調査をはじめとし、石垣立面図化やボーリングによる地質調査を行った。それらの成果をもとに三ノ丸南東部と北西部の石垣修復実施設計を作成し、南東部は平成 28 年度内に修理が完了した。北西部については修復範囲の見直しや入札不調等があり、当初の予定よりも着手が遅れたが、令和３年度から解体工事を実施し、令和６年度までに積み直しが完了している。今後は、石垣修理報告書の作成に取り組む必要がある。

第2節　地区毎の整備計画

保存活用計画において、史跡盛岡城跡の指定地内を遺構の重要性や利用実態等にあわせて４地区に区分しており、地区別の整備計画は以下のとおりとなっている。

1．第1種地区

（1）方向性

－回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中枢としての整備を推進する地区－

本丸に相当する史跡の中枢地区である。公園としての利便性や回遊性との調整を図りつつ、櫓等本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく地区とする。

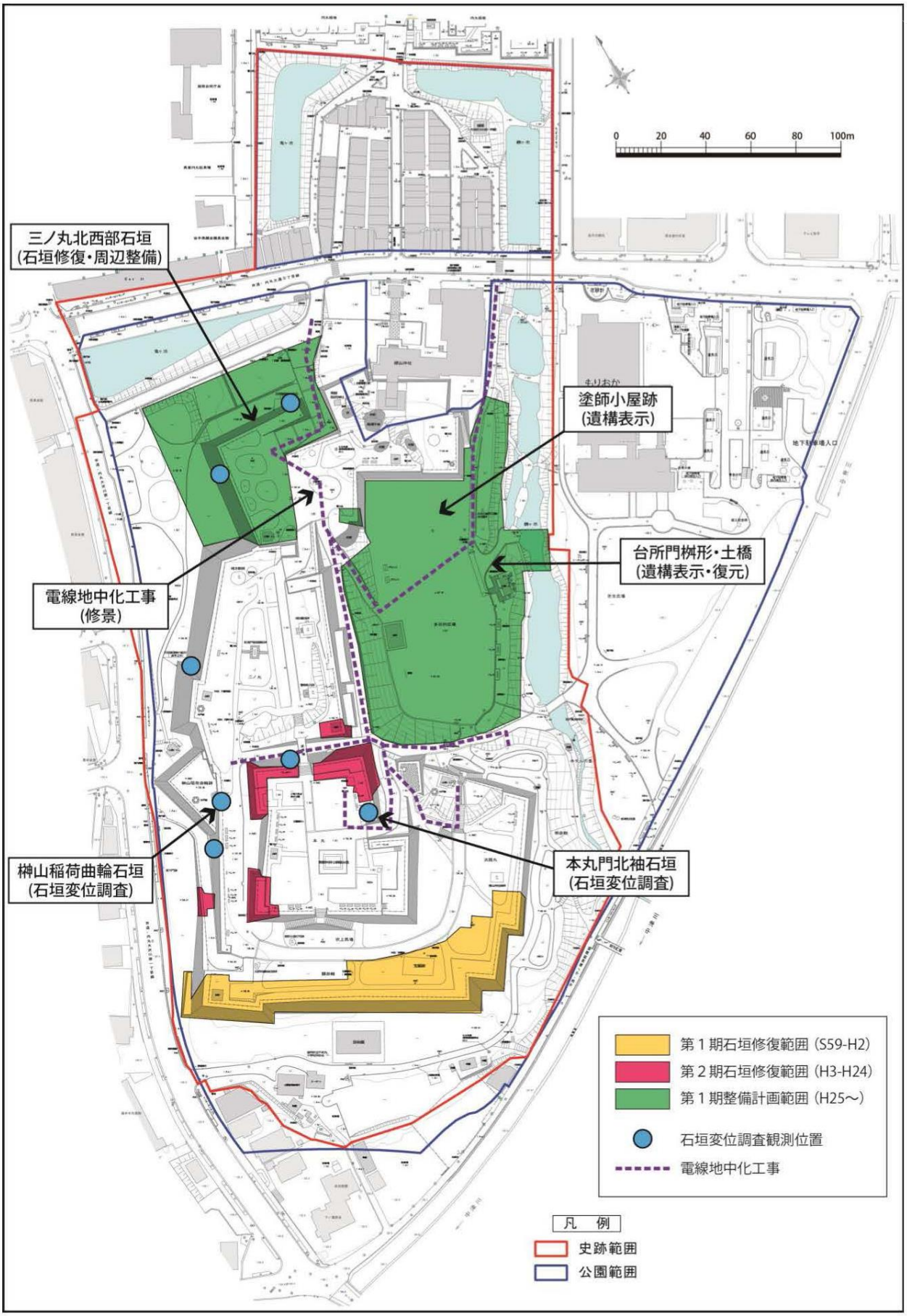

第15図 保存整備事業実施位置図

（2）整備内容

当地区では、本丸に存在した建物（天守・二階櫓等）の復元整備や本丸御殿の遺構表示及び説明板設置のほか、明治期の公園整備の際に改変された石垣の復元整備等を想定している。

なお、これらの整備に当たっては、近世城郭としての整備内容と現在利用されている近代以降に設けられた石段等の動線、南部中尉銅像台座の取扱いについて調整を図るものとする。

また、史跡内外からの良好な景観を確保するため、周囲の樹木の取扱いや、既存の電柱や配線等の撤去を進めるとともに、史跡と公園の利便性確保のためのベンチや四阿等の配置についても検討するものとする。

2．第2種地区

（1）方向性

－既存の工作物との調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区－

盛岡城跡を構成する主要な曲輪である二ノ丸、三ノ丸、淡路丸、榊山稲荷曲輪、鶴ケ池、亀ケ池の地区である。明治期の公園整備により一部改変を受けているものの、城郭としての遺構がよく残されている。

土塁、枡形、石垣、門など城郭としての重要な遺構の整備を行いながら、公園としての利便性の向上と安全性の確保を図る地区とする。

（2）整備内容

二ノ丸大書院跡の地形や穴門周辺、三ノ丸石土居や内堀、土塁等、明治期以降の地形改変部分の復元整備のほか、吹上門や塀等といった建築物の復元整備等について、発掘調査（遺構確認調査）や各種史料調査を行いながら、計画的に推進するものとする。

また、石垣の保全に影響のある樹木については、継続的に伐採等の措置を行うとともに、現存する堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）と土塁は地形の保全を図り、堀跡の水質改善等の環境整備を推進するものとする。

なお、部分的に現存する長岡安平の設計原案による公園整備内容の保全を図る範囲について、記念碑等は本質的価値の保全との関係から移設を検討する。

さらに、当該地区においても第１種地区と同様に、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の取扱いや、既存の電柱や配線等の撤去、便益施設を検討し、必要に応じて撤去・維持・修繕・改築を推進するものとする。

3．第3種地区

（1）方向性

－公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区－

城跡の中心部である第１種地区、第２種地区をとりまく台所地区及び平坦地である。土塁、枡形などの遺構の残存状況は良くないが、発掘調査により台所門及び枡形、塗師小屋や坂下門等の遺構が確認されている。公園としての機能を活用しつつ、台所西側の法面の保存や枡形等の重要遺構の整備を部分的に行う地区とする。

（2）整備内容

明治期の公園整備により撤去された台所門の枡形や土塁、発掘調査により確認された遺構の整備について、継続的な発掘調査（遺構確認調査）や各種史料調査に取り組みながら、計画的

に整備を推進するものとする。

また、公園としての利便性を図るため、トイレ・四阿・ベンチ等の改修や改築のほか、市指

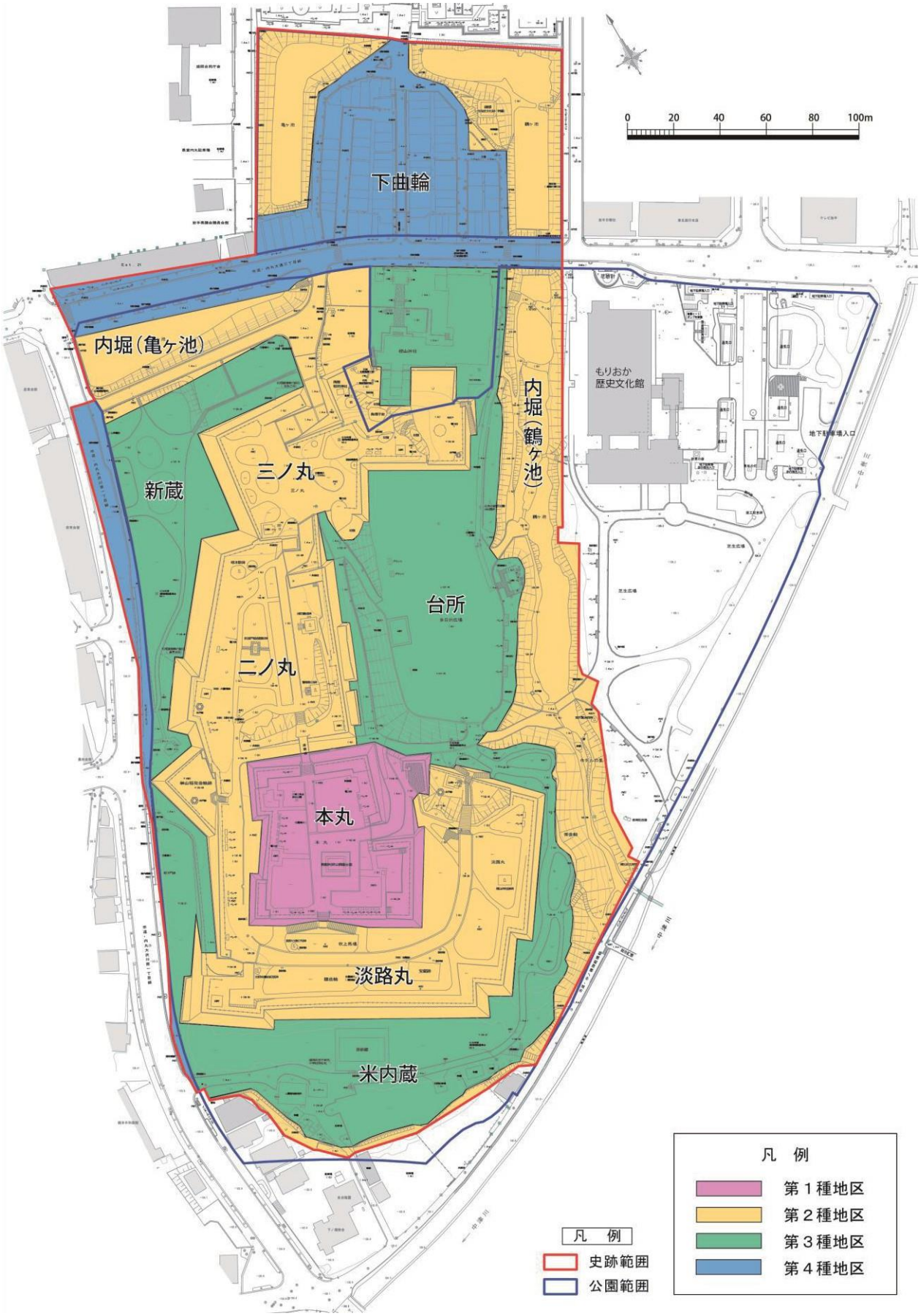

第16図 地区区分図

定文化財である彦蔵の活用を推進するための整備内容を検討する。

さらに、他の地区と同じく、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の伐採や剪定、既存の電柱等の整理に取り組むものとする。

4．第4種地区

（1）方向性

－盛岡城下曲輪としての歴史性と都市公園機能、さらに商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点も踏まえ、将来像を検討すべき地区－

商店街や道路など、現在、史跡・公園以外の利用が成されている地区である。盛岡城の正面としての歴史性と、観光・地域資源としての位置付けを踏まえつつ、関係者と協議を行いながら、本市全体のまちづくりの中で将来像を検討している地区である。

第3節　史跡の維持管理

史跡の維持管理に関しては、本質的価値を構成する城郭遺構に対して影響を与える行為については認めないことを前提とし、史跡の保存に影響に無いものや、公園の維持管理・活用のための行為及び防災その他公益上必要な行為に限り、現状変更の許可申請の対象としている。

以下、保存活用計画の中で地区ごとの現状変更等の取扱い基準を次の通り定めている。

○第1種地区

史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めない。なお、史跡整備の一環として設置される建築物の新設、既存の工作物及び公園施設の修繕及び樹木等の伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。

○第2種地区

史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めない。なお、史跡整備の一環として設置される建築物、公園の維持管理に必要な施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。

○第3種地区

史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲での公園施設の新設・改修以外は認めない。なお、既存の宗教施設の機能維持のための改築等については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。

○第4種地区

史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での工作物及び公園施設の新設について現状変更を許可するものとする。また、既存の店舗・住宅等における内外装の改修、工作物及び公園施設、地下埋設物の修繕等について現状変更を許可するものとする。なお、店舗等の改築については、今後、諸課題に取り組みつつ、将来的に許可基準を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するものとする。

第4節　整備計画

盛岡城跡は昭和 12 年（1937）４月 17 日に国の史跡に指定された。史跡指定地内は櫻山神社参道地区における商店街の存在や、中ノ橋大通線の開通に伴う鶴ヶ池・亀ヶ池の一部埋め立てなどの課題を抱えながら、石垣の修復を目的とした保存整備事業については、昭和 57 年（1982）９月、文化庁と盛岡市との協議を踏まえ、①淡路丸南東部・南部、②本丸東部、③二ノ丸南東部、④三ノ丸北西部の石垣の変位が大きい順で、昭和 59 年度（1984）から事業を実施したことに始まっている。

修復範囲は石垣総面積約１万平方メートルのうち、約５千平方メートルを対象とした。この石垣修復は実施に当たり、石垣修復技術の一般化に向けて、石垣修復マニュアルの作成と石垣崩壊のメカニズムの把握を目的とした。調査は、文化庁及び奈良国立文化財研究所の指導により行い、 全国の石垣修復のモデルケースとなった。この方針に基づき、昭和 59 年度（1984）から平成２年度（1990）までの間で、淡路丸の石垣修復を目的とした「第１期保存整備事業」を、平成３年度（1991）から平成 19 年度（2007）まで本丸・二ノ丸の石垣修復を目的とした「第２期保存整備事業」を実施してきた。

平成 25 年度（2013）以降は、主に三ノ丸の石垣修復を目的として新たに「第Ⅰ期整備計画」として取り組んでおり、三ノ丸の石垣修復については整備報告書の刊行を含め令和８年度（2026）に完了予定である。しかしながら、整備基本設計を策定したものの実施が見送りとなっている本新蔵地区や鶴ケ池・台所地区の整備、 工事が中断している電線等地中化があり、さらに本丸や榊山稲荷曲輪の石垣の孕みや緩みなど新たな課題も生じている。

第5節　公園整備と維持管理

盛岡城跡は明治 39 年（1906）に「岩手公園」として整備され、昭和 31 年（1956）には都市計画決定及び事業決定がなされ、様々な公園施設が整備されてきた。

御台所跡（広場）に休憩所を寄付により設置したほか、中津川から鶴ヶ池への給水装置、鶴ヶ池畔にはコンクリート製の藤棚を設置。台所跡北側にテニスコートとなっていた場所を花壇に復旧したほか、史跡西側にはケヤキやアカマツ、鶴ヶ池や吹上門周辺には低木が植栽されたほか、老木となっていたウメ・サクラの更新や芝生の整備等が進められた。

昭和 45 年（1970）の岩手国体を契機に、昭和 42 年（1967）から中津川沿いの芝生広場や亀ヶ池桟橋店舗の撤去・歩道化が進められた。芝生広場では、昭和 37 ～ 38 年（1962 ～ 1963）までに撤去・移転した岩手県商工会館、建設省岩手工事事務所、岩手日報社、岩手県教育庁や杜陵高校、盛岡地方貯金局、ラジオ岩手（放送局）等の跡地整備が進められ、県立図書館や地下駐車場の整備が進められた。

また、史跡内に所在していた建築物についても移転撤去が進められた。史跡の南側に所在した市立図書館が昭和 46 年（1971）、史跡の西側に所在した盛岡市消防団本部が昭和 53 年（1978）に移転したほか、三ノ丸北西部下に所在した花鳥園（碁会所）は昭和 54 年（1979）、武徳殿（武道場）が昭和 57 年（1982）、淡路丸に所在した城ヶ根（飲食店）は、昭和 54 年に撤去・移転したほか、平成元年（1989）には動物園を移転させるなど、史跡・公園として相応しい景観に配慮した整備事業が進められた。

公園の日常的維持管理は、平成18 年度までは市の直営で造園技師による管理が行われてきた。平成 19 年度以降は指定管理者制度を導入し、日常的管理に当たっている。

第5章　本丸の現状と課題

第1節　本丸の現状

1．本丸の位置付け

『史跡盛岡城跡保存活用計画』において、本丸は盛岡城跡の中枢にあたることから「第１種区域」として位置づけている。また『史跡盛岡城跡整備基本計画』においては、現在取り組んでいる三ノ丸石垣修復を主体とする第１期整備終了後に第２期整備計画として、本丸から二ノ丸を対象として順次進める計画としている。とりわけ、本丸は盛岡城跡で最も密度の高い遺構整備を行うこととしている。

本丸は南半部の奥（大奥）と北半部の御側に分かれ、奥（大奥）の西半部は盛岡藩主とその一族の居住空間であり、東半部には奥（大奥）に仕える女中の居住空間や台所機能も備えられていた。また、盛岡藩の行政機能は主に二ノ丸の中ノ丸に所在した大書院を主とする殿舎が取り仕切っていたが、その決裁は御側の東半部に詰める家老などの御側衆が取り仕切り、西半部には重要な儀式や茶や能など藩主や客人がくつろぐ場も兼ね備えられており、藩主一族の身の周りの世話役として小納戸衆が仕えていた。

2．建物解体から公園開園前の盛岡城跡

江戸時代の本丸は、藩主南部家の居住空間である「奥（大奥）」、盛岡藩庁の政庁機能「御側」 の機能が集約されていた。これらの機能を果たしていた建物や門や・区画施設などの諸施設は明治７年（1874）に解体されたが、明治 10 年（1877）以降は、城濠借受、濠清掃、柵欄設置、枯木処分、井戸囲、樹木改、樹木払下げ、草刈、牛馬放牧などの維持管理が行われていたことが岩手県の保存文書から窺い知ることができる。なお、城跡に大きな改変が行われた記録はない。

また、明治 12・13 年（1879・1880）には旧盛岡城内の木材積置地借用の記事があり、城内が解体した建物部材の置場として使用されていた可能性がある。さらに明治 12 年（1879）には狐狸が生息して荒廃している様子も記録されている。

3．天守・櫓・殿舎・付属建造物など

盛岡城の建物に関して、築城から江戸時代初期の史料は確認されておらず、残されている江戸時代中期の宝永期から幕末にかけての絵図から読み解くことができる。

本丸の面積は、約 4,400 ㎡で慶長期に築造された後の元和期に拡張されて現在の面積となった。江戸時代末期の「盛岡城明細図」（もりおか歴史文化館所蔵 ） によると、南東隅に「天守」、南西隅に「二階櫓」、北西隅に「小納戸櫓」、さらに北東隅に「国産所(櫓)」があり、これを結ぶ長屋門形式の雑蔵があった。四隅の櫓に囲まれた内部には年代によって変遷を重ねた「本丸御殿」が存在し、南北棟の本丸門南妻柱から南側に南部家の私的な空間である奥（大奥）、同じく南妻柱から北側には、藩主や重臣が執務する御側が存在しており、発掘調査によって建物の礎石が確認されている。さらに、二階櫓から西側中央の石垣の外側には「新御殿」が建てられていた。本丸への入口は東側中央に「本丸門」、二ノ丸との連絡は「上廊下」「次廊下」「廊下橋」があり「本丸門」に至る登城坂の東側には「乗物部屋」があった。

4．周辺部

本丸の東・南・西側は淡路丸で、北側は堀切によって二ノ丸と区画され、さらに堀切の西端は穴門により二ノ丸と淡路丸は区画される。また、淡路丸の東側には櫻山大明神の本社や土蔵、南東隅には主に武具の収納場所であった小櫓と大櫓があり、南側は宝蔵があるほか、本丸の石垣下沿いには馬場、淡路丸南側一帯は窪地となって集水機能を持たせていた。また、南西隅には搦手にあたる吹上門や吹上三社が存在した。さらに、本丸の西側の石垣沿いには御殿や本丸から淡路丸に通じる懸造の百足橋があり、二ノ丸に通じる通路は「百足橋下通」である。

5．本丸内の現状構造物等（第17図）

かつて本丸内には、御側と奥（大奥）の建物がほぼ全域に建てられ、四隅には櫓が存立していた。明治に入ってこれらは全て解体撤去され、公園として再整備されている。

主な改変部分としては、本丸南辺の石土居が撤去され、南辺石垣に新規に石段が設けられたこと、また、先に述べた南部利祥中尉騎馬像（現在は台座のみ）のほか、四阿（夕陽亭）が建てられたことがあげられる。さらに、この騎馬像台座を中心に園路・排水路が整備され、モミジを主体とする植栽が施されている。

これらのほか、天守台に昇る石段、ベンチ、外周柵、外灯、電柱、分電盤、ハンドホール、埋設管、解説板が設置されている。

また、乗物部屋は石敷となり、藤棚が設置されている。

南側石段

南側石段

本丸坂・本丸門跡

乗物部屋跡

南部中尉騎馬像台座

四　阿

柵・ベンチ

ベンチ・分電盤・解説板

外　灯

ハンドホール

砂利敷園路

排水路

本丸内の現状構造物

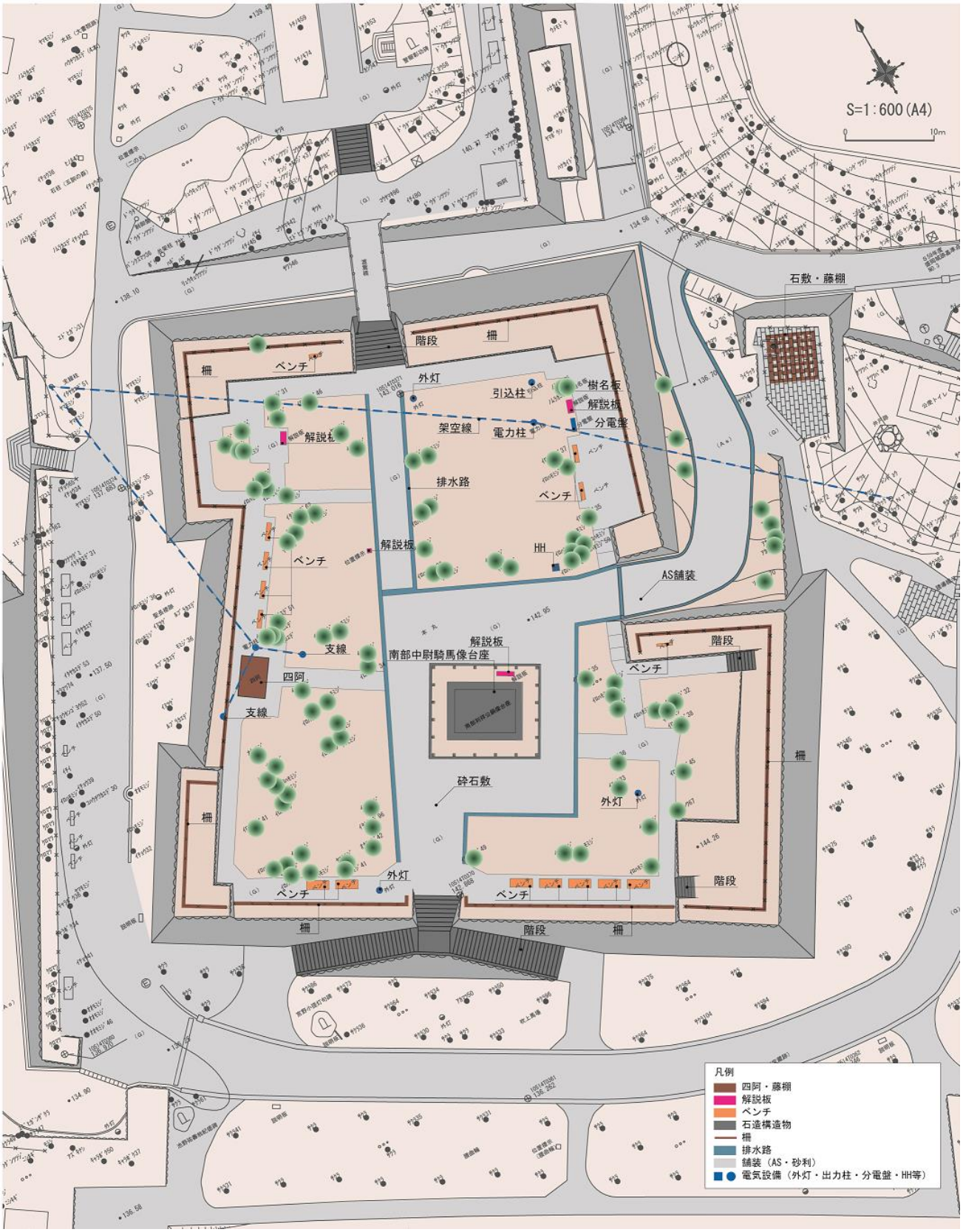

第17図 本丸内の現状構造物配置図

第2節　本丸の調査研究

1．石垣修復

盛岡城跡では史跡の本質的価値を構成する主要な要素である石垣は、築かれてから長年の年月を経て孕みや緩みによる傷みが著しいことから、文化財としての石垣の保全とともに公園利用者の安全と快適性を確保する必要性から昭和 59 年度（1984）以降、現在に至るまで石垣修復事業を継続している。

このうち本丸では、本丸北東部（平成５(1993) ～７年度（1995)）、本丸北西部（平成８(1996) ～ 10 年度（1998)）、本丸南西部（平成 10(1998) ～ 16 年度（2004)）を対象に、事前に発掘と測量調査を実施し、築石の位置を確認した上で、変状の見受けられる範囲を全て解体するとともに、土木工事における安定性の確保を担保する観点から、石垣背面の栗石幅の変更や、石垣解体に伴う掘削工事の際、安全衛生法基準の掘削角度の確保や、裏込栗石幅を確保できない場合、地山の掘削を行うなど、修復後の石垣の安定に重きを置いた整備が行われた。

2．発掘調査

本丸における発掘調査は、石垣修復工事に伴う調査が平成３年（1991）～ 13 年度（2001）にかけて、本丸北東部、北西部、南西部で行われたほか、保存整備事業に伴う遺構確認調査が令和元年度（2019）から本丸南半部で行われており、本丸全体（約 4,800 ㎡）のうち約 36%について調査が実施されている。

これまでの調査で、本丸縁辺の石垣部分については、天守や二階櫓の建物遺構（礎石）が残存していないことや、石階段の設置に伴い、石土居が切り下げられているなど、明治期の公園性の際に大きな改変を受けていることが確認されている。

一方、本丸内部の御殿に相当する範囲では、礎石や礎石の抜取痕等から、絵図で表現されている部屋の一部が発見されていることなど、建物構造を類推することができる情報が残存している可能性が高いことから、大半が未調査となっている御殿の北半部や、本丸門周辺の発掘調査を進め、各種史・資料との整合を検証しながら、史跡の理解につながる整備・活用を推進するものとする。

3．史資料調査

本丸に関する文献史料、絵図は、もりおか歴史文化館がその多くを所蔵する。その他は岩手県立図書館や県外施設等での所蔵、個人蔵もある。盛岡市では、令和２年度（2020）から史資料調査を集中的に取り組み、博物館及び個人蔵等の本丸に関する新資料の発見、未確認資料の把握を進めている。

（1）本丸に関する絵図

盛岡城本丸内の建物に関する絵図は 15 点を確認している。もりおか歴史文化館所蔵９点、岩手県立図書館所蔵１点、個人蔵５点である。いずれの史料からも本丸内の建物の配置や諸室の構成を読み取ることができる。

これらの史料について、建物配置や諸室の構成、作成年代などの特徴から本丸絵図の変遷を検討した。現段階での試案であり、今後も検討する必要がある。試案ではⅠ期からⅥ期に大きく分かれ、さらにⅢ期は４段階、Ⅴ期は２段階に分かれるが、各時期は絶対年代を示すものではない。試案概要は以下のとおりである。

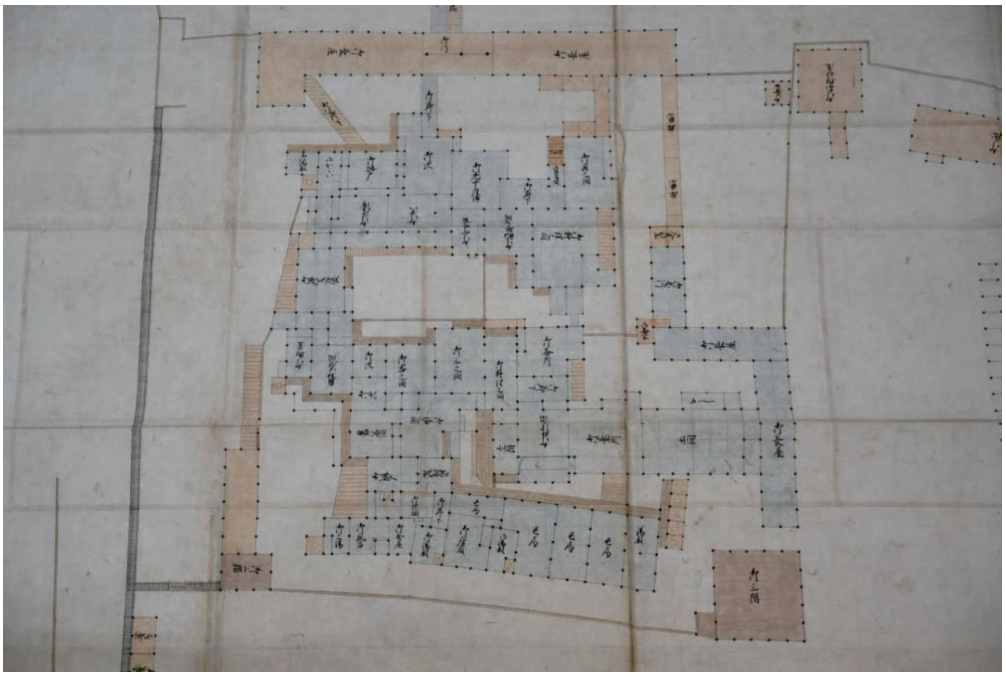

第１８図　Ⅰ期「盛岡城内建物図（盛岡御城大絵図）」もりおか歴史文化館所蔵

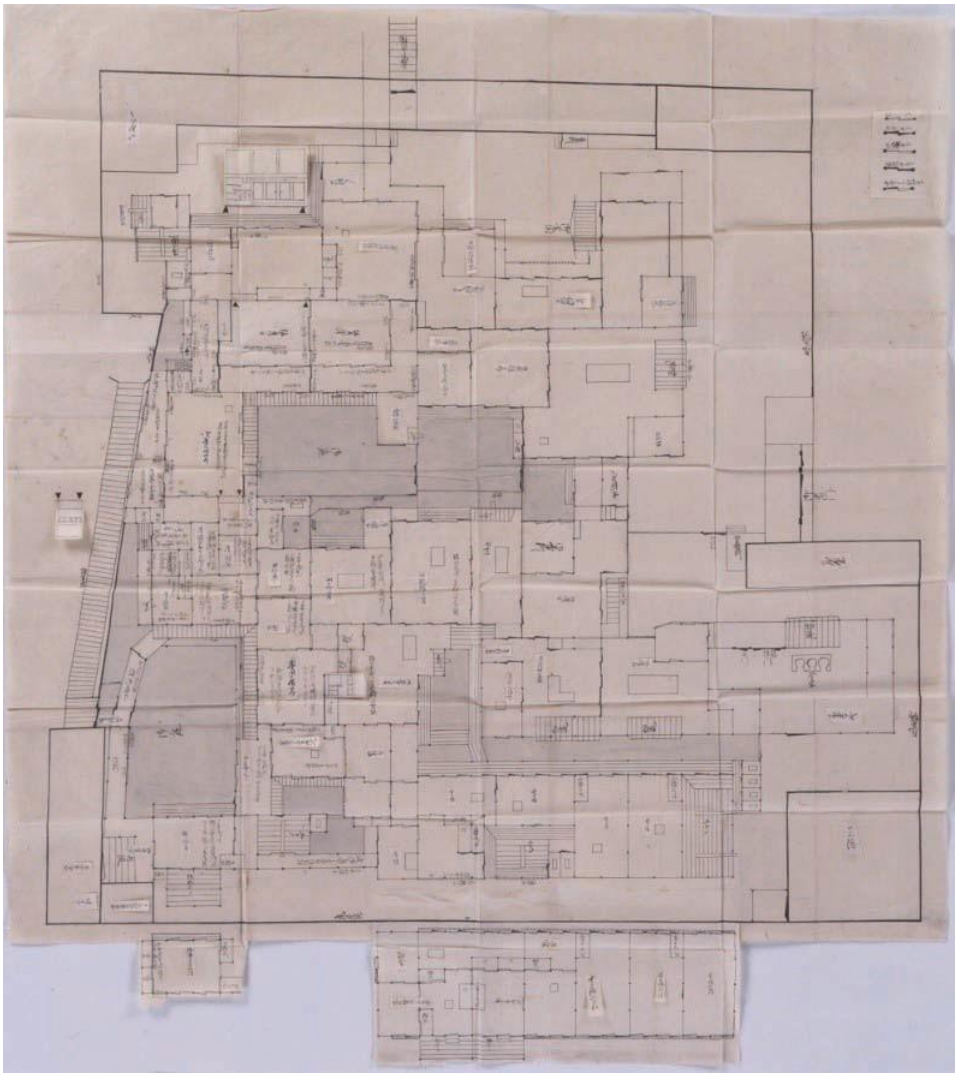

第１９図　Ⅱ期「盛岡城本丸建物平面図」もりおか歴史文化館所蔵

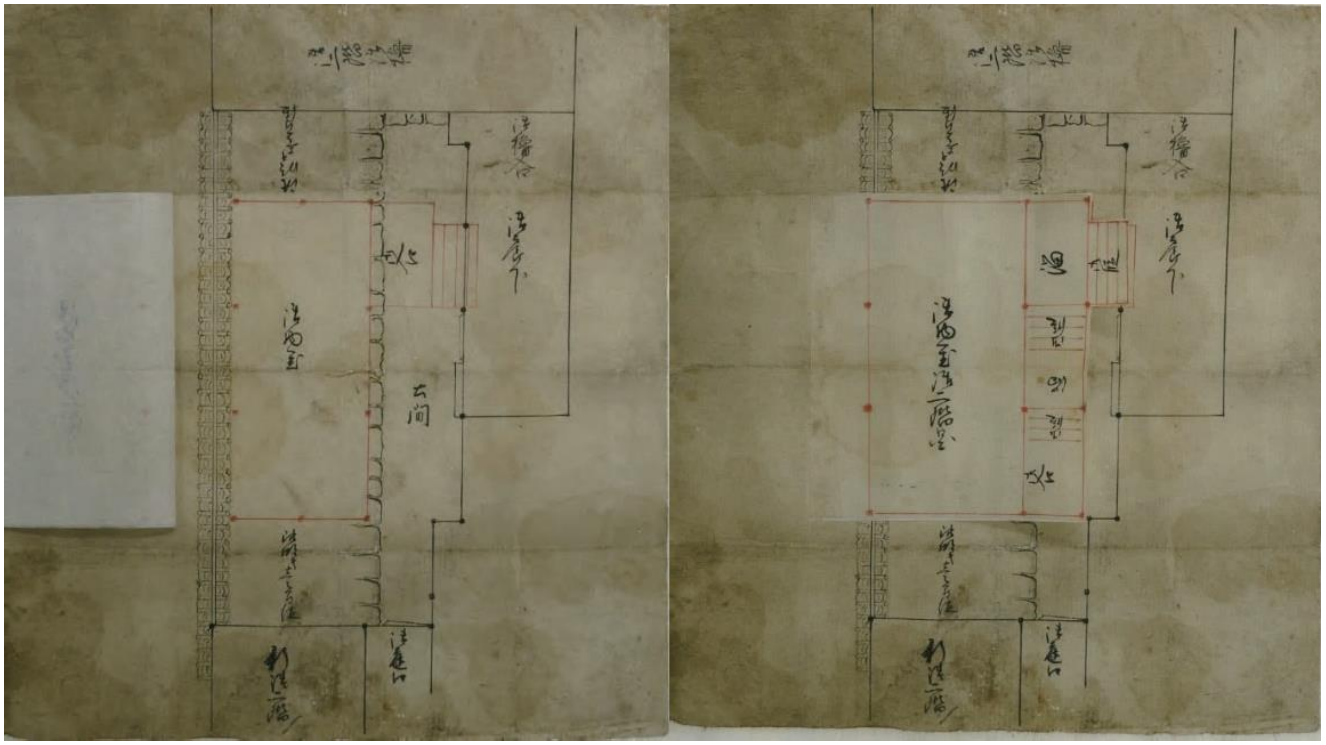

第２０図　Ⅲ期－１「盛岡城本丸南西一階・二階平面図」個人蔵

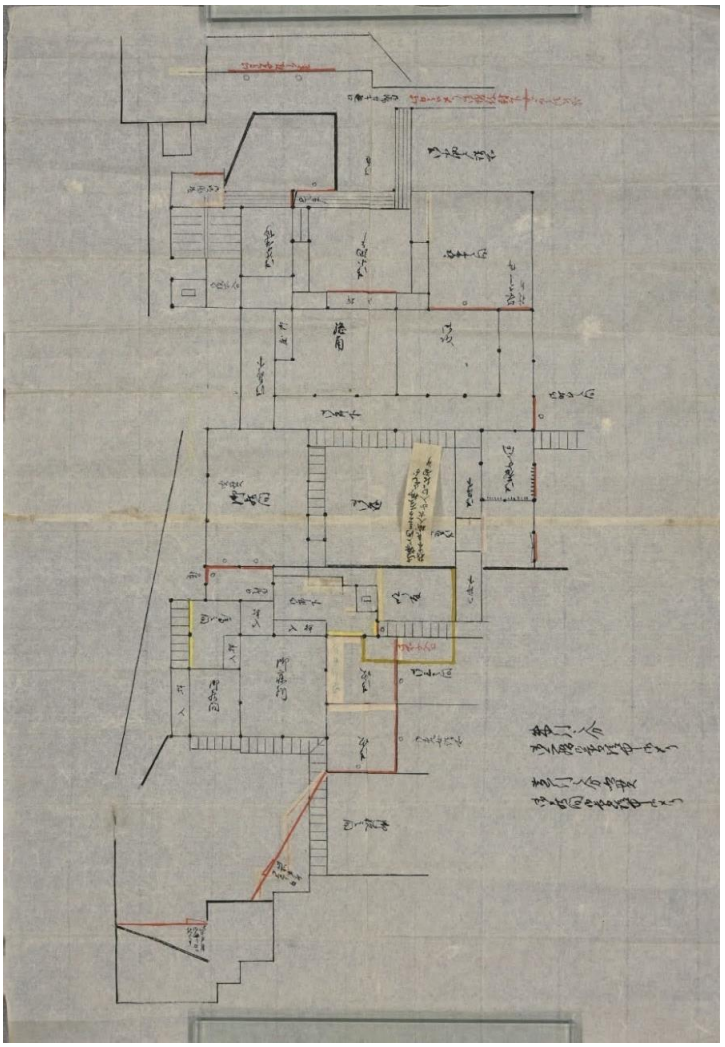

第２１図　Ⅲ期－２「盛岡城本丸北西平面図」個人蔵

① Ⅰ期

「盛岡城内建物図（ 盛岡御城大絵図 ）」は既知史料では最古の絵図である。作成年代は江戸時代中期（宝永期）で、その下限は宝永６年（1709）頃である。南部家伝来の清絵図である（第18図）。

② Ⅱ期

「盛岡城本丸建物平面図」は既知史料のうち、江戸時代後期の先例である。作成年代は文化13 年（1816）頃で、南部家に伝来したものである（第19図）。

③ Ⅲ期

江戸時代後期（文政～天保年間）の絵図で、史料４点があり、順に４段階の変遷が確認できる。１は「盛岡城本丸南西一階・二階平面図」で、作成年代は文政８年（1825）頃である。大工の末裔が所蔵していた下図か控図、計画図である（第20図）。２の「盛岡城本丸北西平面図」の作成年代は文政 12 年（1829）で近習頭の末裔が所蔵する。普請中の立入禁止の表記などから施工前の計画図の可能性がある（第21図）。３の「盛岡城本丸平面図」の作成年代は天保 13年（1842）以前である。南部家に伝来した絵図で家老か奉行職が所持した写図と考えられるが、計画図か竣工図かは不明である（第22図）。４は「被仰出留」の挿図に描かれていた本丸南西部の「櫓」「次」「椿之間」で、作成年代は天保 13 年（1842）12 月 13 日である。

④ Ⅳ期

１～４はいずれも江戸時代末期で、作成年代は嘉永４年（1851）以前である。各史料に年代差はないとみられる。１はもりおか歴史文化館所蔵の「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」で南部家に伝来したもの（第23図）。若干の違いはあるが、これとほぼ同一構図の個人蔵の２・３がある。４はもりおか歴史文化館収蔵の「盛岡城明細図」で、１～３にみられる本丸御殿二階、

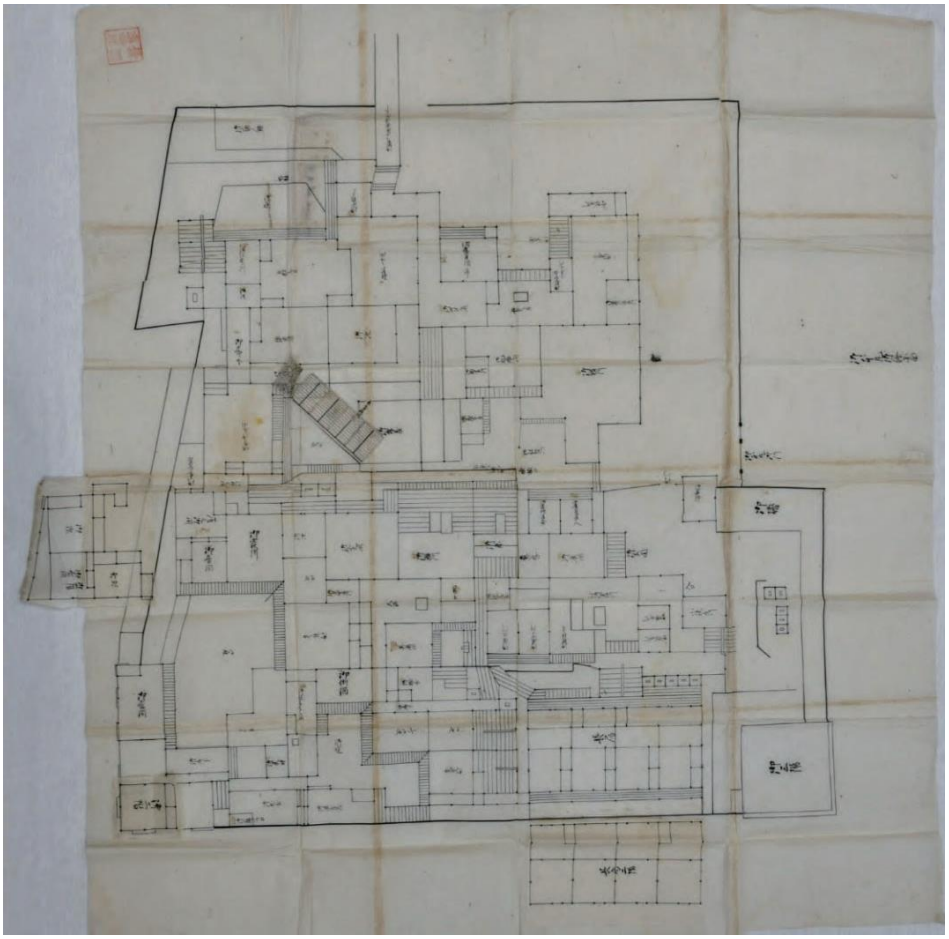

第22図 Ⅲ期－３「盛岡城本丸平面図」もりおか歴史文化館所蔵

第23図　Ⅳ期1「盛岡城本丸・二ノ丸建物平面図」もりおか歴史文化館所蔵

第24図　Ⅳ期4「盛岡城明細図」もりおか歴史文化館所蔵

第25図　Ｖ期－１「霊承院様御代大奥御住居図」岩手県立図書館所蔵

第26図　Ｖ期－２「盛岡城本丸図」　もりおか歴史文化館所蔵

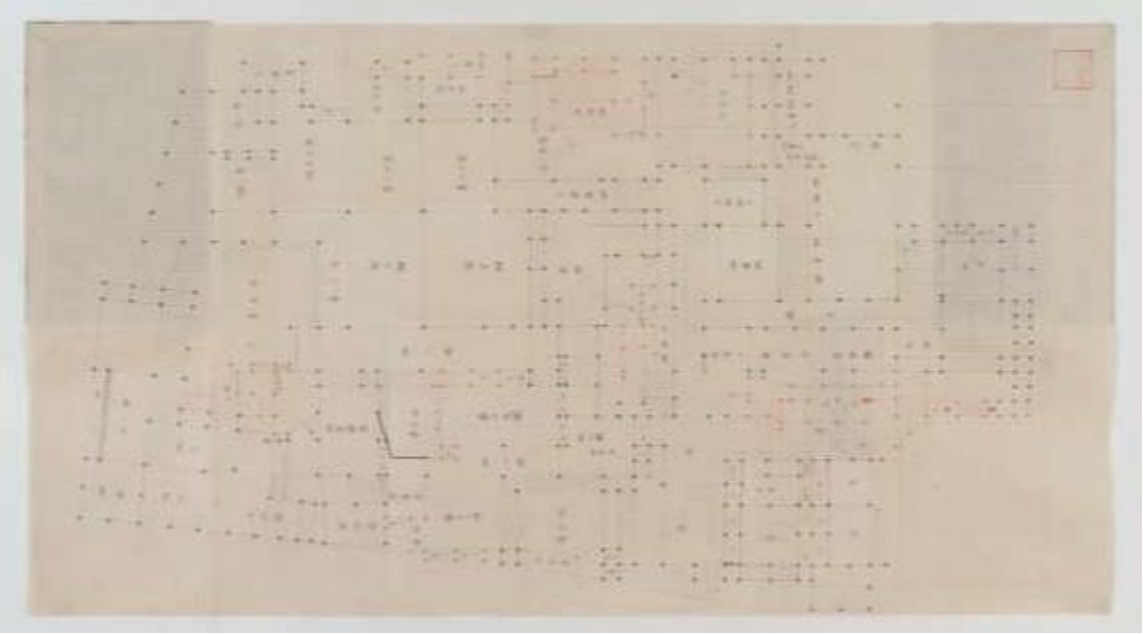

第27図　Ⅵ期1「盛岡城本丸図」　　もりおか歴史文化館所蔵

新御殿二階及び中二階の掛紙が失われている（第24図）。

⑤ Ⅴ期

１・２はいずれも江戸時代末期（安政～文久年間）で、２段階の変遷が確認できる。１の「霊承院様御代大奥御住居図」（第25図）は、作成年代は南部利済死去の安政２年（1855）から文久２年（1862）で作成の経緯不明、竣工後の写図だが誤記が多い。２の「盛岡城本丸図」の作成年代は安政３年（1856）から文久２年（1862）である。南部家に伝来した携帯用と思われる清図で竣工図の可能性がある（第26図）。

⑥ Ⅵ期

１～３はいずれも江戸時代末期（文久年間）で、各史料に年代差はないとみられ、作成年代は文久３年（1863）以降である。本丸奥（大奥）部分だけの構図、同じ書体で描かれた絵図である。１は「盛岡城本丸図」（第27図）、２は「盛岡城本丸建物平面図」であるが、１は２に比べて縮尺されており、ともに同じ構図で描かれているが、２には朱書きの注釈が表記されている。１・２とも南部家に伝来した清図で、２は控図である。計画図か竣工図は不明である。３は個人蔵の絵図で、２と同じ縮尺で朱書きの注釈がある控図である。

（2）史資料調査、多角的検証、研究

史資料調査と並行して、既存史資料を再評価するとともに、その情報分析や多角的検証を実施している。史資料調査や多角的検証には、考古学、近世城郭、建築史の専門家を復元調査アドバイザーとして委嘱し、指導及び助言を受けている。なお、調査や検証にあたって、江戸や国元の藩屋敷や関連施設、上級武士住宅も対象とすることで不足している情報を補強するための調査を行うよう指導を受け、実施している。以下、史資料調査、多角的検証、研究の現状と課題を記す。

① 史資料調査

ア）文献史料

「盛岡藩家老席日記雑書」、「盛岡藩家老席日記覚書」に記載された普請・作事関係記事を中

心として、盛岡城建物の主要な建築に関わった各奉行や城内と城下の建物建築に携わった大工棟梁を抽出した。また、もりおか歴史文化館所蔵資料には、新御殿諸室の内装構成から規模を記した「大奥新御殿取毀ニ付諸具員数書上帳」や、「被仰出留」の奥（大奥）向修補完成を記載した天保 13 年（1842)12 月 13 日条に、本丸南西部二階櫓及び新御殿の平面図が挿図として添えられるなど、本丸に関する未把握資料が存在することが判明している。

本丸に関する記述に関して、既知史料の内容確認とともに、誰でも判読できるよう未翻刻史料の計画的な翻刻作業が必要である。

イ）絵 図

本丸に関する新資料が確認されているが、既知史料の控えや写しが大半を占めているのが現状である。その中でも、本丸南西部に二階建の物置を計画する平面図が保管されていた事例や、建物未特定の居間・小書院の矩計図が発見された事例があった。これらの絵図を保管していた家系は、後述する大工棟梁等の末裔調査結果により、その末裔であることが判明している。また、盛岡藩加判列を勤めた原直記芳隆の末裔が所蔵する原恭家文書には、直記が御用掛として普請した本丸二階吹貫居間普請関係資料（文政 12 年（1829））が含まれ、奥（大奥）の二階新築、側の吹貫居間とその周辺の改築に関する絵図などが新たに発見された。平面図のほかに、床や棚の内装図（立面図）も含まれ、書入れ寸法や絵図の精度から室内高や柱間基準寸法が検証できる資料である。そのほかに普請年代が近い盛岡藩屋敷の広小路屋敷普請関係資料（文政 11 ～ 13 年 (1828 ～ 1830)）もあり、同様の検証が可能である。

平面図のほかに、建物や室内の高さ、寸法に関する資料も徐々に発見されているが、柱間基準寸法が明記された絵図が確認されていない。また、梁間や小屋組など上部の架構がわかる断面図や矩計図も未発見であり、建物内装についての情報不足も否めない。

その他、本丸の儀式の行われる部屋の間取り、畳の敷き方が記載された「諸儀式図」や「渋表紙」といった規式関係資料からも建物内部に関する情報が得られている。

新史料の発見に繋がるよう史資料調査を継続するとともに、既知史料から情報を引き出す分析・検証を実施する必要がある。

ウ）建造物

移築や部材再利用と伝わる建築物等の調査では、本丸にかつて存在した建物は確認されていない。徳清商店佐藤家住宅母屋に移築された払下げ建物には、奥（大奥）の建物のほか、中ノ丸や下曲輪に所在した勘定所の部材も含まれると口伝されている。目視を主体とした調査では、部材を再利用した建物と判断されるが、払下げ建物である根拠を明確に確認できなかった。

盛岡城跡での課題となっている柱間基準寸法及び建物の高さ関係寸法の類例調査として、現存する上級武士住宅も対象とし、原敬生家（嘉永３年（1850））での実測を試みている。

盛岡藩の建造物構造の特性解明について、旧盛岡藩域に現存する、または移築された盛岡藩関連、上級武士住宅等の所在把握や類例調査による検討材料の蓄積が望まれる。

エ）古写真

既知の古写真も含めて、調査で把握された古写真とガラス乾板は、すべて菜園側から本丸付近を撮影したアングルで、撮影範囲がそれぞれ異なる。東京大学史料編纂所の調査では、古写真は複写ネガから印刷したもので、ガラス乾板についても印刷した写真を撮影して制作した複写ネガと判断されている。

既知古写真のオリジナルネガ、本丸外観を撮影した別アングルや本丸内部、建物内部を撮影

した古写真の発見に努める必要がある。情報の増加による詳細部の確認や検証精度が向上するほか、不足している内部情報の増加が見込まれる。

オ）絵 画

江戸時代から城内建物が解体される明治初期までの絵画で、本丸内の復元整備の根拠資料となるものは確認できていない。今後、少しでも多くの情報を入手すべく継続的な調査が必要である。

カ）その他

銅板張木造鯱一対が久昌寺に保管され、南部家下賜の盛岡城戌亥（乾）の門に上げられていた鯱と伝わる。

板戸や襖の建具はもりおか歴史文化館、花巻市博物館、光台寺、正音寺、個人蔵３件が確認されている。本来の設置場所の特定は難しいが、このうち御抱絵師 川口月嶺筆の２点は、月嶺の活動記録から弘化４年（1847）の奥（大奥）御殿修補、嘉永３・４年（1850･1851）の奥（大奥）大規模増改築工事による作品の可能性がある。その他、岩手県立博物館や盛岡市先人記念館には、月嶺が奥（大奥）普請で手掛けたと考えられる建具や障壁画の下絵が所蔵されている。

釘隠は向鶴紋を施した木瓜形が、岩手県立博物館ともりおか歴史文化館に所蔵されている。岩手県立博物館所蔵の釘隠は「盛岡城鶴の間」と伝わるが、既知史料ではその名称の部屋は確認できない。また、特筆すべきは、個人蔵の金銅魚子地向鶴紋六葉形釘隠で、主要箇所に向鶴紋が配置される表向の大型釘隠である。裏面には「利用□ 御入部 文政壬午五年 二月吉日」の墨書があり、藩主名と年代が確認できる。奥向としては、前述した移築払下げ建物のある佐藤家は、六葉形、舞鶴形、三茄子形、真向兎形の４種類 25 点を所蔵する。口伝には奥（大奥）の建物が移築されたとあることから、これらの釘隠は奥（大奥）諸室で使用されていたことを伺わせる。

また、佐藤家には引手も多数所蔵されている。木地引手は丸形の３種類11 点、金物引手は丸形、角形、小判形、木瓜形の４種類 35 点で、その種類・数量ともに豊富である。このうち、横打用の小判形引手は、現存する川口月嶺筆による板戸に装着されているものと類似する。そのほかに岩手県立博物館や個人蔵の金物引手が確認されている。

建物内装用の唐紙の版木「盛岡城襖絵版木」20 点がもりおか歴史文化館に収蔵されているほか、昭和期に襖絵等を集成した「盛岡城襖図譜」が存在する。

現在の収集状況では、建物内部の状況に関する情報が不足しており、引き続き探索を含めた調査を実施する必要がある。

② 蓄積した史資料等の情報分析や多角的検証

ア）盛岡藩大工職人の系譜等調査業務委託（令和3年度）

①江戸時代の盛岡藩に仕えた大工棟梁ほか大工職人の系譜、②各大工の師弟関係などの相関関係、③勘定奉行・作事奉行・大工奉行など関係奉行の家系を調査し、「盛岡藩大工職人系譜等調査報告書」を作成した。

イ）盛岡藩大工棟梁や主要な奉行の系譜及び末裔調査（53 家）

前述の報告書成果を踏まえて、明治期以降から現代までの個々の家の系譜を辿り、その末裔が盛岡城の建造物に関する史料を所有しているかを調査する。大工棟梁等や盛岡藩加判列の末裔が保管する盛岡城に関する絵図が発見されていることから、確認できた 53 家を含めた末裔調査を今後継続する。

ウ）「盛岡城古写真」等に関する専門調査

既知史料である盛岡市先人記念館所蔵、清養院所蔵の古写真のほか、令和４年度（2022）に発見された個人蔵のガラス乾板の３点について、東京大学史料編纂所　史料保存技術室が調査を実施した。その結果、写真２点はネガ原板（オリジナル）からの印刷ではなく、印刷した写真を新たに撮影して、制作した複写ネガから印刷したものと判明した。また、先人記念館所蔵は鶏卵紙プリント、清養院所蔵はゼラチンシルバープリントであり、写真技法的に先人記念館所蔵のものが古い。個人蔵のガラス乾板は、印刷した写真を撮影して、制作した複写ネガと判断された。このことから、現在までに確認した盛岡城古写真については、建物等の外観観察には有効な資料だが、写真解析で得られた数値は参考として扱う必要がある。

エ）史跡盛岡城跡本丸二階櫓等復元基本図作成業務委託（令和4年度）及び古写真解析等業務委託（令和5年度）

古写真に写っている本丸南西部二階櫓等について、既知史料の絵図、古写真解析、発掘調査の比較検討及び分析から、柱間や立面寸法（全高、軒高、屋根勾配）を算出した。算出に必要な不動点は吹上坂東の淡路丸石垣面に設定した。二階櫓北側建物の屋根構造が判明しなかったことから、寄棟造と入母屋造の２種類の基本図を作成した。解析数値では１間＝ 6.6 尺の結果が得られている。この基本図は古写真解析によるものであり、設計図ではない。また、古写真専門調査によって、解析に用いた史料が写真を複写して、新たにネガ原板を作成してから印刷したものであるとの見解が示された点も含め、専門家の指導・助言を受けながら検討を進める必要がある。

オ）盛岡城三階櫓（天守）の高さを記す文献調査

本丸三階櫓の高さに関する記録「祐清私記」、「郷村故実見聞記」、「内史略」を基にした高さ寸法の分析及び検証を実施した。

カ）本丸絵図の変遷（試案）

既知及び新発見を加えた本丸内の建物に関する絵図 15 点について、本丸内の建物配置や諸室の構成を読み取り、描写年代と作成年代などの特徴からⅠ期からⅥ期に大別する変遷を思案した。なお、Ⅲ期は４段階、Ⅴ期は５段階に細別できる。この編年案によって、関連資料の年代観の検討が可能となった。

キ）本丸南西部二階櫓変遷

前述の本丸絵図変遷を基に、南西部二階櫓と付属建物の規模、諸室の名称や間取などの変遷を確認した。

ク）本丸二階吹貫居間普請関係資料及び広小路屋敷普請関係資料による絵図の検証

発見された本丸二階吹貫居間普請関係資料、盛岡藩屋敷の広小路屋敷普請関係資料の各絵図を実測し、その精度を検証した上で相互に考察し、各普請で用いられた柱間基準寸法などを検討した。その結果、奥（大奥）の二階新築普請では押入・棚図から 6.47 尺±αまたは 6.41 ～ 6.45 尺±α、畳割図から 6.5 尺±αまたは 6.485 尺±αと算出された。また、別の押入図には、「中御段廣サ一間五寸」との書入れ付箋があり、その実測値は 6.83 寸であることから、１間＝ 6.33 尺±αと推定される。一方、側の本丸吹貫居間改築普請では、床・棚図から１間＝ 5.91 尺～ 6.07 尺±αと算出されるほか、吹貫居間の室内寸法（畳から天井までの高さ）が 8.59 尺±αと判明した。

参考として、広小路屋敷普請では表門の書入れ寸法から１間＝ 6.35 尺と算出され、嶋・松

棚の実測結果から柱間の心々寸法は 6.25 尺±αと算出された。また、建物寸法も判明しており、表通「客座敷」の建物土台から天井までの高さは 11.85 尺±α、同様に奥通「祝之間」の高さは 11.92 尺±αである。

③ 研 究

本丸内の建造物についての研究は、佐藤巧 1）と松岡利郎 2）がある。佐藤は儀礼的行為を中心とした本丸と二ノ丸の各部屋の使われ方を分析している。松岡は本丸と二ノ丸の建築構成について考察するとともに、天守の復元案を検討、提示している。

1）佐藤巧 1979「盛岡城本丸・中丸・新丸居館」『近世武士住宅』
2）松岡利郎 1994「盛岡城の建築－その御三階櫓（天守）と殿舎配置・楼閣について－」『城郭史研究』14 号 日本城郭史学会

本丸での保存整備、復元整備、公開活用に向けた環境整備を実施するにあたり、今後も御殿や櫓等の建造物に係る作事、修繕や石垣普請等に係る文献史料、絵図等の史料調査と収集、発掘調査成果との照合、それらの集成・分析作業を関係機関と連携しながら、将来にわたって継続的に進める必要がある。

第3節　本丸の課題

1．保存に関する課題

・石垣は、本丸のみならず盛岡城跡の本質的価値の中で重要な構成要素の一つであり、将来にわたって確実に継承するべき遺構である。また、石垣を保存していく上で「歴史の証拠」と「安定した構造体」という一見すると相反する石垣の特質を考慮する必要がある。

・石垣の現状を把握し、安全性を確保するためには日常の維持管理を続けるとともに、石垣カルテの作成が必須であるが、盛岡城跡において石垣カルテ作成の進捗は芳しくない。今後、突発的な災害等に備えるためにも石垣カルテを早急に作成し、耐震診断等により石垣の安全性の検証・評価を行う必要がある。

・本丸石垣の修復事業は、平成５年（1993）から平成 16 年（2004）まで行われ、天守台のある南東隅を除く三つの隅角部石垣を中心に修理工事とそれに伴う発掘調査が行われた。平成 11 年以降は、石垣変位調査による変位の観測を継続しているが、石垣の一部には抜本的な修理工事を要しないものの、孕みや間詰石が抜け落ちている箇所もあり、必要に応じて部分的な補強や崩落防止措置等を行うなど、史跡の保存と来城者の安全確保の観点も踏まえて実施していく必要がある。

・平成期の本丸石垣の修復時に、隅角部付近の遺構について発掘調査は実施されているが、本丸全体、特にも本丸御殿の全容については確認できていないことから、今後も継続的に発掘調査を実施する必要がある。また、地下遺構の保存対策に資する調査も必要である。

・本丸にかつて存在した天守・櫓・本丸御殿等の建造物を、十分な検証と検討をふまえて再現することは、史跡全体の価値の理解に資する要素に位置づけられるが、その実現には蓋然性の高い史資料が不可欠である。また、建造物だけでなく改変された石垣の復元や遺構表示の根拠の一つとして、史資料は不可欠であることから、今後も史資料の収集及び調査は継続して実施する必要がある。

・本丸の植生の中で地下遺構に影響を及ぼす樹木については、伐採等を視野に取扱いを検討する必要がある。また、本丸からの眺望及び周辺からの景観を阻害する樹木については、枝打ちや剪定などの日常の維持管理を継続的に続けていく必要がある。

2. 活用に関する課題

・本丸は盛岡城の中枢であるにも関わらず、来城者に本来の機能と構造が理解されにくい状況にある。今後、本丸の歴史的価値を伝えるための整備が必要である。

・本丸の歴史的価値の理解を深めるためには、地上に表れている石垣の整備をはじめ、地下遺構の平面表示等により、その機能を顕在化させる必要がある。

・現状の説明板は、石垣修復に伴う発掘調査の内容の解説にとどまり、本丸の機能や御殿など各遺構に関する説明が不足している。これは本丸に限らず、城内全体のサイン計画がないため、生じている課題である。また、危険個所の周知や災害時の避難誘導するサインも不足している。今後、統一したデザインと国際的な主要言語を記載するといった内容のサイン計画を作成する必要がある。また、動線計画との整合も必要である。

・史跡の構成要素に関するサインが不足しているため、本丸の本質的価値を認識してもらうことができず、来城者が史跡の理解を深めることができていない。よって、前述のサイン計画に基づくサインの整備が必要であり、動線計画との整合が必要である。

・現在の本丸の園路は、明治の開園以後に整備した園路であり、特に南部中尉の台座を軸に設計されている。今後、本丸の機能と構造を顕在化させるためには、本丸に繋がる城内全体の動線の見直しが必要となる。また、動線を見直す際には、様々な来城者に対応した整備が必要となる。

・園路を含めた城内各所には、不陸箇所や排水機能の低下により、雨天時には水たまりができ、快適な公園利用の妨げとなっており、改善が必要である。

・かつての本丸内への主たる出入口は、廊下橋門と本丸門であった。その二つは現在も主となる出入口ではあるものの、明治の公園整備の際に南側石垣に取り付けた石段が新たな出入口となり、主要動線の一つとなっている。しかし、本来、江戸時代にこの石段は存在しなかったものであり、城郭構造として誤解を招く恐れもある。今後、動線計画と合わせて石段の取扱いを検討していく必要がある。

・盛岡城跡に関する様々な情報や発掘調査等の公開はこれまでも実施しているが、来城者が史跡の理解を深めるための情報発信の工夫が必要である。

3. 運営・整備体制に関する課題

・本丸は取り組むべき課題が多岐に渡り、整備事業を推進するうえでは、持続的で専門的な体制を組織する必要がある。

・多くの市民の協力のもと史跡の活用と維持管理がなされていることから、今後も各団体等に対して各種事業に関する情報提供を適宜行いながら、協働による活用と維持管理に努める必要がある。

・現在、本丸を含めた史跡内は、現在、指定管理者と多くのボランティアによって除草や清掃等、日常の維持管理がなされているが、老朽化した公園施設（管理・便益）に関しては、通常の維持管理だけでは状態を維持することは困難なことから、時期を捉えて更新していく必要がある。

4. 植生に関する現状と課題

史跡盛岡城跡内の植栽管理計画は、盛岡市が平成 21 年（2009）に公益財団法人岩手県公共

嘱託登記土地家屋調査士会に委託してまとめた植生調査を基に平成 29 年（2017）に『史跡盛岡城跡植栽管理計画』（ 以下「植栽管理計画」） にまとめており、本丸・二ノ丸・淡路丸など各曲輪と周辺部の特徴と管理のための具体的施策を定めている。

（1）「植栽管理計画」に定める具体的施策と進捗状況

（ア）保存管理計画書における第１種地区であり、整備基本計画から城跡の象徴性を高めるため、もっとも密度の高い史跡整備を行う地区としている。

（イ）明治 41 年（1908）以降に植えられた本丸内のもモミジやカエデ等の樹木は、整備基本計画において保全を図ることとしているが建物跡などの遺構と重複していることから、整備に伴う発掘調査の成果を踏まえ地下遺構と重複しない位置に本丸の特色を生かすような根の張らない低木やマツを植える。また土塀などの区画を低木等で表示するなど実施設計時に反映する。

（ウ）石垣の保全に支障を及ぼす可能性の強い石垣天端縁辺部のアカマツや巨木となって地下遺構に影響を及ぼし、眺望を阻害している移入木のイチョウ、チョウセンゴヨウをはじめ、ウラジロモミ、カシワ、トチノキ、トドマツなどの巨木は適時伐採を進める。

（エ）本丸門への登城坂の樹木のうち、正面性の確保と石垣の顕在化を図る目的からサワラは伐採する。また、本丸門への登城坂のアカマツは、石垣の顕在化と遺構保護を図るため危険性の状況を踏まえて更新を図る。

（オ）石垣に囲まれた区域は、在来木の植生に限定することとし、移入木のライラックは撤去を行う。

以上のように定めており、（ア）の基本方針のもと、すでに(ウ)(エ)(オ) は完了している。また、（イ）については公園としての使われ方の観点から紅葉を鑑賞するための樹木の存在を重視してきたが、発掘調査の結果、樹根が本質的価値の第一義となっている遺構の保存に大きな影響を与えている状況から現在の植生を検討し、遺構が存在しない場所に根の張らない低木や本丸の機能と古植生の回復の観点からに相応しいマツに置き換える。

（2）本丸の植生の現状

平成 21 年（2009）に実施した本丸内の植生調査では、モミジ類が整えられた配置で植えられ、その中にカエデ類のほか常緑針葉樹が配されている。樹木と本数は，すべて高・中木となっており、アカマツ 15 本、イチョウ２本、イロハモミジ・オオモミジ・ヤマモミジなどモミジ類 87 本、イタヤカエデ・ノムラカエデなどカエデ類９本、ウラジロモミ１本、カシワ６本、チョウセンゴヨウ２本、トチノキ２本、トドマツ１本の合計 125 本を数える。

上記の樹木の数量について、令和５年（2023）10 月に現在の植生状況の再調査を行った結果、モミジ類 75 本、カエデ類４本の計 79 本となっており、平成 29 年（2017）の「植栽管理計画」の策定後に本丸御殿など地下に埋もれている建物遺構の保全と景観・眺望確保を目的とした業務委託による計画伐採と日常管理による枯損した樹木の撤去、さらには発掘調査での支障木の撤去により、樹木は 15 年で約 2/3 に減じた。ただし、現状の樹木の中には幹の直径が 40 ㎝を超えるモミジ類が 14 本、イタヤカエデ２本の計 16 本存在しており、特に本丸南西部の幹周り ３ｍを超え、直径が約１ｍのイタヤカエデは地下遺構のこれ以上の損壊を防ぐためにも早急に伐採が必要となっている。なお「植栽管理計画」において、幹周り３ｍ以上の樹木は「来城者に危険

を及ぼし、本質的価値を構成する枢要の諸要素を阻害」する樹木として剪定又は伐採すると定めている。さらに、本丸内には樹木の密集区が８か所あり、この各地区内の幹の直径が大きい樹木を間引くことによって地下遺構を保全し、景観と眺望を確保することができる。一方、本丸内を機能別に区分すると、本数・密集区・幹径の大きい樹木数は、南東部は 14 本・２か所・５本。南西部は 23 本・２か所・３本。北西部は 23 本・２か所・４本である。

表8 本丸の植生

南東部			南西部			北西部			北東部		
番号	樹種	幹周(cm)	番号	樹種	幹周(cm)	番号	樹種	幹周(cm)	番号	樹種	幹周(cm)
1	イロハモミジ	120	1	イロハモミジ	85	1	イロハモミジ	110	1	ノムラカエデ	60
2	イロハモミジ	103	2	イロハモミジ	51	2	イロハモミジ	④ 182	2	ノムラカエデ	39
3	イロハモミジ	⑬ 140	3	イロハモミジ	83	3	イロハモミジ	枯 65	3	イロハモミジ	99
4	イロハモミジ	68	4	イロハモミジ	53	4	ヤマモミジ	枯 102	4	イロハモミジ	97
5	イロハモミジ	109	5	イロハモミジ	81	5	ヤマモミジ	58	5	イロハモミジ	⑮ 129
6	イロハモミジ	100	6	イロハモミジ	100	6	ヤマモミジ	55	6	イロハモミジ	⑧ 155
7	イロハモミジ	46	7	イロハモミジ	96	7	イロハモミジ	56	7	イロハモミジ	72
8	イロハモミジ	⑯ 128	8	イロハモミジ	74	8	イロハモミジ	44	8	イロハモミジ	92
9	イロハモミジ	枯⑨ 153	9	イロハモミジ	77	9	イロハモミジ	72	9	イロハモミジ	118
10	イロハモミジ	89	10	イロハモミジ	70	10	イロハモミジ	100	10	イロハモミジ	60
11	イロハモミジ	⑦ 164	11	イロハモミジ	92	11	ヤマモミジ	60	11	イロハモミジ	53
12	イロハモミジ	83	12	イロハモミジ	72	12	イタヤカエデ	② 194	12	イロハモミジ	⑭ 130
13	イロハモミジ	枯 72	13	イロハモミジ	93	13	イロハモミジ	59	13	イロハモミジ	125
14	イロハモミジ	⑩ 148	14	イロハモミジ	⑤ 175	14	モミジ	⑪ 145	14	イロハモミジ	90
15	イロハモミジ	枯損	15	イロハモミジ	62	15	ヤマモミジ	40	15	イロハモミジ	94
16	イロハモミジ	枯損	16	イロハモミジ	49	16	イロハモミジ	⑥ 172	16	イロハモミジ	96
17	イロハモミジ	枯損	17	イロハモミジ	63	17	イロハモミジ	46	17	イロハモミジ	87
18	イロハモミジ	枯損	18	イロハモミジ	90	18	イロハモミジ	72	18	イロハモミジ	③ 188
19	イタヤカエデ	枯損	19	イロハモミジ	63	19	イロハモミジ	70	19	イロハモミジ	111
20	イロハモミジ	枯損	20	イロハモミジ	45	20	イロハモミジ	76	20	イロハモミジ	枯損
21	アカマツ	枯損	21	イロハモミジ	⑫ 140	21	イロハモミジ	77	21	トチノキ	計画伐採
22	アカマツ	枯損	22	イロハモミジ	83	22	イロハモミジ	99	22	カシワ	計画伐採
23	アカマツ	枯損	23	イタヤカエデ	① 312	23	イロハモミジ	117	23	ウラジロモミ	計画伐採
24	アカマツ	枯損	24	イロハモミジ	枯渇	24	オオモミジ	枯損	24	トドマツ	計画伐採
25	アカマツ	枯損	25	イロハモミジ	枯渇	25	オオモミジ	枯損	25	チョウセンゴヨウ	計画伐採
26	アカマツ	枯損	26	イロハモミジ	枯渇	26	イロハモミジ	枯損			
27	アカマツ	枯損	27	イロハモミジ	枯渇	27	イタヤカエデ	枯損			
28	アカマツ	枯損	28	アカマツ	枯渇	28	イロハモミジ	枯損			
29	アカマツ	枯損	29	トチノキ	計画伐採	29	イロハモミジ	枯損	幹周(cm)		幹径(cm)
30	アカマツ	枯損				30	カシワ	計画伐採	95		30.25478
31	アカマツ	枯損				31	カシワ	計画伐採	126		40.12739
32	アカマツ	枯損				32	カシワ	計画伐採	157		50.00000
33	イチョウ	計画伐採				33	カシワ	計画伐採	189		60.19108
34	イチョウ	計画伐採							220		70.06369
35	カシワ	計画伐採							252		80.25478
36	チョウセンゴヨウ	計画伐採							283		90.12739
37	イロハモミジ	計画伐採							314		100.00000
38	アカマツ	計画伐採								幹径40cm以上、**番号は幹径の太い順**	

植生調査 北西部分図面

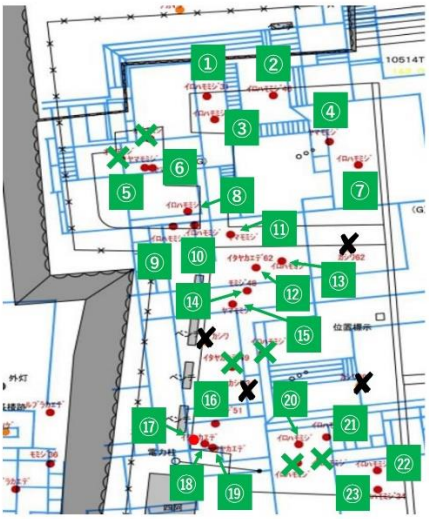

植生調査 北東部分図面

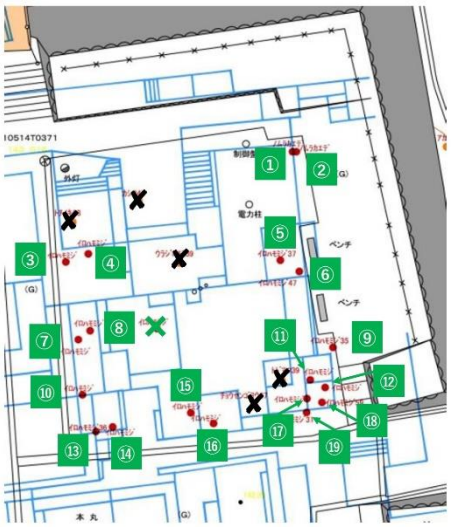

植生調査 南西部分図面

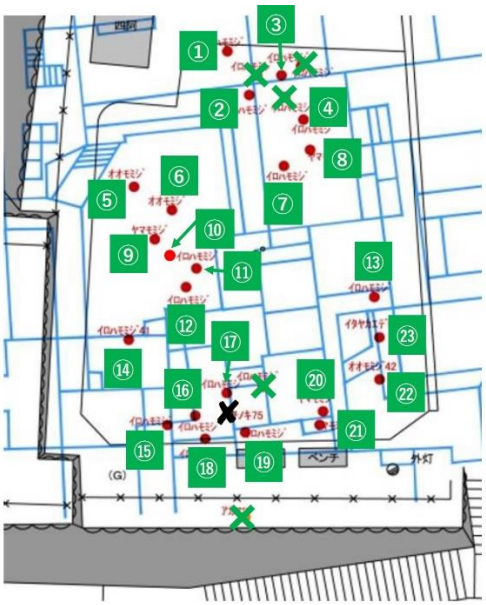

植生調査 南東部分図面

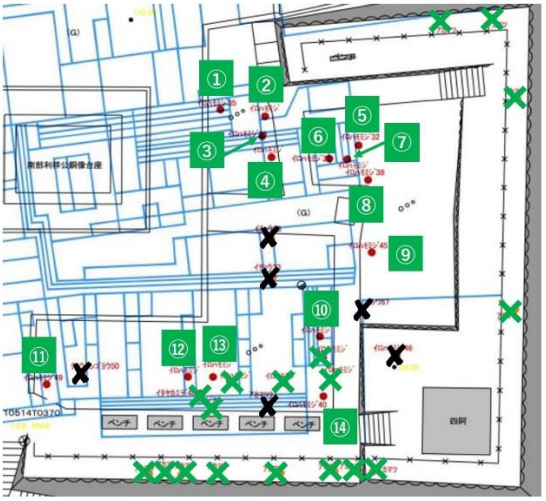

✖→　枯損

✘→　計画伐採

第28図 本丸の植生

本丸西側淡路丸の植生

本丸南側淡路丸の植生

本丸南西部の植生

本丸南西部の植生

本丸南東部の植生

本丸北西部の植生

本丸北西部の植生

本丸北西部の植生

写真 本丸・淡路丸の植生

表9 本丸整備に向けた課題 -1

・・・保存活用計画における本丸に関する課題　　・・・短期整備で検討する内容

構成要素				保存に関する課題	活用に関する課題	整備に関する課題		予定される取り組み
						保存のための整備	活用のための整備	
本質的価値を構成する諸要素	近世盛岡城の遺構	地上に現れる遺構	本丸石垣	石垣の挙動調査の調査方針 石垣カルテの作成 継続的な経過観察 石垣の維持管理	本丸を囲む石垣四周に巡らされていた石土居や塀を感じられない	本丸門北袖石垣の修復	明治期の南側石段の取扱い 石土居・塀の表現	・本丸石垣のカルテ作成と経過観察、維持管理 ・本丸門北袖石垣の修復 ・渡雲橋前石段の修復
				本丸門北袖石垣の崩落対策 南面石垣の学みへの対応 西面石垣の学みへの対応 渡雲橋前石段の不陸への対応 上記石段両脇の石垣面の緩みへの対応				・本丸南面石垣中央にある明治期の南側石段は、除却か学みの押えとしての維持か、今後検討 利用動線にも大きく影響する
			天守櫓台		本丸四隅に櫓が立っていたことが実感できない	明治期の石段部分の取扱い	本丸天守の復元	・引き続き史資料調査を進める
								・櫓台は石段を撤去して修復
			二階櫓台				二階櫓の復元 二階櫓想定範囲より狭い	・引き続き史資料調査を進める
			小納戸櫓台	現状において異常は見られない				・現状を維持する
			西側石垣面懸造り建物の痕跡		懸造りの痕跡であることが判らない		懸造り建物の表現方法	・視覚的に懸造りの建築があったことの表示を検討
		確誇された地下遺構		盛岡城の歴史・構造を把握するための発掘調査、史資料調査の継続実施 地下遺構の保存対策に必要な確誇調査の実施と保護対策	城郭遺構の復元（再現）や表示、解説サイン、解説資料、教材の作成など、盛岡城跡を活用した学習機会の拡充	発掘調査と史・資料調査の成果の蓄積	遺構の平面表示や歴史的建造物の再現	
			石土居跡				南辺石土居の表現方法	・確誇された基底幅を根拠に復元（一部平面表示）
			本丸御殿（礎石の一部）		本丸御殿に関する情報が不足	御殿建物の全容把握	遺構（御殿・櫓台など）の整備（復元・遺構表示等）	・引き続き調査を継続 ・中期的に建物想定範囲を芝張・舗装等で表示
			冠木門跡		冠木門に関する情報が不足		冠木門の表現方法	・遺構表示を検討
			暗渠				暗渠の表現方法	・石土居の復元とともに検討
			穴門跡		穴門に関する情報が不足	穴門跡の補足調査	穴門跡の整備方法	・補足調査・資料調査の結果により整備方法を検討
			第1期の埋設石垣					・現状の通り存置保存

表9　本丸整備に向けた課題 -2

構成要素				保存に関する課題	活用に関する課題	整備に関する課題		予定される取り組み
						保存のための整備	活用のための整備	
質的価値を構成する諸要	近世盛岡城の遺構	未調査の地下遺構	乗物部屋跡	発掘調査・絵図史料等による構造把握		調査結果による実態把握	調査結果に基づく表現方法	・調査結果に基づき再整備を検討
			廊下橋門跡					・渡雲橋を維持し、解説板で補足
			本丸門跡					・各種調査結果に基づき、表現方法を検討
			百足橋跡					・各種調査結果に基づき、表現方法を検討
			塀　跡					・各種調査結果に基づき、表現方法を検討
本質的価値に関連する諸要素	長岡安平の設計原案による公園整備						近世城郭としての整備内容と長岡安平の原案による公園整備内容、公園の動線や各種記念碑の、各種調査成果と利用形態の検証に基づく取扱いの決定	・本質的価値に関連するものであるので、基本的には現状を尊重するが、整備の進捗とともに民意を醸成しつつ、取扱いを検討する
			四阿（夕陽亭）		史跡景観との調和			・周辺の樹木による景観上の緩衝がなされており、休憩施設として継続利用
			園路・排水路		幕末期の建物跡を分断する		幕末期の遺構表現に調和した園路・	・御殿の遺構表現に際し見直し
			南部中尉騎馬像台座		江戸時代の城郭遺構と近代公園のシンボルとの重複		南部中尉銅像台座の取扱い	・広く意見を募り、取り扱いについて検討
			櫓台石段	櫓台本来の在り方を改変している				・櫓台の修復に伴い撤去
			南側石段	学みの押えになる	本来の本丸の構造に誤解を与える		史跡整備（遺構復元等）と公園としての利便性の両立	・本丸石垣の項で述べた通り、今後検討
			渡雲橋	老朽化しており、改修が必要	本丸・ニノ丸間のバリアフリー化			・渡雲橋を改修して利用する
			本丸への動線		バリアフリー化			・石段・急坂に手すり設置等を検討

表9 本丸整備に向けた課題 -3

構成要素				保存に関する課題	活用に関する課題	整備に関する課題		予定される取り組み
						保存のための整備	活用のための整備	
その他の要素	景観・記念碑・公園施設						公園施設の老朽化やバリアフリー機能の不足への対応	・公園施設は城郭を表現する整備に伴い再整備が必要
		公園施設	ベンチ				老朽化した便益施設の改築等	
			照明灯		今後の整備により再検討が必要			
			電気設備		電柱は景観を阻害している	景観阻害要因となる電柱類の地中化		
			転落防止柵		機能は維持しているが、老朽化しており、景観上好ましくない		景観に調和した転落防止柵への改修	・史跡景観と調和した意匠・色に更新
			解説板類				総合的なサイン計画が無い	・サイン計画を作成し解説板等を設置
		植栽	四季折々の樹木	樹木根系の地下遺構への影響			遺構表現の建造物に抵触する場合の取扱い	・城郭を表現する整備に抵触しない樹木は存置し、カエデを主体とする景観を維持
		景観	岩手山・南昌山等への眺望	周辺からの眺望を阻害する樹木の継続的な維持管理				・眺望を阻害する淡路丸の高木（サクラ）の剪定等を継続実施
			本丸への景観	周辺からの眺望を阻害する樹木の継続的な維持管理		外部からの景観確保		・視点場を定めて、障害となる樹木の剪定等を継続実施

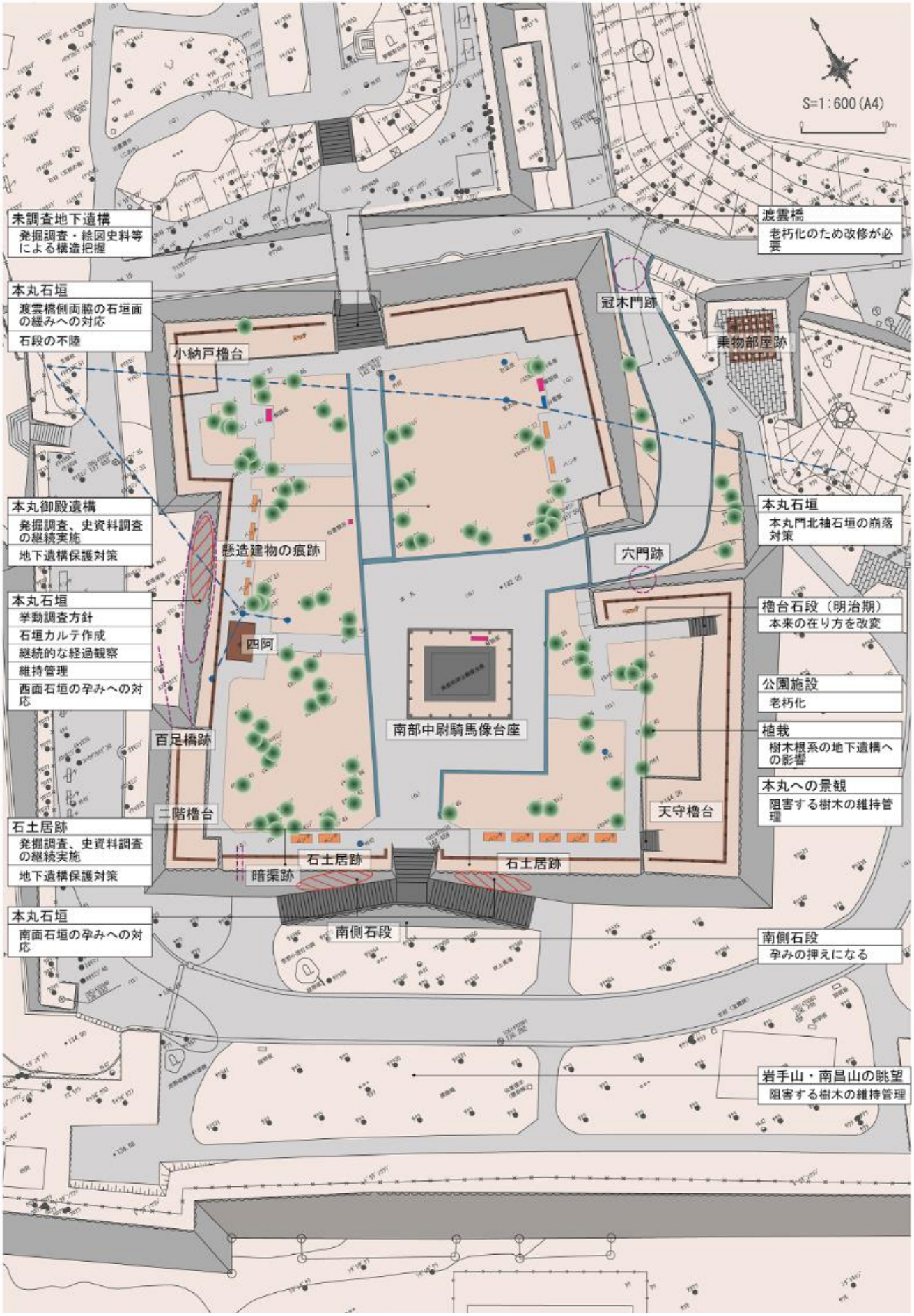

第29図 保存における課題

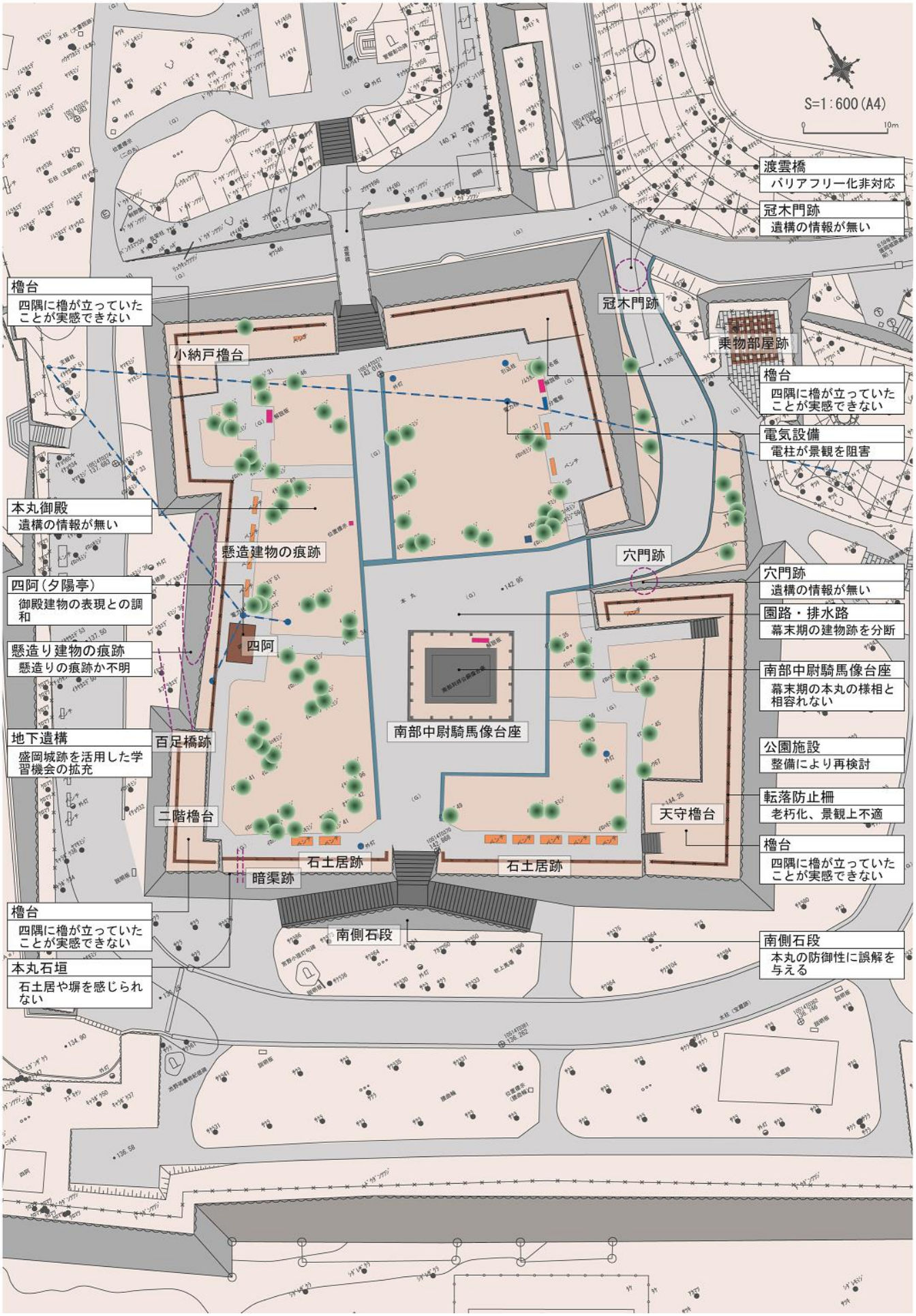

第30図 活用における課題

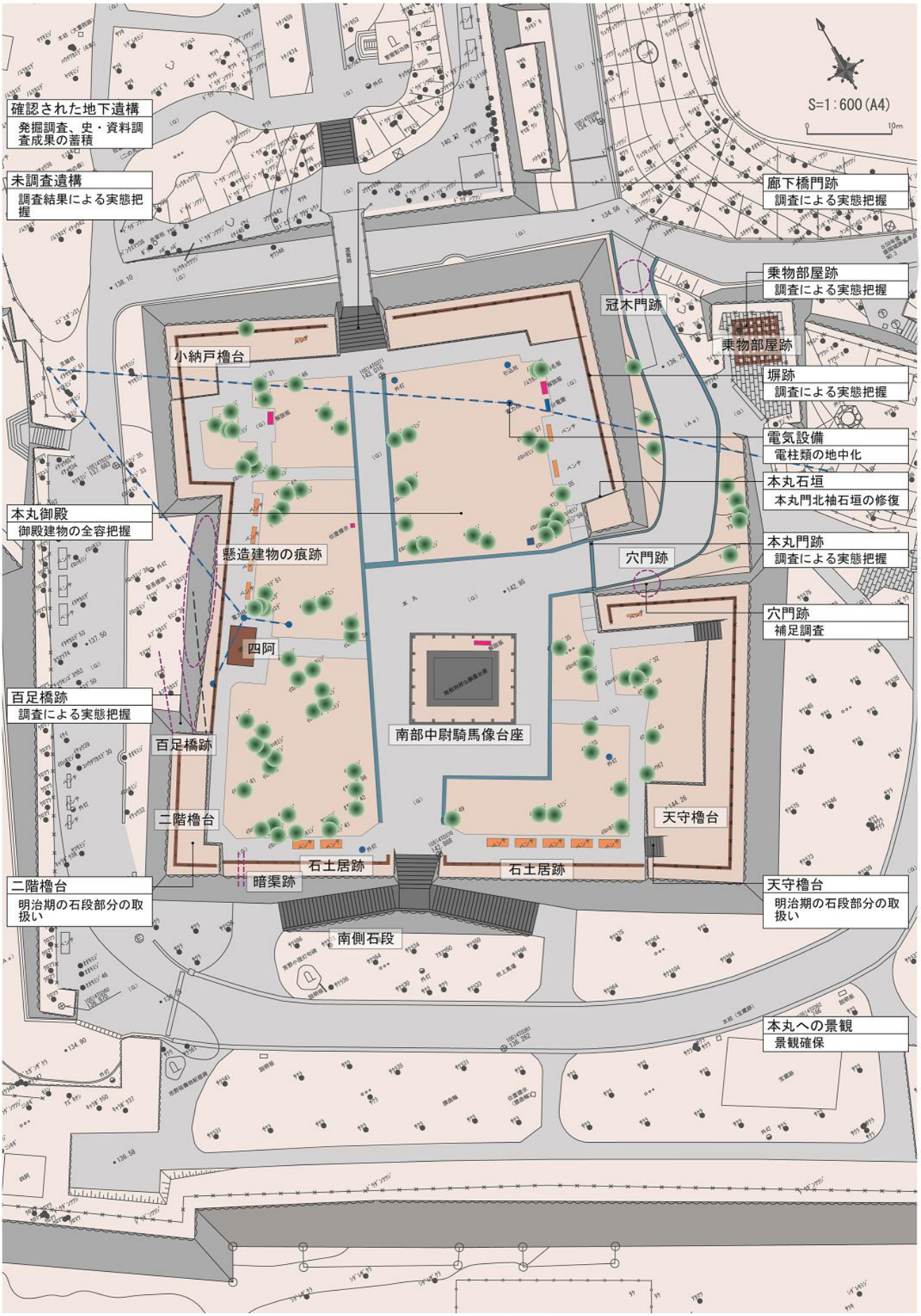

第31図 保存のための整備における課題

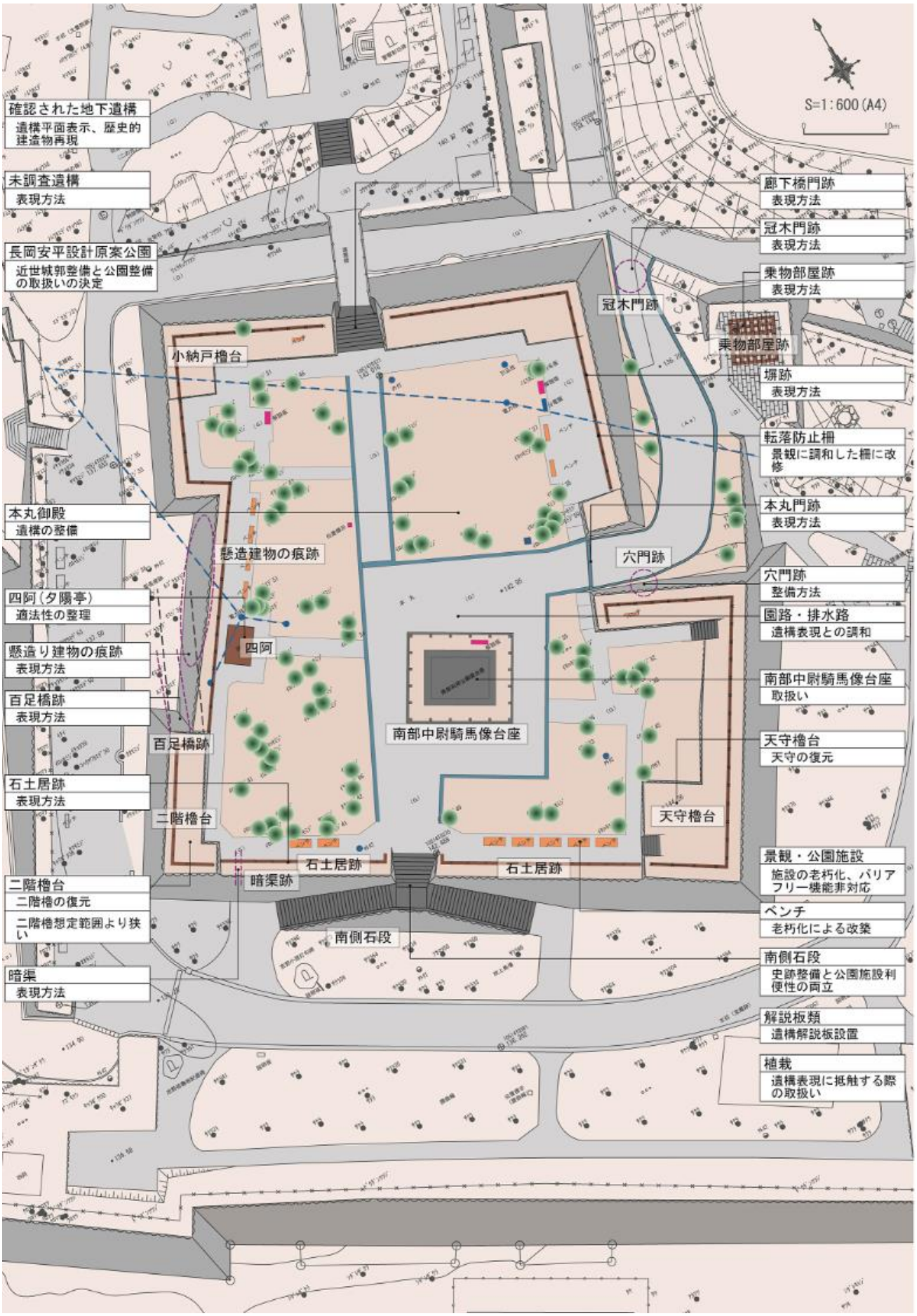

第32図 活用のための整備における課題

第6章　本丸整備の基本方針

第1節　本丸の整備･活用の位置づけ

1．保存活用計画の大綱

令和５年度（2023）に策定した「史跡盛岡城跡保存活用計画」において、盛岡城跡の望ましい将来像である「大綱」を以下のように設定している。

大綱

１ 盛岡城跡の価値を調査研究により深化させ、確実に保存し次世代へつないでいく。

２ 風格と賑わいのある盛岡城跡を、歴史的な象徴性を高める拠点として活用する。

３ 市民や観光客を惹きつける魅力的な歴史空間として、着実に整備を推進する。

４ 地域総がかりで、盛岡城跡への理解と誇り・愛着を育む活動を持続的に展開する。

2．本丸整備の方向性

盛岡城跡の本丸は、藩政期においては、藩主や南部家一族の居住機能と盛岡藩の政務を統括する政庁機能など、盛岡城の中枢としての役割を果たしてきた。その後、明治維新後の建造物の取り壊しや岩手公園整備を経て、現在の本丸の姿になっている。盛岡城跡の本質的価値の構成要素である石垣は、明治以降の公園整備により一部改変を受けているものの、その大半は江戸時代の姿を今に受け継いでいる。一方で来城者が本丸を訪れた際に、盛岡城の中枢であったことを感じさせる整備になっていないのが現状である。

盛岡市の歴史資産であり、市民の誇りである盛岡城跡の中枢である本丸を今後も将来に亘って確実に継承し、訪れた人へその魅力や価値を分かり易く伝える必要がある。そのために行う整備の基本方針を次に示す。

第2節　本丸整備の基本方針

1．基本方針

上記の整備の方向性を実現するために必要な基本的な考え方を「基本方針」として、以下に示す。

❖　石垣を含めた遺構の保存を前提とした整備を進める。

・曲輪、石垣等の地上遺構や礎石等の地下遺構等、盛岡城跡の本質的価値を確実に保存し、次世代へ継承する。

・現状保存を前提とし、変位の顕著な石垣に関しては修理方法を検討する。

・石垣カルテの作成と耐震診断を進め、日常の維持管理及び災害等の突発的な事態に備える。

・地下遺構に影響を与える樹木については、発掘調査の成果を踏まえ更新時に位置を検討する。

❖　盛岡城における本丸の価値を明確にし、史跡の活用を通じてその魅力を発信する。

・これまでの調査成果や今後実施する調査や整備の過程も広く公開し、来城者に本丸の価値や歴史に直に触れる機会を設ける。

・来城者に「お城らしさ」を感じさせる整備の手法を検討し、実施する。

・盛岡城跡の最大の魅力である石垣は、地震等の災害時において来城者にとって安全を脅かす可能性がある。今後、サイン等で石垣の魅力を伝えると同時にその危険性についても周知し、避難経路、連絡体制等の整備を充実させる。

❖　来城者の利便性と回遊性に配慮しながら、本丸本来の構造や機能を顕在化させる整備を行う。

・本丸本来の機能と構造が理解できるサイン計画及び動線計画を作成し、整備する。

・本丸御殿の発掘調査及び史資料調査を継続し、その構造と機能を明らかにしたうえで、顕在化させる整備を行う。

・南部中尉台座の取り扱いについては市民・関係者等、広く意見を募りつつ、技術的に移動が可能であるか調査を実施する。

・明治の開園時に設置された南側石段は、本丸南面石垣の変位の状態を把握したうえで、今後の動線を検討し、ハバキ石垣的役割として存置することも検討する。

・本丸御門南側の穴門と推定される箇所の石垣は、文献及び発掘調査によりその存在の可否を明らかにしたうえで、復元整備を行う。

・遺構の保存や史跡景観に留意して、管理施設や便益施設の整備を行う。

❖　本丸内外からの眺望や景観を重視し、周辺部を含めた樹木の適切な管理を行う。

・本丸からの眺望確保のため、特に東～南～西については周辺の山々が見渡せるように淡路丸の樹木の枝払いを実施し、場合によっては一部伐採も検討するものとする。

・本丸石垣の顕在化のため、淡路丸周辺の樹木については更新を図る段階で、その植栽位置について十分に検討し、決めることとする。

第3節　基準とする年代と呼称

1．基準とする年代

「盛岡城跡整備基本計画」において、盛岡城跡の近世城郭遺構（建築物・石垣等）の保存整備については，石垣の構築が完了し，内曲輪に配された各施設が機能していた廃城期（幕末～明治７年（1874）以前）の状態を概ねの基準として定めている。ただし、遺構の残存状況や史・

資料の内容によっては、曲輪や整備地区単位において、その他の適切な年代を検討することも明記されている。よって、本丸の整備にあたってはこの方針を踏襲するものとする。

また、近代公園としての文化的価値を保全する範囲については、当初の公園整備の意図を尊重することとし、長岡安平による公園整備（明治 39 年（1906））の状態を概ねの基準とする。

2. 呼称について

本丸にかつて存在した主要な建造物は、時代の変遷とともにその呼称が変化している。例をあげると、本丸南東部隅にかつて存在した建造物は、築城期～寛永 11 年（1634）までは「三重櫓」、延宝４年～天保 12 年（1676 ～ 1841）までは「三階櫓」、天保 13 年（1842）以降は「天守」[註1]と呼ばれている。また、本丸東側中央の門は文化４年（1807）までは「末門」、文化５年（1808）以降は「本丸門」と改めている（いずれも施設の敬称である「御」は省略）。

先述の整備の基準とする年代に、施設の呼称も同様に合わせると本丸南東部の建造物は、廃城期の呼称である「天守」とすることが適当であり、その他の建造物や曲輪等の呼称も同様の観点から呼称を定めるものとする。

註１　「天守」の呼称について、当時は幕府に願い出て許可されたものではなく、盛岡藩内のみに通達した呼称であるが、盛岡城の歴史を語る上で重要な事項であることと、これまでの史資料の調査成果を鑑みて、今後も「天守」の名称を使用することとする。

第7章　本丸整備基本計画

第1節　全体計画及び地区区分

1．全体計画

「史跡盛岡城跡整備基本計画」では、往時の各曲輪が持っていた空間の役割や地形、特徴的な構成要素、現状の利用状況を踏まえ、４区分のゾーニングを設定している城跡の中枢地区である本丸は第１種地区にあたり、歴史や調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構整備を行い、盛岡城跡の象徴性を高めるための整備に取り組む地区としている。本計画においても、基本的に価値を有する要素の確実な保存と適切な修復を目的とした全体計画とともに活用と管理のあり方を踏まえた内容とする。

なお、本丸整備には遺構調査や史資料調査、石垣調査などの長期間を要する調査事項が伴うことから、早期に実現できる短期整備と、十分な調査を踏まえて実施する中・長期整備に分割して取り組むこととする。

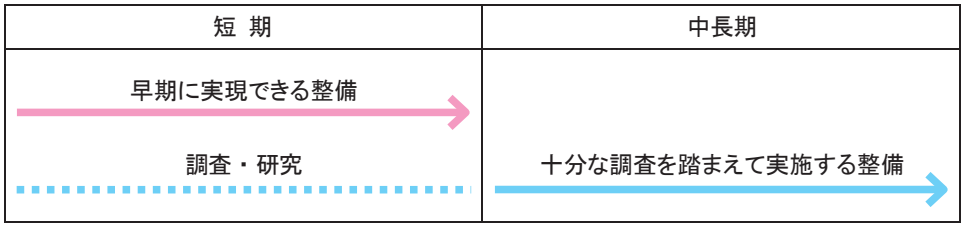

第33図 整備のイメージ

2．地区区分（第34図）

本丸は、石垣の内側を機能面に着目して２地区に区分することが可能である。

まず、本丸南半部は、藩主や南部家一族の私的空間の機能を有する奥（大奥）であり、その西半部で藩主が寝起きや食事などの日常を過ごし、東半部には本丸のほか藩の屋敷に仕える女性の居住区、番所、奥（大奥）専用の台所が備えられた。

一方、北半部は政務を取りまとめる政庁の機能を有する「御側」であり、その東半部には側頭（老中）ら側衆が日常的に詰め、西半部には藩主や南部家一族の身の回りを世話する小納戸衆が詰めた。

このように、本丸は居住機能と政庁機能を併せ持つ、盛岡藩の日常を支える場であると同時に、季節を問わず東根山、南昌山から岩手山にかけての山並みなどの美しい自然景観を味わうことができる空間であった。

本丸の整備は、遺構の保存を前提とした上で、これらの区分に応じて段階的に取り組み、本質的価値を顕在化するとともに、来城者が本丸の役割や機能を理解し、往時の眺望を追体験することにより、盛岡城跡の理解を深め、より親しむことを目的とする。

（1）奥（大奥）

失われた石垣、石土居の遺構復元や本丸御殿等の平面表示、解説サインを設置し、本丸内の支障木や眺望を阻害している淡路丸の樹木の修景整備を行い、藩主とその一族の生活・文化エリアの整備を進める。

（2）御側

本丸内の支障木の整理を行い、本丸御殿等の平面表示、解説サインを設置し、盛岡藩の政庁エリアとして整備を進める。

なお、本計画の実施については、調査や設計に当たる前に、関係者の意見を十分に調整した上で、盛岡市の関係課と連携し、他の事業や従前の事業との整合性を図り、合意を得るものとする。史跡内外の各種法令を遵守するほか、許認可関係も遺漏なく対応できるよう体制を整備する。また、整備事業は長期間にわたることも予想されることから、財政的、人的な体制の整備は不可欠であり、持続可能な範囲で着実に取り組むことが重要である。

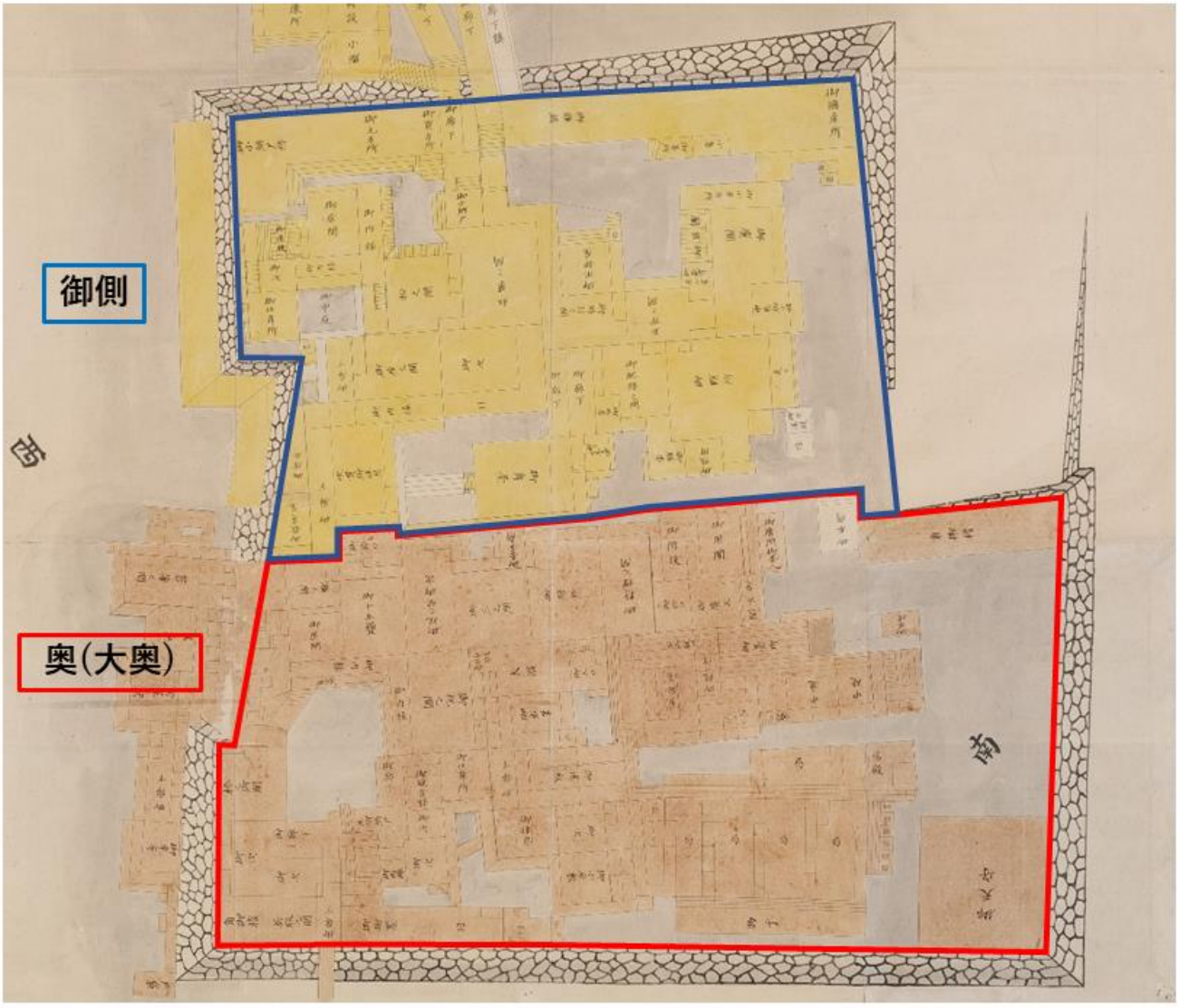

第34図 本丸の機能区分「盛岡城明細図」（もりおか歴史文化館所蔵）に加筆

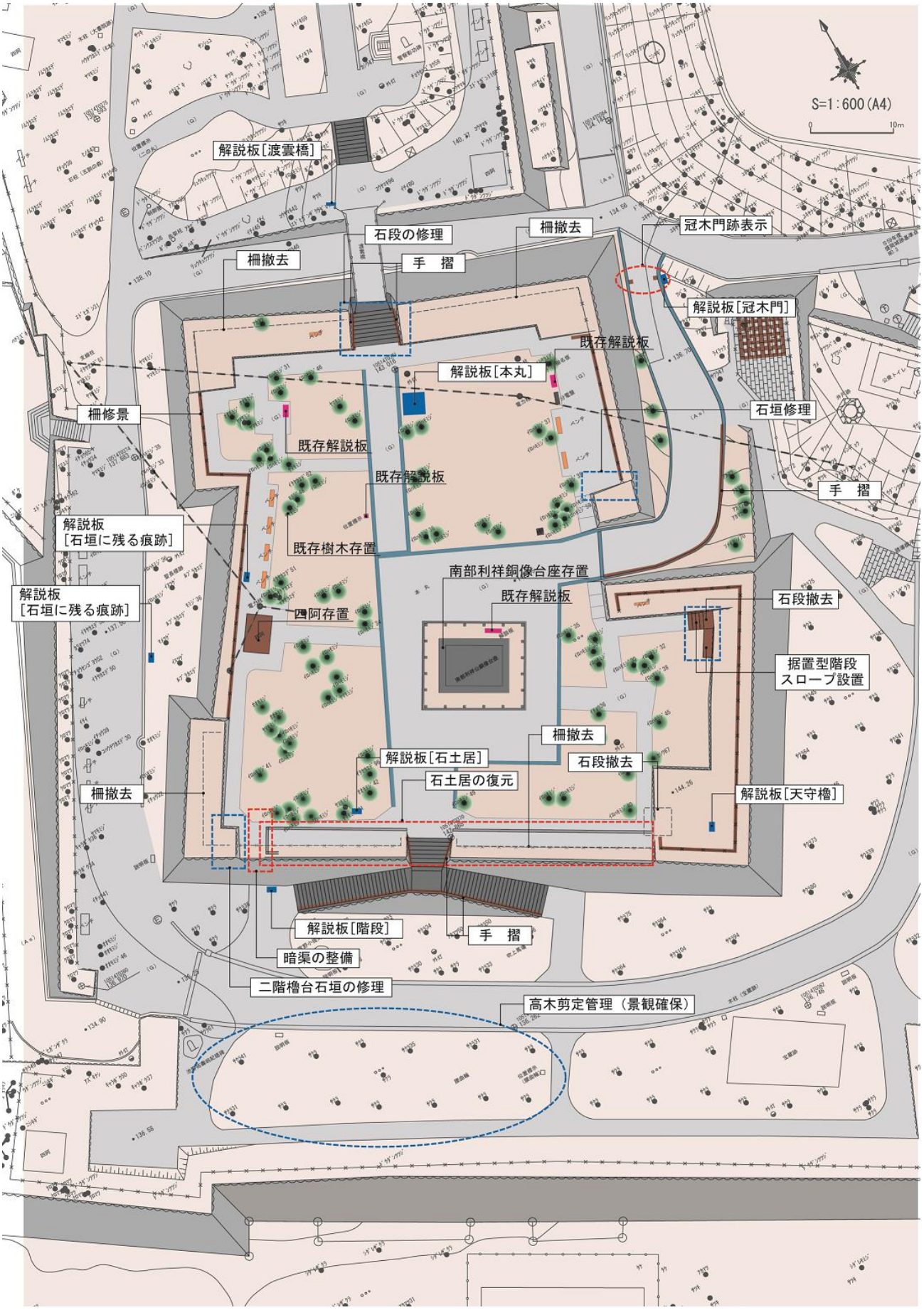

第35図 整備計画図（短期計画）

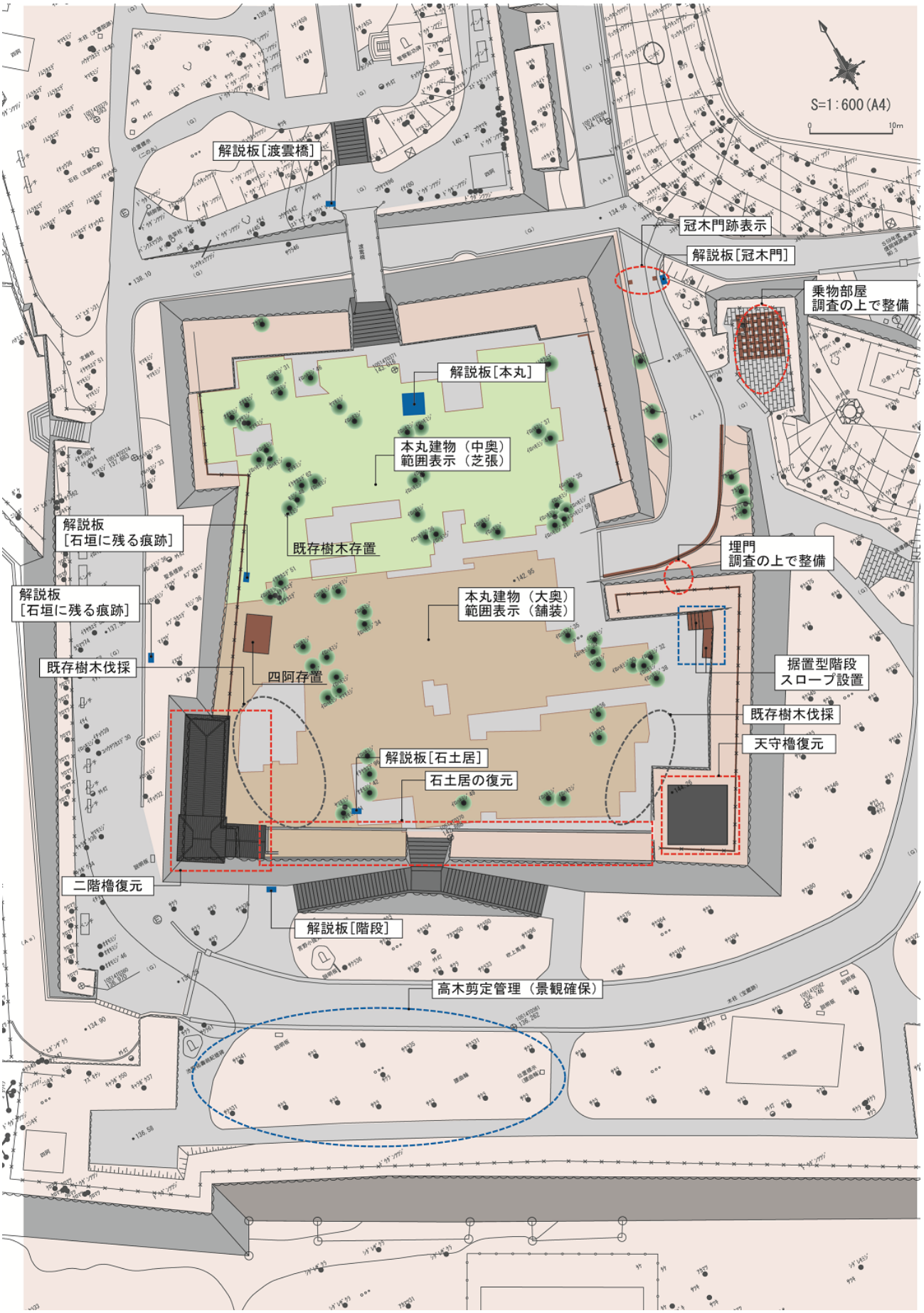

第36図 整備計画図（中・長期計画）

表10 整備基本方針と整備基本計画の対応

基本方針	整備基本計画
1.石垣を含めた遺構の保存を前提とした整備を進める	2節1.　遺構保護 2節2.　石垣修復 3節2.　地形造成・排水
2.盛岡城における本丸の価値を明確にし、史跡の活用を通じてその魅力を発信する。	3節3.　遺構表現 3節5.　記念碑 3節6.　案内・解説施設 4節1.　情報の発信・案内 4節2.　発掘調査・整備過程の公開
3.来城者の利便性と回遊性に配慮しながら、本丸本来の構造や機能を顕在化させる整備を行う。	3節1.　動　線 3節3.　遺構表現 3節6.　案内・解説施設 3節7.　管理施設および便益施設 3節8.　防災・防犯 4節1.　情報の発信・案内
4.本丸内外からの眺望や景観を璽視し、周辺部を含めた樹木の適切な管理を行う。	3節4.　修景・景観整備計画 4節3.　地域の環境保全に関する計画

第2節　保存整備に関する計画

1．遺構保護

盛岡城の内曲輪（御城内）の構造は、旧北上川と中津川の合流地点に突出した小丘陵の頂部に配置された本丸から、段下がりに二ノ丸・三ノ丸と連なる連廓式の縄張となっている。北東北地方には珍しい城郭構造を呈し、豊臣政権の意向が大きく反映されていることは史跡のもつ本質的価値のひとつである。また、総石垣を志向した城として、時期ごとに積み方の異なる石垣が見られることや、江戸時代の史料からその普請や修復時期を知ることができる点も本質的な価値の重要な要素である。整備の実施に際しては、これらの価値を損なうことなく、適切な方法で保存管理を行っていくことで次世代に良好な形で着実に継承していくことが必要不可欠である。また、盛岡を代表する公園であることからさまざまな行事に人々が集い、行楽の場となっているため、特に石垣について安全性と快適性を確保する観点からの適切な保存管理も必要である。

本丸の遺構としては、南東隅に天守台が、南西隅に二階櫓、北西隅に小納戸櫓、北東隅に国産所の櫓、北側中央部分に多聞櫓があり、それぞれの櫓台石垣が残存している（一部発掘調査後に復元）ほか、東側には本丸門のあった喰違の虎口が残存している。発掘調査で確認された遺構としては、御殿跡の礎石のほか櫓跡の礎石（抜取痕）、本丸門から下ったところからは冠木門跡が確認されている。なお、明治期の公園整備により、主要動線として南北に石段が設けられているが、その際には南側の石土居が崩されたほか、石垣の一部が切り崩されている状況にある。

本丸の遺構を保存するため、これまでの発掘調査または今後の発掘調査等により確認される

場合も含め、遺構の露出展示が盛岡城跡の理解に効果的と判断される場合を除き、原則埋め戻し等により対応するものとする。石垣については、定期的な観察や調査により現況を把握した上で、必要に応じた復元・修理等を実施する。復元・修理等は、調査等を踏まえて高い真実性のもとに行う。また、石垣修復にあっては、上部及び下部に残る地下遺構を損しないことに留意し、その工法を検討する。

遺構の保存を前提とするため、遺構の保存に影響を及ぼし眺望を阻害する樹木等については剪定・伐採等の措置をとるほか、既存の工作物等については移設や撤去の措置を講ずる。そのほか、公園の維持管理・便益に供する施設等の修繕や設置についても、遺構に影響を与えないようにするとともに、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図るものとする。

なお、整備にあたっては、城郭の地形や遺構を損なうことなく、適切な公開活用方法としての整備を実施する。必要に応じた調査を行い、遺構等に影響を及ぼさない掘削深の検討や盛土等の適切な手法に基づき実施する。

2. 石垣修理

（1）本丸石垣

石垣は本丸の縄張りを構築するものとして、史跡の本質的価値の根幹をなす遺構でもある。また、本丸石垣には、盛岡城跡において最も古い時期に位置付けられる慶長期の石垣が存在する。よって、史跡を将来に渡って確実に継承するためには、石垣の保存が必要不可欠である。一方で石垣には「歴史の証拠」としての価値と「安定した構造体」という二つの側面を併せ持っており、保存をする上でこの特性について常に念頭に置いておく必要がある。

（2）石垣修理方針

盛岡城跡における石垣修理に関する計画は、第Ⅰ期整備計画に従い、石垣の解体修復工事を石垣の損傷（孕みなど）の大きな場所を中心に年次計画で進められており、平成 28 年度（2016）に三ノ丸南東部、令和３年度（2021）からは三ノ丸北西部の石垣修理工事に着手し、令和５・６年度（2023･2024）にかけて積み直しを行った。

また、石垣修復工事を実施している箇所以外にも、城内には石垣の孕みや間詰石の緩み等が認められる箇所がある。この状況は本丸の石垣も同様である。文化財石垣は極力、オリジナルを後世に伝えることが重要であることから、解体修理だけではなく、様々な手法を用いて保存方法を検討することが求められている。以下に石垣修理方針を示す。

三ノ丸北面石垣に設置した傾斜計

本丸門北袖石垣

① 基礎資料及び石垣カルテの作成

石垣の現状把握や今後の修理方針の検討に必要な測量図（三次元モデル、立面図、オルソ図等）を作成し、石垣の規模や積み方、修理履歴など石垣の状況等を記した石垣カルテの作成と耐震診断予備調査を実施する。

② 維持管理の継続

石垣の保存は、日常的な維持管理の積み重ねにより実現できるものである。今後も定期的に石垣の隙間か

ら生える草の除草を行い、間詰石の欠落等、石垣の状態について日常的な見回りにより点検する。

③ 石垣変位調査の継続

平成 11 年度（1999）から実施している石垣変位調査を継続し、目視では観測できない石垣の動きを把握し、修理方法の検討資料とする。また、その計測方法については現在の手法のみに捉われず、新たな手法を検討しながら、有効となりうる手法については積極的に取り入れるものとする。

現在、三ノ丸北面石垣では、修復途中から積み直し後の動態観測として傾斜計を設置し、インターネットを介して計測データを転送する自動計測システムを試験的に実施している。

渡雲前石段

天守台石垣の石段

④ 多様な修理方法の検討

これまで盛岡城跡の石垣修理は、解体修理を実施することが主体となっていたが、今後はオリジナルの石垣を極力残すという方針の元、様々な修理方法（現状保存・部分補修・部分補強・解体修理）を検討していく必要がある。今後、石垣カルテと石垣変位調査の内容を踏まえて、適切な修理方法を実施することとする。

（3）石垣等の修理計画

本丸石垣のなかで、明らかに不安定な状況となっている本丸門北袖石垣は早期に修理する。

現在、渡雲橋から本丸内に昇る石段は不陸が激しく、来城者の安全確保のためにも早期に修理する。

また、天守櫓台石垣と本丸門南側石土居に設けられた石段は後補のものであり、本整備において撤去し、石垣を修理する。同様に、二階櫓台石垣も本来の規模に修復する。

その他、上記の石段脇の石垣や孕みが見られる本丸南面石垣、また本丸西面石垣は今後の調査を踏まえて前項の方針に則って対応する。

第3節　活用整備に関する計画

1．動 線

（1）本丸への動線（第37図）

盛岡城跡内への出入りについては、他城郭と異なり、管理のためのゲートや柵が設置されていないことから、整備工事等の立ち入り制限箇所を除けば、どこからでも容易に立ち入りできる状況である。その中でも、本丸につながる動線は、大きく分けて３動線が存在する。

① 藩主の登城ルート

本丸北側と二ノ丸南側は「渡雲橋」によって結ばれており、江戸時代においては「廊下橋」が存在していた。本来は城の大手門である綱門を通り、鳩門→瓦門→三ノ丸→車門→二ノ丸→大書院を経て、本丸に辿り着くルートであり、藩主や藩士の正式な登城ルートであった。現在このルートへは、県道から櫻山神社西側の入り口を通るか、教育会館前から亀ヶ池沿いの園路

を通り来訪する観光客が多い。この動線は、主要動線であると同時に盛岡城が、本丸を頂点として二ノ丸・三ノ丸と段下がりに連なる「連郭式」構造を呈していることを理解することができるルートでもある。

② 本丸坂ルート

本丸東側には本丸門が位置しており、その北側にかつては本丸北東部と乗物部屋石垣との間に冠木門が存在し、この間の本丸坂を通って本丸に登城するルートとなっていた。当時は主に藩主のプライベート空間である奥（大奥）に勤める女中の出入口でもあった。現在は史跡の東側に位置する芝生広場や櫻山神社東脇園路、三ノ丸から大書院下通を通って本丸を訪れる人が通るルートとなっている。本丸坂は急峻で徒歩で登るにも苦労する坂である。

③ 吹上坂からのルート

吹上坂を登り、吹上門跡を通り、本丸南側石段を登って本丸に至るルートである。主に盛岡駅からの観光客や花見、紅葉の時期には多くの人が行き交う動線となっている。本来、このルートは盛岡城の裏門、搦手に位置しており、吹上坂や本丸南側石段は岩手公園開園時に付加された施設である。特に石段に関しては、本丸の構造を理解する上で誤解を招くものである。

これら、3 つのルートは今後も本丸への動線としてサイン等を充実させ、機能させるものとすし、特に往時の登城ルート等については登城者や目的など、歴史的なストーリーが感じら れる整備を行うものとする。しかし、来城者に本丸の本来の役割や構造を理解してもらうためには、本丸南側石段から入る動線については検討が必要である。一方でこの石段が主要動線の役割だけではなく、変位が確認できる本丸南側石垣を押える役割（ハバキ石垣）を担っている可能性もあることから、今後、石垣動態調査等を進めた上で取り扱いを検討するものとする。

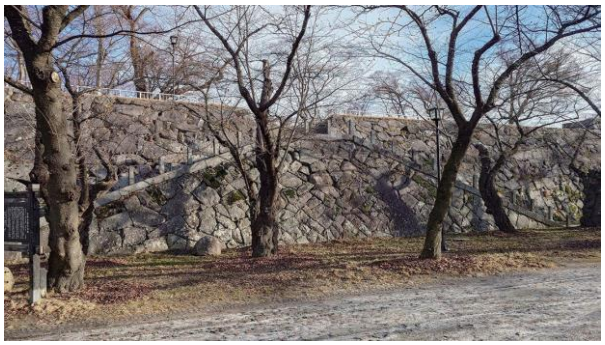

吹上坂ルートから本丸への動線

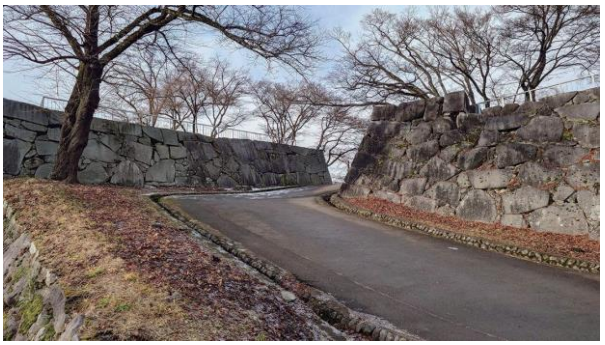

本丸坂ルート

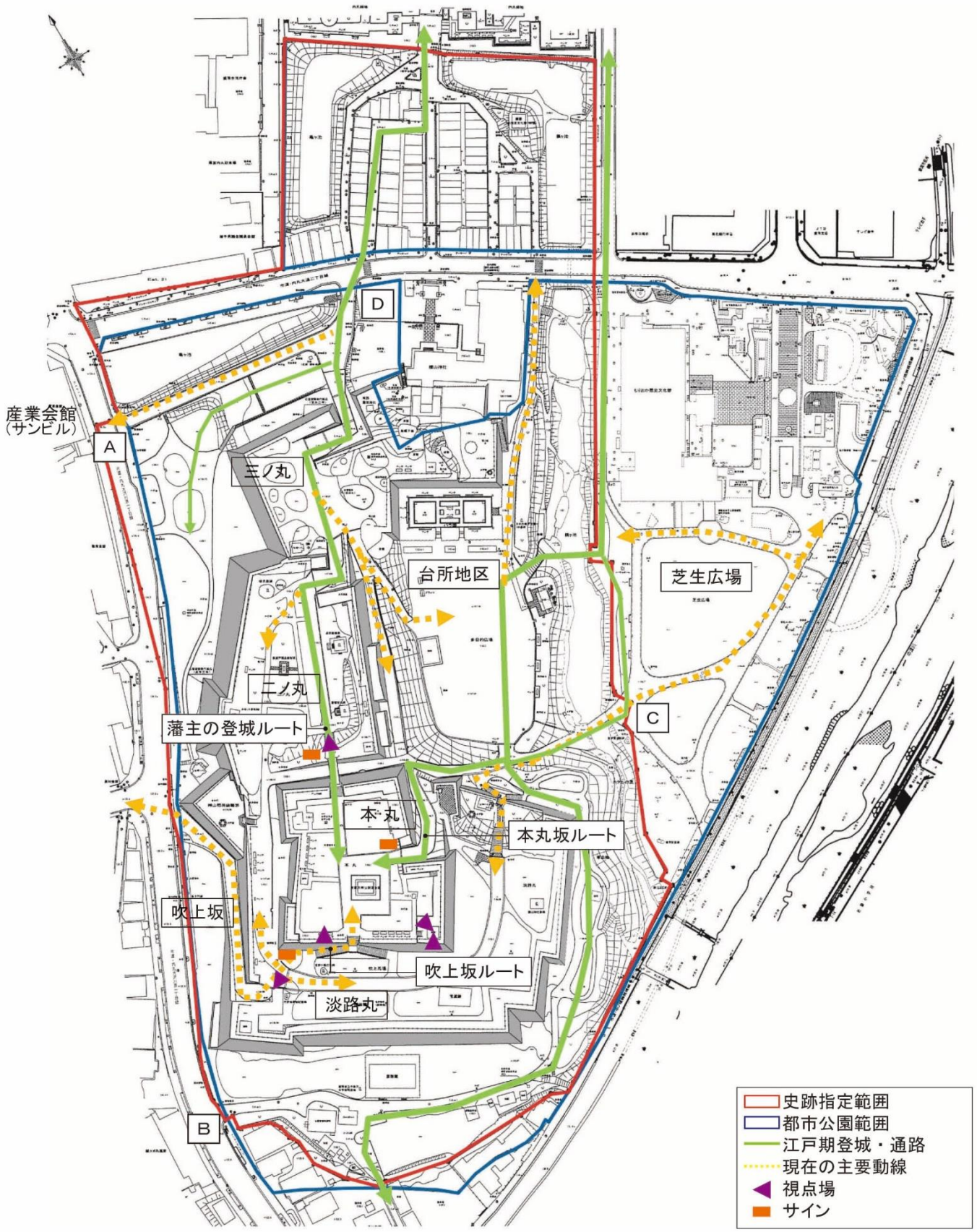
産業会館
(サンビル)
A
B
C
D
三ノ丸
二ノ丸
台所地区
芝生広場
藩主の登城ルート
本丸
本丸坂ルート
吹上坂
吹上坂ルート
淡路丸
史跡指定範囲
都市公園範囲
江戸期登城・通路
現在の主要動線
視点場
サイン

第37図 動線計画図 － 1

（2）管理・搬入等動線

管理作業や車両の進入が可能な地点は、産業会館（サンビル）向かい側（第38図 _ A）、彦御蔵西側（第38図 _ B）、 芝生広場南西（第38図 _ C）であり、このうち芝生広場南西部については、連絡する橋脚の構造上、通行は軽自動車に限られる。また、櫻山神社西（第38図 _ D）では、車止めとして設置している石を移動すれば三ノ丸方向への通行が可能な状況であるが、

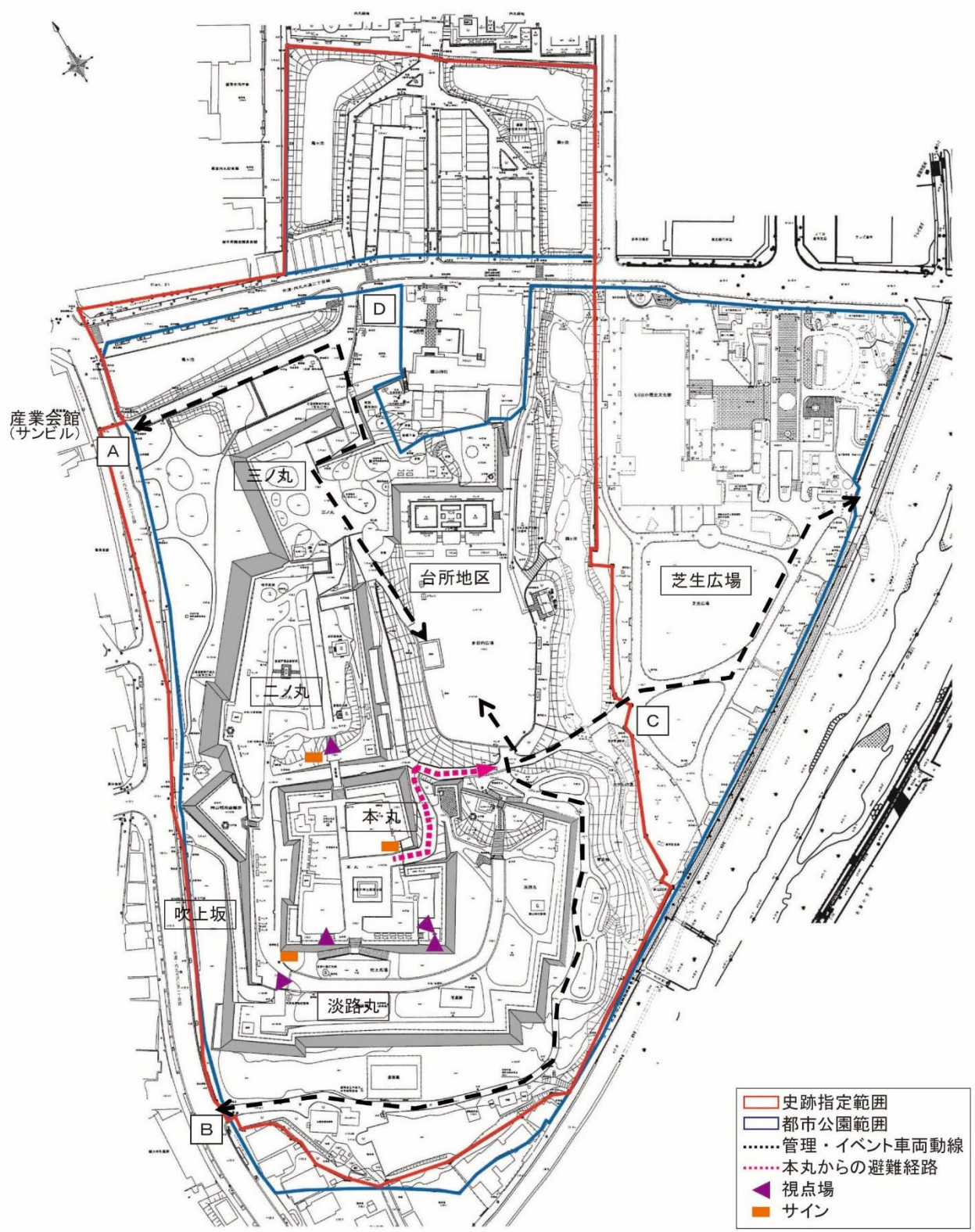

第38図 動線計画図 － 2

櫻山神社境内の駐車場との出入を区別するため、車両の出入を禁止している。

管理作業については、作業場所付近まで車両を乗り入れることが可能であるため、機材や発生したゴミ等の搬入出は比較的容易であるが、園路が屈曲していることや狭いことなどから、管理車両は軽自動車が使用されていることが多い。

イベントは、台所地区（多目的広場）で開催されることが多く、産業会館（サンビル）向かい側から機材が搬入出されるが、観光・散策等動線と併用されていることや、園路が狭いことから乗り入れが可能な車両は限定される。

（3）車いす通行可能動線（第39図）

本丸は盛岡城跡内で最も標高が高い地点にあり、高低差が大きくバリアフリーには馴染まない立地となっている。そもそも、城郭は本来軍事施設であり、侵入者を阻むために来城者にやさしくない動線構造を有している。

しかしながら、本丸は桜や紅葉の季節になると、城内では多様な方が最も来訪する地点であり、史跡の保護を前提としながらも、車いす等の利用者に対して一定の配慮が求められる。

城内には急こう配な箇所が多数存在するが、現時点で車いす（要介助者）による通行可能な動線を示す。

また、本丸への動線の整備にあたっては、遺構の保護や景観との両立を図りながら、次の点に留意しながら進めるものとする。

- 車いす等で史跡内をくまなく周遊することは難しいが、本丸に至るまでに存在するバリアをサイン等により表示し、車いす等の来訪者がルートを選択できるようにするなど、より多くの方が盛岡城跡の魅力を体感できる環境整備を行う。
- 本丸へのアクセス向上のため、石段や急坂に手すり等の設置を検討する。

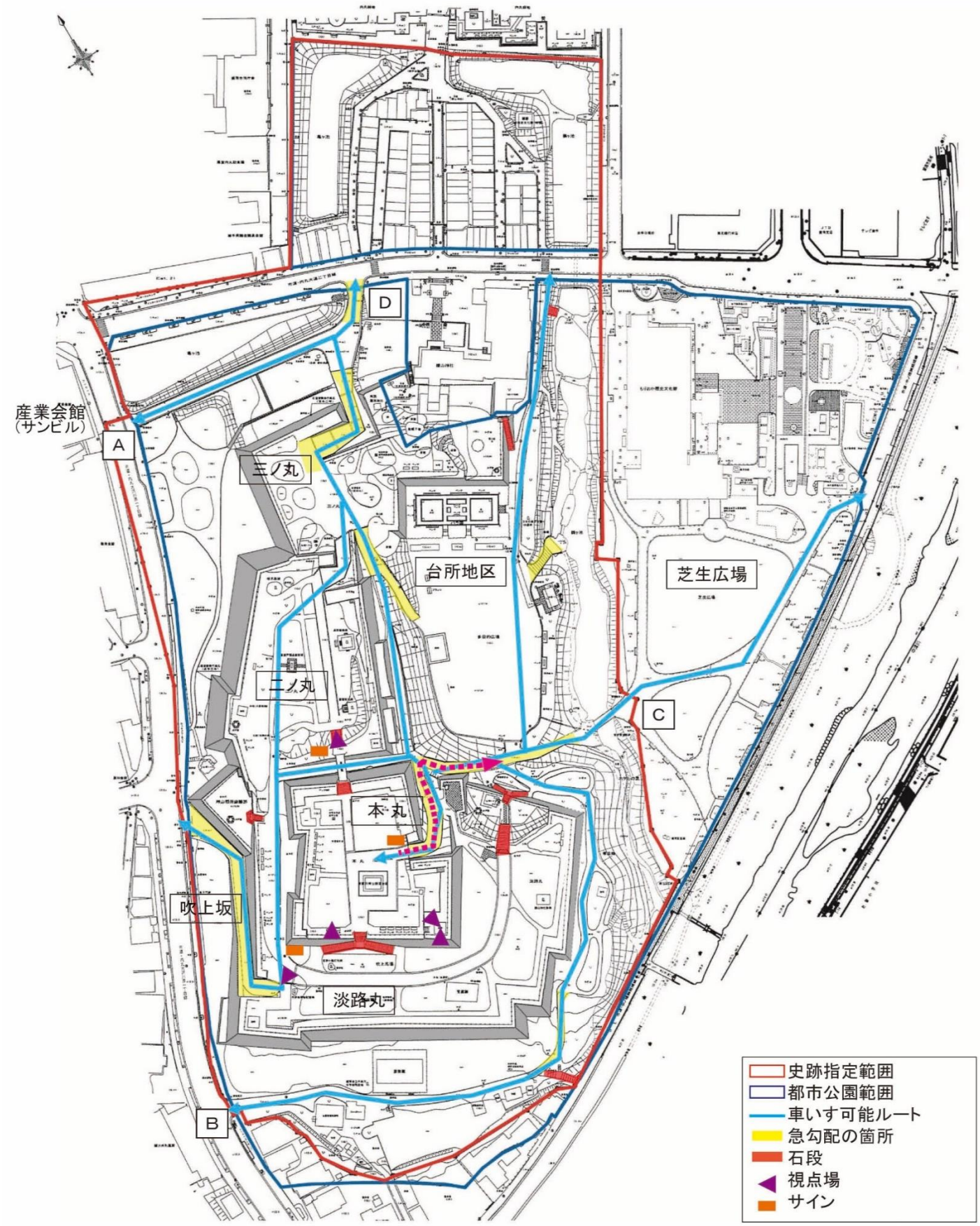
産業会館
(サンビル)
A
B
C
D
三ノ丸
二ノ丸
本丸
台所地区
芝生広場
吹上坂
淡路丸
史跡指定範囲
都市公園範囲
車いす可能ルート
急勾配の箇所
石段
視点場
サイン

第39図 動線計画図 - 3

2. 地形造成・排水

（1）地形造成

盛岡城跡は、花崗岩風化土を基盤とする独立丘陵上に築かれた平山城である。各曲輪は自然地形を造成し、石垣が築かれており、本丸は地形上、標高が最も高い場所に位置する。本丸を含めた各曲輪は、岩手公園開園時に一部の地形が削平を受けている個所もあるが、概ね、江戸期の造成地形を維持している。今後もこの地形を維持していくことを原則として、史跡整備の際は、失われた地形を再現することも検討することとする。

（2）排 水

本丸を含めた各曲輪は築城時、本来の地山を切土・盛土して作りだされている。この地形を維持していくためには、雨水等の排水コントロールが重要となる。かつて、江戸期においては城内に降った雨水を速やかに排水するシステムが存在し、石垣の表面に残る石樋や水抜き穴、発掘調査において確認されている暗渠などがそれを物語っている。

しかし、現在はかつての排水システムは機能しておらず（栗石等の機能は除く）、各曲輪を巡っていたであろう、側溝等の遺構も未確認である。現在の排水システムは、昭和期の公園整備時に構築された側溝が主体となっている。

本丸の今後の整備おいて大規模な地形造成は想定していないが、南側石垣の変位を悪化させないためにも、今後雨水排水調査を実施し、遺構表示や園路の整備時においては東の本丸門側に表層水が集まるような勾配設計をする。また、園路に水が滞留しない排水システムも検討するする。

3. 遺構表現

本丸整備において表現の対象とする遺構は、石垣や櫓台の表出遺構と、今は失われ地下に埋蔵された構造物の痕跡である。廃城期（幕末～明治７年（1874）以前）の遺構を基本とするが、廃城期以外の重要な遺構が確認された場合は、表示の仕様を変更して表現することを検討する。本丸内において考えられる遺構表現の手法については、「遺構展示」、「遺構表示」、「復元展示」、「遺構復元」の４つがある。各手法において対象となり得る遺構を表11に示す。

なお、顕在化のための多様な表示・復元方法の検討として、史資料調査及び発掘調査成果等による史実が不足し、復元展示の可能性が低い建造物等に対しては、デジタル技術を利用したＡＲ（拡張現実）、ＶＲ（仮想空間）表示による復元方法を検討し、本丸内に存在した建造物等遺構の「見える化」を図っていく。

（1）遺構展示

地表に顕在する遺構の状態を実体的に示すもので、遺構自体の迫力とその遺存状態を伝える効果がある。盛岡城跡の場合は表出遺構である「石垣」の遺構露出展示が該当する。遺構の実物を露出しての展示であるため，遺構自身の保存に対する安全性の確保が必要である。本丸の石垣はその多くが 300 ～ 400 年間露出した状態であり、一部については昭和から平成にかけての修復工事を実施しているが、これからも露出展示するためにも現況把握と適切な保存対策が必要である。

（2）遺構表示

遺構の規模・配置・形態・性質等に関する情報を模式的に示すもので、遺構の意味を伝える効果を有する。立体表示と平面表示に種別されるが、本丸内では整備後の利活用を踏まえて、平面表示を検討する。本丸の消失した構造物等の遺構としては、天守を含む各櫓跡や本丸御殿跡、各門跡などである。本丸の大半を占める本丸御殿跡やその他の遺構については、明治期の公園整備により現地表面では確認できないが、地下に遺存している可能性があり、遺構の平面表示を行うことにより、本丸内での土地利用の在り方を明示する。また、櫓や御殿等の建造物のスケールの大きさを体感できるようにすることで、史跡の本質的価値の顕在化を図る。なお、平面表示を行うにあたっては、発掘調査を実施し、文献史料・絵図面等との検証を行ったうえでその成果に基づき実施する。

さらに、本丸に西側石垣外側にまで懸造構造の建物が及んでいたことは盛岡城の大きな特徴であり、現在の石垣に残る痕跡から想定される構造の一端を視覚的に表現する遺構表示を検討する。

（3）復元展示

発掘調査の成果を基礎としつつ、史資料の調査研究の結果を検討することにより、今は失われた歴史的建造物の全体または一部の構造を復元的に示すもので、遺構直上の盛土造成面において、当時の材料及び工法等に十分配慮しつつ、新たに復元し、展示することである。文化庁では、史跡等の歴史的建造物の再現について「復元」、「復元的整備」の手法を定めている。「復元」は、発掘調査や文献、絵図、測量図等の資料調査研究などにより得られた、建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する正確な情報を基に、現在は失われた歴史的建造物を忠実に再現する手法である。復元に際しては発掘調査により判明した遺構を保護した上で、遺構直上に建設する。復元箇所の地盤及び周辺構造物の強度等についても調査を行い、来訪者の安全と防災に配慮するものとする。また、原則として復元に用いる材料・工法は復元する建造物が建築された当時のものを踏襲する。復元的整備は、基本的に復元時に留意する事項を踏襲し、復元に足る情報が十分に得られていない場合、それらの情報を多角的に検証して再現する、もしくは利活用の観点から意匠、構造等を一部変更して再現する手法である。

整備優先度は、本質的価値の理解を促し、歴史的景観の復元に効果が高いと判断される遺構を優先するものとし、実現までの諸条件を加味した上で、総合的に検討する。なお、条件が十分な場合でも、活用上の条件により、「遺構表示」とする場合もある。対象となり得る遺構としては、天守跡、二階櫓跡、本丸門跡、土塀跡、廊下橋跡、百足橋跡である。

（4）遺構復元

石垣等の遺構を対象として、現在は失われた箇所の全体または一部の構造を復元または復元的に表現する。本丸の輪郭を形成する石垣及び石土居の整備を行う。絵図面や発掘調査に基づき、消失、改変している場所を復元対象とし、遺構の保存に十分配慮し、可能な限り当時の材料や技術を用いるものとする。また、本丸門南袖櫓台の穴門跡についても復元を検討する。なお、園路として利用され、本来の形状に整備できない箇所については、現状のままとする。また、石土居下に確認された暗渠についても整備する。

表11 遺構表現の方法と本丸において対象となり得る遺構

遺構表現の手法		区分	対象となり得る遺構
遺構露出展示	地表遺構をそのまま展示	共通	現存する石垣、天守櫓台、二階櫓台、小納戸櫓台、隅櫓台
遺構表示	遺構の規模･配置･形態･性質等を模式的に表示	御側	廊下橋跡、廊下橋門跡、小納戸櫓跡、多聞櫓跡、隅櫓跡、冠木門跡、本丸門跡、懸造建物跡
		奥（大奥）	天守跡、二階櫓跡、百足橋跡
		共通	本丸御殿跡、土塀跡、土塀跡（御側･奥（大奥）境界）
復元展示	現在失われている建造物を遺構直上の盛土造成面において、当時の材料及び工法等に十分配慮し、新たに復元展示	御側	本丸門跡、廊下橋跡
		奥（大奥）	天守跡、二階櫓跡、土塀跡、百足橋跡
遺構復元	現在失われている石垣等の遺構を復元	奥（大奥）	本丸門南袖櫓の穴門跡、暗渠
		共通	石土居跡

4. 修景・景観整備計画

（1）修景・景観計画

① 盛岡城跡周辺の景観と修景

史跡盛岡城跡の周辺には、盛岡城跡の遺構と重複する重要地区が隣接しており、盛岡城跡と河川景観の修景を保全する上で重要地区が存在する。南側の緑陰広場と下ノ橋の間には三角形の民有地が存在する。この場所には盛岡城内曲輪の区画施設となる堀が巡っている。この堀は明治期に埋め立てられて、現在は住宅や駐車場となっており、一部は中津川の河川敷内のビクトリアロードとなっているが、盛岡城跡の北側から東側にかけての巡る鶴ケ池同様の区画施設であることから追加指定を含めた対応が必要となっている。

史跡東側の芝生広場は、内丸で唯一の緑地帯である。盛岡城の狭隘な三ノ丸は祭祀場としたことから、重臣の居住地と藩の屋敷は集中させて内丸とした。この内丸は他の城郭では三ノ丸に相当する。

また芝生広場は盛岡城台所門から鶴ケ池の土橋を渡って桜庭、毛馬内など藩の重臣屋敷と盛岡藩の三大屋敷の一つで藩の迎賓館や藩主の子息等が住まいとした隅御殿が存在した場所でもある。

近接する中津川は、藩の舟運を担った地点でもあり旧北上川とともに外曲輪の中堀としての役割を果たしていたことから史跡や重要遺構、河川景観と併せて重要な場所である。

さらに、史跡北側の内丸緑地は、江戸時代には西側の広小路に接続する街区道路であった。現在ではこの道路が北側に移り拡幅して中央通となっているが、当時の面影を残す景観である。

② 本丸からの眺望と修景

『史跡盛岡城跡整備基本計画』において、本丸は盛岡城跡の中枢であり、調査研究に基づいて最も密度の濃い遺構の整備を行い、さらに象徴性を高めるための枢要な整備に取り組むこととしている。この計画の方針を受けて史跡盛岡城跡本丸整備基本計画（以下「本丸整備計画」。）で定める本丸からの景観眺望の確保は、本章１の全体計画及び地区区分のとおりである。

本丸は、二ノ丸の大書院での藩庁機能を取り仕切った政庁機能と、藩主であった南部家当主と一族の居住機能を併せ持つ盛岡城の機能を象徴する地区である。このことから、来訪者に盛

岡城跡の本質的価値と具体的な機能に触れ、理解を深めてもらうためには、本丸にかつて存在した御殿などの説明やその機能を理解するためのサイン等の設置や遺構表示等による整備を行うことが効果的である。なお、本丸の整備事業の推進にあたっては、史・資料調査と研究や発掘調査等の成果に基づき、史実を検証・確認を十分に重ねた上で行うものとする。

本丸のうち、南半部の「奥（大奥）」は南部家の私的空間で、藩主や一族が暮らし、また重要な儀式を行う区域だった。また、この東側は南部家の暮らしや盛岡藩の諸事を支える女中の居住区で、番所や大奥専用の台所を備える区域であった。一方、北半部は政務を取りまとめる政庁の機能を有する「御側」であり、東半部は側頭（ 老中 ）ら側衆が日常的に執務を行い、西半部が藩主や南部家一族の身の回りを世話する小納戸衆が詰めた。

このように、本丸は南部家の居住機能と盛岡藩の政庁機能を併せ持つ、盛岡藩の日常を支える場であった。本丸からの南側から西側にかけては東根山、南昌山から岩手山。北側から東側にかけては姫神山から早池峰山の山並みなどの美しい自然景観が季節を問わずに眺望できる空間であった。

（2）本丸の植生の特徴と今後の計画

本丸内の外周部において、二ノ丸東側の大書院下通から本丸門に至る通称「登城坂」には、平成 21 年（2009）に実施した植生調査では、アカマツ９本、サワラ２本、ソメイヨシノ１本、ツバキ３本の高・中木と低木で唯一のライラック１本が植えられていたが、計画伐採や自然災害による倒木によって令和５年（2023）10 月現在ではアカマツ３本、ソメイヨシノ１本、ツバキ３本に減じている。

また、本丸の東・南・西側の淡路丸においては、東・南側はソメイヨシノなどサクラを主体とする地区であるが、北東隅の高木となって眺望を阻害しているエゾエノキや南西隅の枯れて幹内部が空洞となって倒木の危険性が高いキャラボクの整理が必要である。

本丸西側淡路丸の「百足橋下通」にはイタヤカエデ２本があり、本丸石垣の約二倍を凌ぐ高さに生育している。このイタヤカエデを整理することによって『、盛岡市景観計画』に定める「盛岡城跡公園岩手山眺望領域」を二ノ丸からではなく本丸まで確保することができる。

吹上坂に面したイタヤカエデ・イチョウ・枯れたイチイだけでなく、二階櫓台石垣西側下の新御殿に重複しているイロハモミジを整理し、さらに本丸石垣の高さを凌ぐ高さに成長している淡路丸のサクラ類の切り下げや胴吹や枯枝を整理することによって、史跡内外から石垣の相互の眺望を確保し良好な環境を整備することができる。

この本丸内のモミジ類の整理は短期整備から徐々に進めていく。また、淡路丸のサクラ類の切り下げは継続的に実施していく。

短 期	中長期
本丸内のモミジ類の整理 徐々に進める →	
淡路丸のサクラ類の切 下げ 継続的に実施 →	

第40図 植栽管理のイメージ

5. 記念碑

（1）淡路丸の記念碑

① 池野祐寿翁紀徳碑

淡路丸南西の吹上門跡の東側にある。祐寿は、江戸時代後期の商家木津屋の主人で名を藤兵衛という。盛岡の歌人で、作品に「きさらぎ日記」「祐寿歌集」がある。碑は、祐寿の遺徳　を偲んで大正７年（1918）に有志によって建立された。書は南部家第 43 代利淳、撰并書は貴族院議員従三位勲二等小牧昌業である。

碑が所在する場所は、吹上門の東側石垣に近接していることから、本丸と淡路丸の吹上門の整備の際には、祐寿の遺徳が適切に評価されるような場所への移設が適切である。

② 櫻山神社趾碑

盛岡藩では信直の遺徳を偲び奉るため、淡路丸東側に社殿を建立。寛延２年（1749）９月 26 日に勧進の儀式を行って「淡路丸大明神」として崇敬し神社の歴史が始まった。

淡路丸大明神の跡地に建つ碑の謹書は「逢雨」で、大正９年（1920）５月に神社によって建立された。

碑のあり方は、淡路丸の整備計画にも因るが、支障とならない限り現状維持となる。

② 宮野小提灯句碑

本丸南側の淡路丸中央に昭和　26 年（1951）に、当時岩手県立図書館長を務めていた鈴木彦次郎の呼びかけにより、門下生により建立された。小提灯（本名：藤吉）は俳誌「夏草」、句集「矮鶏」を刊行し、その中の「月まつや　独り　古城の松のもと」が碑に刻まれている。句に歌われていると想定される松は句碑の後方にあったが、枯損が目立つため、伐採された。

句碑のあり方は、本丸と淡路丸の整備計画に伴って移設が予想されるため、マツが植生する芝生広場などへ史跡外への移設が適切である。

淡路丸の池野祐寿翁紀徳碑（大正7年）

櫻山神社趾碑（大正9年）

宮野小提灯句碑（昭和 26 年）

宮野小提灯句碑説明版

（2）本丸の南部利祥中尉銅像台座の取扱い

盛岡城跡本丸のほぼ中央に盛岡産の花崗岩製の台座と周囲の玉垣が残されているが、台座の上にはかつて南部家第 42 代当主利祥の騎馬姿の銅像があった。この台座の場所は江戸時代中期には「三之間」「料理之間」「番所」があり、江戸時代後期から幕末にかけては「膳所」「料理之間」から最終的には「湯殿」と「建之間」が存在した。

盛岡城地域は、戊辰戦争の敗北にともなって新政府（兵部省）の管轄に置かれた。明治７年（1874）、盛岡城跡は維持管理ができずに老朽化した城内の建物は取り払われ、更地になった城地は引き続き陸軍省が管理したが、明治 22 年（1889）、一般に土地の払い下げの動きを知った南部家は取得に動き、翌23 年に有償で縁故払い下げを受けた。その後、しばらく使われることがなく推移したが、明治23 年（1890）以降、南部家所有に戻ったものの利用されずにいた盛岡城跡の土地利用について、利祥は県知事北條元利との間で新しい公園を作るための作業を行っていた。それまでの公園は、明治 10 年（1877）に開園し、明治 39 年（1906）に「岩手公園」に引き継がれるまで存続した「内丸公園（別名：盛岡公園）」は官民の所有地が混在していることから新しい公園が必要とされていた。

明治 36 年（1903）10 月 19 日に父の南部家第 41 代利恭が亡くなり、利祥が家督を継いだ。同年 12 月 21 日には岩手県は、盛岡城跡の土地を南部家から借地して公園とする案が県議会に提出され、同月 24 日に可決している。南部家の私有財産であった「盛岡城跡」を県民共有の娯楽地「岩手公園」として開放するにあたっては、南部家の家政顧問であった原敬が大きく関与したことが伝えられている。南部家の当主であった利祥が、時の県知事北條元利との間で「土地使用貸借契約書」の草案を作成した。この草案は９条から構成されているが、その中で最も注目されるのが、第３条中の「城内二アル石垣其の他、旧城趾ノ形状ヲ表示スベキ営造物ハ之ヲ保存シ…（後略）」とした条文であった。すなわち、利祥は盛岡城跡を岩手公園にすることを決断した南部家当主で、その意志は弟利淳に引き継がれた。明治 37 年（1904）に出征した利祥は、翌 38 年３月 10 日に奉天が陥落する直前の同月４日の井口嶺争奪戦の最中、敵弾に倒れて戦死した。利祥の戦死を受けて政官財人や旧藩士を中心とした人々は、朝敵となった旧藩の汚名をそそぎ、南部家当主の武勲をたたえるために銅像を建立するための募金活動を行った。銅像は５千数百人から寄せられた寄附金とともに皇太子殿下（大正天皇）からの下賜金により明治 41 年９月 15 日に竣工した。なお、明治 39 年に盛岡城跡は岩手公園として開園するが、その際の「巖手県公園設計図」には既に銅像の位置が記されている。特に、盛岡藩は戊辰戦争で朝敵とされた経緯から利祥の「貢献」は、皇室の藩屏たる臣民として名誉回復の絶好の機会ともなった。しかしながら、貢献はこれに止まらず、利祥は南部家の私有財産であった盛岡城跡を県民共有の娯楽地としての岩手公園へ開放することを決断した当主であった。

明治 39 年（1906）４月 14 日に公園造成に着手し、その年に開園した「岩手公園」はこの「保護措置」の基、大きな改変が行われることがなかった事が、後の「近世城郭の価値を良好に遺している」として、昭和 12 年（1937）４月 12 日の「国指定史跡」告示へ大きく影響した。

利祥の銅像は、太平洋戦争の戦局悪化から金属の供出が求められ、銅像は玉垣の鉄鎖とともに昭和 19 年（1944）４月４日に南部家から自主的に供出された。

台座の今後のあり方については、かつて平成元年（1989）から平成 21 年（1946）にかけて、南部家当主、櫻山神社宮司並びに旧盛岡藩士「桑田」、「南部藩志会」（南部家当主・旧盛岡藩士・岩手県知事・盛岡市長・市議会議員・社寺・病院・商工関係者など約 400 名の会員）の有志か

ら多くの意見が出され、現在の台座の方針としては移設する方向性で認識を共有した。また台座を移設した場合にはその上に南部信直像・利祥像・利昭像の再現案が出され、その際の台座の移設場所としてはサンビル東側の芝生地（本新蔵地区）が候補とされた。しかしながら、文化庁との協議では歴史的位置付けが可能であることから文化財として未来へ橋渡しする義務を有するが、城郭の中心部である本丸に位置することから、史跡外への移設を指導されたことから、芝生広場の南側を新たな候補地としたところで南部利昭氏逝去（平成 21 年）や南部藩志会の解散（平成 24 年）もあって協議は途絶えた。南部家現当主利文氏の意見は、以前の協議経緯を踏まえるようにとの意見であった。

盛岡城跡の本質的価値を構成している重要な要素は、盛岡城跡に関係する江戸時代の多種多様な特徴である。また、これに準ずる価値として盛岡城跡の前身となる不来方城期の遺構と岩手公園にとして整備された近代の公園整備の遺構がある。利祥の台座はこの近代の公園の要素に含まれ、盛岡市民にとって岩手公園のシンボルとなっている。台座の取り扱いについては、前述の関係者の意見を踏まえたうえで市民の意見も広く募り、方針を定めていく必要がある。また、台座自体建立から 100 年以上経過しており文化財としての価値を持つ側面もあることから、現状を損ねることなく技術的に移動可能であるか、構造がどのようになっているか等、各種調査を実施する必要がある。

在りし日の南部利祥中尉の銅像と台座

南部利祥中尉の銅像の台座

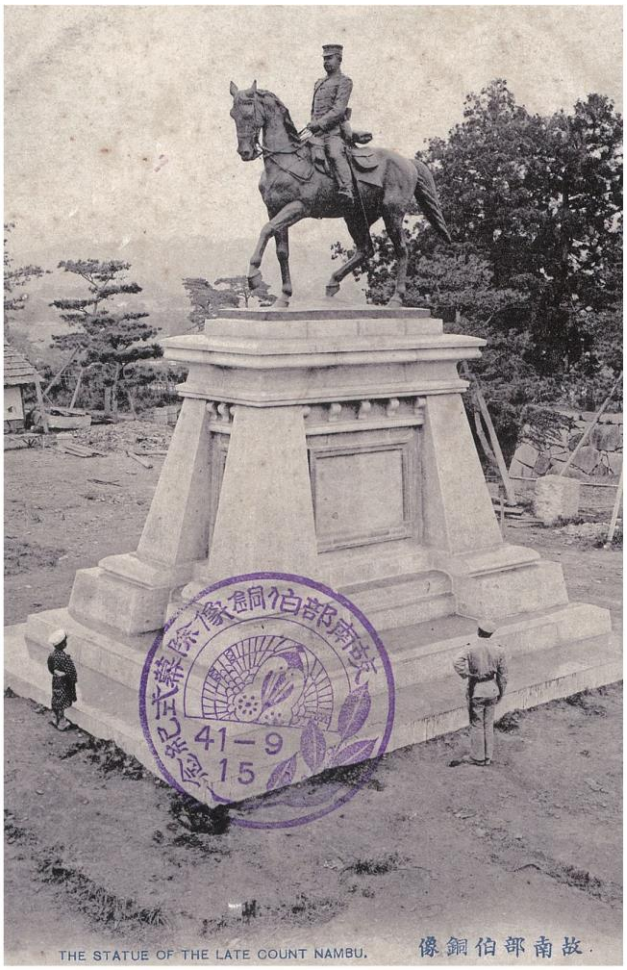

建立中の南部利祥中尉の銅像

6. 案内・解説施設

本丸に関する案内や遺構等の解説を行うため、位置や用途に応じて案内施設及び解説施設を設置する。なお、本丸のみならず盛岡城跡や城下町全体の案内・解説施設については、掲載情報、設置場所、デザイン、言語表記など一体的に検討を要する事項が多数あることから、今後、動線計画と連動させた効果的なサイン計画を新たに作成することとする。

（1）案内施設

① 案内サイン

ここでいう案内サインとは、盛岡城跡公園の総合案内図やエリアの位置付け、施設の説明、回遊ルート等を記載したものを指す。

案内サインは、「もりおか歴史文化館前庭」及び「鳩門周辺地区」、「新御蔵地区（吹上坂下）」に既設のものがある。このほかの設置場所及び数について検討し、整備の進展にあわせて板面やデザイン等の統一・更新を行う。

② 誘導サイン

盛岡城跡公園周辺の出入口から本丸への誘導を補助するための道標サインを、アクセス動線に沿って、設置する。なお、バリアフリーにも配慮し、車椅子などを使って移動する場合のルートについても明示する。この点については現地の標識に推奨ルートを示す、あるいはパンフレットやアプリなどで情報を発信していく。

（2）解説施設

① 解説サイン

特徴的遺構については個別に解説サインを設置する。これは露出展示や平面表示を行う遺構だけでなく、地下に保存している遺構も対象であり、解説サインを設置することで、その存在を来場者に理解してもらえるように工夫する。

また、解説サインには発掘調査時の写真や史資料の平面図等を用いて、当時の生活ぶりが伝わるように工夫する。意匠についても景観を妨げないように形状と大きさに配慮する。

② IT 技術を活用した解説

ア）QR コードを利用したサインの高度化

海外からの来城者が日本語以外の言語で説明を理解できるように適宜ＱＲコードを活用し、多言語対応だけでなく、サイン版面に記載しきれない映像や画像の紹介、新しい情報の発信などを行い、来城者の深い理解を助けるツールとして活用する。

イ）デジタル・サイネージによる情報発信

デジタル・サイネージは、平面ディスプレイなどによって映像や文字を表示する情報媒体である。従来型のサイン看板類が固定された情報しか扱えないのに対して、デジタルサイネージの場合は情報の付加や加工が容易に出来るほか、イベント、交通情報、観光情報など多層的な情報を同時に搭載することができる。利用者自身がタッチパネル等を使って個人のニーズに即した情報にアクセスすることも可能である。

盛岡城跡周辺エリアにおいては、例えば利用者がデジタルサイネージを用いて、盛岡市内のマップ上を検索することによって、もりおか歴史文化館や岩手銀行赤レンガ館などの周辺エリアの情報を得ることができ、地域への回遊を促すツールとなることが期待できる。

ウ）仮想現実（VR、AR）による情報発信

ＶＲやＡＲ等の技術を活用し、盛岡城の過去の姿の伝承や情報発信を行うなど、イベントの展開をする必要がある。

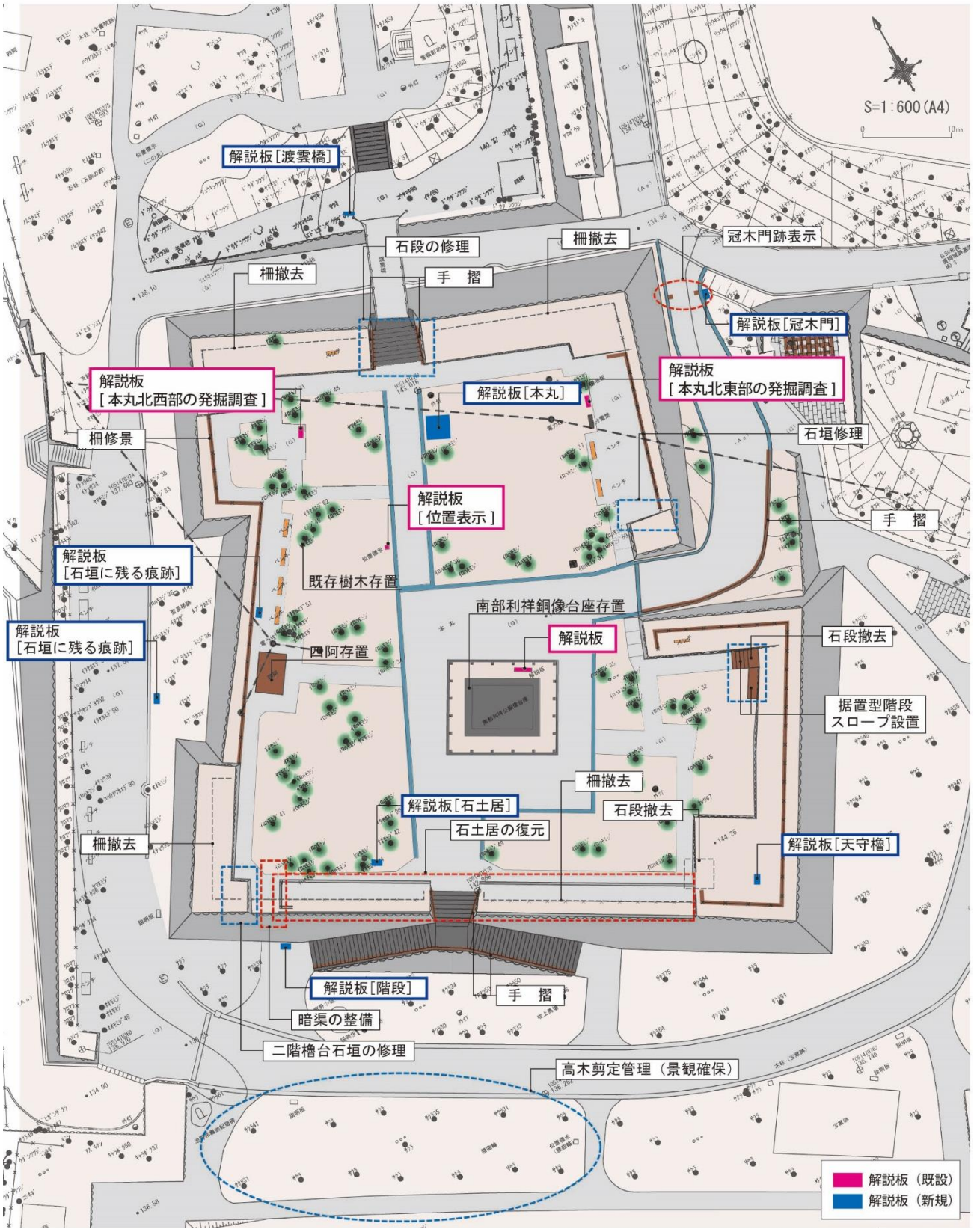

第41図 案内施設配置図

7. 管理施設および便益施設

（1）休憩施設

本丸西側に位置する四阿は、「夕陽亭」の名称が付けられており、随時更新はされているものの、岩手公園開園以来、その位置と名前が継承されている四阿である。屋根等に若干の傷みは散見されるものの、喫緊に改修が必要な状況ではないことから、今後の遺構表示や園路の再整備の状況を踏まえながら、その在り方も踏まえて検討していく必要がある。

そのほか、本丸のベンチは園路に沿って東西及び南側にコンクリート製のものが設置されている。設置年代は不明であるが、ベンチ周辺の発掘調査の結果から、その基礎が一部遺構を破壊していることが判明している。今後は地下遺構へ影響がない仕様の基礎とし、適切な数量やその位置については遺構整備の状況に合わせて検討していくこととする。

（2）照明灯・電柱

現在の本丸の照明灯は平成初期に設置されたもので、配線は全て地中化されている。その位置については、今後の遺構整備の内容等により検討していく必要があるが、新たな配線の地中化が遺構を破壊する恐れもあるので、位置変更については慎重に検討する必要がある。電柱については、既に地中化に必要な配管やハンドホール等は設置済みであることから、城内全体の地中化が完了した後に撤去することとする。

（3）天守台への昇降施設

本章２節２に述べた通り、現状の天守台石垣及び東面石土居に設けられた候補の石段は撤去し、石垣を修復する。しかしながら、天守台に昇ることは、見学者にとって重要な歴史体験になると考えられることから、別途天守台への昇降施設を設ける。

この施設は階段及びスロープを併設するものとし、東石土居の北側に遺構を損なわない据置型の構造のものを設置する。

8. 防災・防犯

盛岡城跡の史跡指定地内及び都市公園範囲は民地（飲食店・神社地等）を除き、24 時間 365 日一般開放されている状況である。また、盛岡城跡公園は洪水や大規模な火災が発生した場合の指定緊急避難所として指定されている。

このように盛岡城跡は、時期・時間を問わず市民や観光客等、多種多様な人々が訪れることから、来城者の安心・安全の確保は優先的に取り組むべき計画である。

（1）石　垣

盛岡城跡の石垣は、他の城郭と異なり、水堀が伴わず、また、離隔のための柵等も設置していないため、来城者が容易に近づくことができる現状である。本丸においても石垣近くに園路が設置されており、本丸と二ノ丸を隔てる堀切が園路及び管理用通路として使用されている個所もある。このように、人と石垣が近い状態は、石垣の迫力を間近で感じることができ、直接触れることができるという利点もあるが、近年、大規模な地震により全国各地の石垣に被害が出ている状況を考えると適切な状態であるとは言い難い。

しかし、盛岡城跡内で石垣との十分な離隔（石垣の高さ以上）を取ることは、物理的に難か

しく、ハード整備よりもソフト整備を主体とした対応をしていく必要がある。具体的には、サイン整備によって注意喚起や避難誘導する方法や、一部の石垣前にロープ策等を設置する方法が考えられる。また、地震時を想定した避難訓練を定期的に実施することも、石垣の防災に関する市民の関心を高める効果がある。

また、石垣カルテの作成と耐震診断の実施は石垣の現況を把握し、災害を未然に防ぐ対策に繋がることから、防災に関連した計画の中でも優先的に進めるべき事項である。

（2）避難ルートの設定

地震時においては石垣が崩れる恐れがあることから、注意喚起のサインと併せて適切な避難誘導のサインの設置や避難ルートを設定しておく必要がある。

本丸や淡路丸に滞在している場合、最短距離で史跡外に出るには吹上坂を下るルートが考えられるが、地震発生時、石垣が重なる箇所を通るのは危険が伴う。石垣をなるべく避けて避難するのであれば、距離はあるが本丸坂を下り、台所地区や芝生広場へ向かうルートで避難経路を設定する必要がある（第　図）。

また、災害時には原則、園路を使用して避難することとなるが、史跡内においては舗装路、砂利路等、様々な路面状況が混在している。避難時はもとより平常時において転倒等の事故を未然に防ぐためにも、日常的な点検及び補修が重要である。

（3）転落防止柵の更新

城内の転落防止柵は昭和 40 年代に設置されたものが多く、そのほとんどが石垣の天端付近に設置されている。現在の柵は転落防止策の設置基準の高さ（1.1 m）を満たしておらず、今後、更新をする際には基準を考慮する必要がある。また、柵の色彩も設置以降、ボランティア有志により塗り替えられており、現在は灰白色を呈している。しかし、柵の存在が史跡景観の中で際立つ形となっており、やはり更新の際には景観に配慮した色彩を考慮するものとする。

（4）防犯対策

盛岡城跡は 24 時間開放されており、指定管理者により、朝夜各 2 回の巡回が行われているが、夜間に人は常駐していない。石垣等へのき損等を予防し、史跡内の安全な状態を維持するために継続していく必要がある。

史跡内の各所には、照明灯が設置されており、そのうち本丸には４基の照明灯が設置されている。今後も照明灯は維持していく必要があるが、場所によっては暗所や死角が生じるところもあることから、設置場所や設置数については整備状況等に合わせて再検討していく必要がある。

（5）公園施設の更新

城内の公園施設は老朽化が目立ち、更新時期が迫っているものも少なくない。これら施設の安全管理のためには、継続的な日常的な点検を行い、危険個所については注意喚起や離隔措置を取った上で、施設更新の検討を行うものとする。

第4節　公開･活用に関する計画

1．情報の発信・案内

盛岡城跡に関する情報発信はこれまでも広報等の紙媒体やホームページ・SNS 等の ICT 技術を利用して実施しているところであるが、今後も史跡の基本的な情報、活用情報、調査や整備の実施状況など、訪れた人にとって有益な情報提供を行っていく。

また、ボランティアガイド等による充実した情報発信を図るため、今後の調査成果や整備の進捗に伴い、解説内容を更新できる講座等を実施する。

史跡に隣接し、指定管理者が企画・運営するもりおか歴史文化館は、盛岡城跡に関連する史・資料を展示・収蔵しており、常設展示において盛岡城や城下町の歴史、構造、歴代藩主であった南部家に関する文物等を紹介していることから、相互が補完する形で盛岡の歴史を学ぶことができる場として活用を推進していく。

当施設では、企画展示会等では藩政時代の史・資料を紹介するなど、時世に適した史・資料の公開を行っており、今後とも盛岡城跡に関連した史・資料の保存と公開拠点として、機能をより充実させるためのハード整備やソフト事業等の展開に取り組むものとする。

2．発掘調査・整備過程の公開

これまでも実施してきた発掘調査の現地説明会等を引き続き開催し、発見された遺構や出土品について、来訪者が現地で直接見て歴史を体感できる機会を積極的に提供する。また、可能な限り平常時の発掘調査の状況についても情報発信を行っていく。

遺構の修復や整備については、現地説明会等を開催し、整備過程を公開する。

3．地域の環境保全に関する計画

（1）地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

史跡指定地周辺を構成する諸要素のうち、史跡の本質的価値と関わりの深い要素について、これらの歴史的価値を顕在化させるための発掘調査や史・資料調査を行い、これらの成果を公開するとともに、成果を踏まえた保存と活用について、史跡との連携を図りながら推進を図るものとする。

ア　城郭の一部に該当する遠曲輪・外曲輪の堀・土塁、惣門等のほか、城郭と一体となった自然地形など、史跡外の関連する要素と連携した活用

イ　石切丁場や瓦窯跡など、市街地に残る盛岡城の築城・修築に関わる要素と連携した活用

ウ　重臣屋敷跡や近世の歴史的建造物、旧街道等の城下町に関わる要素と連携した活用

エ　聖寿寺・東禅寺・光臺寺に所在する南部家の菩提寺と墓所と関連性を持たせた活用

（2）整備事業に必要となる調査等に関する計画

史跡指定地外となっている盛岡城の一部に該当する要素である、内曲輪の一部や遠曲輪、外曲輪のほか、瓦の生産や石垣石材の産地など市街地に残る築城・修築に関わる要素、南部家の墓所等、周知の埋蔵文化財包蔵地に登載されているものについては、発掘調査により遺構の残存状況等を把握し、適切な保存措置を講ずるとともに、出土資料や関連する文献資料の分析を行うものとする。

併せて、城郭と一体となった自然地形、重臣屋敷跡や近世の歴史的建造物等が所在する城下町、南部家の菩提寺等の諸要素については、保存・活用が図られるよう、絵図や写真等の文献資料のほか現地調査等を行うものとする。

第5節　整備のための調査･研究

盛岡城跡を次世代に確実に継承し、さらにその魅力を向上させていくためには、保存とともに整備及び活用を通じて史跡の歴史的価値を顕在化していく取組が必要である。これらの取組に際しては学術的な根拠が不可欠であり、今後の事業推進上必要となる各種調査等について実施するものとする。各種調査等を通じて得られた成果をもとに、史跡の理解とその価値の深化につなげられるよう盛岡城に関する総合的な研究を行う。また、調査・研究により得られた成果は、地域の歴史に魅力や誇りを感じられるように可能な限り市民と共有するとともに、幅広く多様な人々の充実した学びや特色ある体感が得られる手法を通じた積極的な公開を図る。

1．発掘調査

発掘調査を通じて遺構の残存状況、規模及び構造等を把握するものとするが、調査による遺構への影響を考慮し、調査目的、範囲、内容及び手法等について十分に検討したうえで実施する。整備に伴う発掘調査では、遺構や出土遺物に関する正確な情報を整備に反映させることを目的として実施する。

発掘調査の対象地は、本丸内の奥（大奥）・御側の建物跡や天守跡、櫓跡、本丸門跡、穴門跡、冠木門跡（現在は片側の柱跡のみ確認済）や、御乗物部屋跡など多岐に亘るので、整備計画を見据えて計画的に行う。

2．史資料調査

盛岡城の変遷、石垣普請・修復等に関する情報及び盛岡城に関する史資料の収集を継続して実施する。また、盛岡城から移築したと伝わる建造物等に関する調査を実施する。また、建物の変遷や諸室の名称変更等を把握するとともに、調査を通じて収集した絵図、写真、文献資料及びその他の関連する史資料等から得られた情報について多角的な分析を進め、盛岡城の歴史的価値を明らかにする。

3．その他の関連する調査

（1）地形等の現況に関する調査

史跡の歴史的価値を保存するとともに、今後の整備及び活用の基礎資料とするため、必要に応じて三次元点群データや現況平面図、石垣立面図、断面図作成等を通じて地形等の現況について把握する。

（2）植栽に関する調査

史跡内及びその周辺部に係る樹木については「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」（平成 27 年（2015） 3 月 31 日）において検討し、その管理を実施している。樹木により遺構保存への影響のほか、史跡内外からの眺望景観への阻害、樹木の腐朽等による倒木につながる恐れがある。史跡の歴史的価値や都市公園としての機能を維持するために適切な植栽管理を行うため、植栽

の現況について適切に把握する。

（3）類例調査

かつて盛岡城跡に存在した建造物等に関する情報について、史資料等の調査を通じて新たな情報を探索しているところであるが、現状ではその高さ、柱間基準寸法、小屋組等の構造及び部材の実態等について不明瞭である。そのため、旧盛岡藩の範囲に現存する江戸時代の建造物や江戸上屋敷等に係る史資料等について併せて調査を実施し、盛岡藩の建造物構造の特性について総合的に検討する。また、他の城郭における建造物等との比較等を通じた検討も実施する。

（4）利活用の現況に関する調査

史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）の利用頻度、目的、市民・県民等のニーズ及び期待感等を把握するためにアンケート等を通じた調査を行い、将来の史跡整備や活用に関する方向性の検討に活用する。

第6節　管理･運営に関する計画

盛岡市は、文化財保護法における史跡盛岡城跡の管理団体として、史跡の適切な整備及び保存活用に努める必要があり、当面は現行の直営による運営を維持することとする。

現在、史跡の基本的な保存管理は市教育委員会事務局歴史文化課の主管業務として、史跡の現状変更等に対する対応を行っており、史跡指定地及び重複している都市公園「岩手公園」（盛岡城跡公園）における維持管理については、公園管理部署である都市整備部公園みどり課から指定管理者に委託している。

盛岡城跡の維持管理においては、史跡指定地として、史跡の本質的価値を確実に保存することを前提とし、来城者の安心安全で快適な利用を確保する必要がある。また、都市公園としての機能を発揮するため、樹木、各種施設等の日常的な機能確保に努め、適正な維持管理を行うことが必要となる。

1．維持管理体制の充実

現在の盛岡城跡は、指定管理者による維持管理が行われているが、当面の間これを継続することとし、来城者よる多様なニーズに迅速に対応できるよう、体制・連携の充実に取り組むものとする。

2．日常的な維持管理

（1）石垣の日常的管理

日常的な管理として、石垣の目地から生える草の除草や安全管理のための巡回を行い、目視により変状の確認を行う。

（2）樹木・植栽維持管理

四季を通じた日常管理（ 除草、剪定、虫害防除、落葉の堆肥化など ）に加えて、樹木管理や修景に関しては「植栽管理基本計画」の方針に基づいた維持管理を実施し、それによらない事項が発生した場合でも柔軟に対応するものとする。

3. 運営・体制整備の方法

（1）運営方法

盛岡市は本計画に基づき、国・県の指導、助言のもと、史跡の保存管理を適切に取り組むものとする。

ア　史跡の保存管理は、管理団体である盛岡市が行うものとする。
なお、実施に当たっては、関係者との必要な連絡調整を行うとともに、関係法令や諸計画等との調整を図るものとする。

イ　史跡指定地内の土地所有者が現状変更を行おうとする場合は、管理団体である盛岡市と必要な協議・調整を経た上で、現状変更の申請を行うものとする。

ウ　史跡指定地内の災害時の復旧については、史跡を構成する主要な要素に対して、盛岡市が主体となって実施するものとする。

エ　史跡指定地内において、史跡の整備や公園施設等の整備を実施する場合は、国・県、盛岡城跡整備委員会や盛岡市文化財保護審議会などの指導・協議・助言・協力のもと、盛岡市が主体となって行うものとする。

オ　史跡指定地内に所在する工作物、建築物に関する維持管理については、必要に応じて史跡の管理団体である盛岡市と協議の上、それぞれの所有者・管理者が主体となって行うものとする。

（2）協力体制

史跡の適切な保存管理とともに、各種調査研究の成果に基づく活用や整備、来訪者の安全性や利便性向上のための公園施設の整備や維持管理について、文化財担当部局と史跡・公園整備担当部局との間で横断的な連絡調整を行うほか、史跡の整備、保存活用に関連のある事業等について、関係部局と連絡調整を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（3）市民等の参加

市民協働による盛岡城跡の管理運営、保存活用は、地域のランドマークとしての意識を醸成していく上で重要である。また、盛岡城跡の多様な価値を市民が広く理解できるよう、効果的な周知・広報、展示会や現地説明会など調査成果の公表・公開による学習機会の提供を積極的に行いながら、さらに参加を募り市民との協働を促進することで、盛岡城跡についての知識と愛着を深め、より親しみをもって盛岡城跡を守っていく気運の醸成につなげていく。

また、各種ボランティア団体の参加により行われている公園施設の維持管理や清掃、植栽等の美化活動については、公園管理者である盛岡市が各団体との連携を図りながら、必要に応じて活動に協力するものとする。

4. 連携体制の整備に関する計画

将来にわたる史跡の持続的な保存・活用には、地域住民や市民団体等の理解と主体的な参加が不可欠である。また、市としてそれを支える体制を構築していくことも必要となる。

その実現に向け、教育分野、研究機関（ 大学・企業等 ）、地域コミュニティ等との連携を深めるとともに、関係部局間における一体的な事業推進体制を構築していくものとす

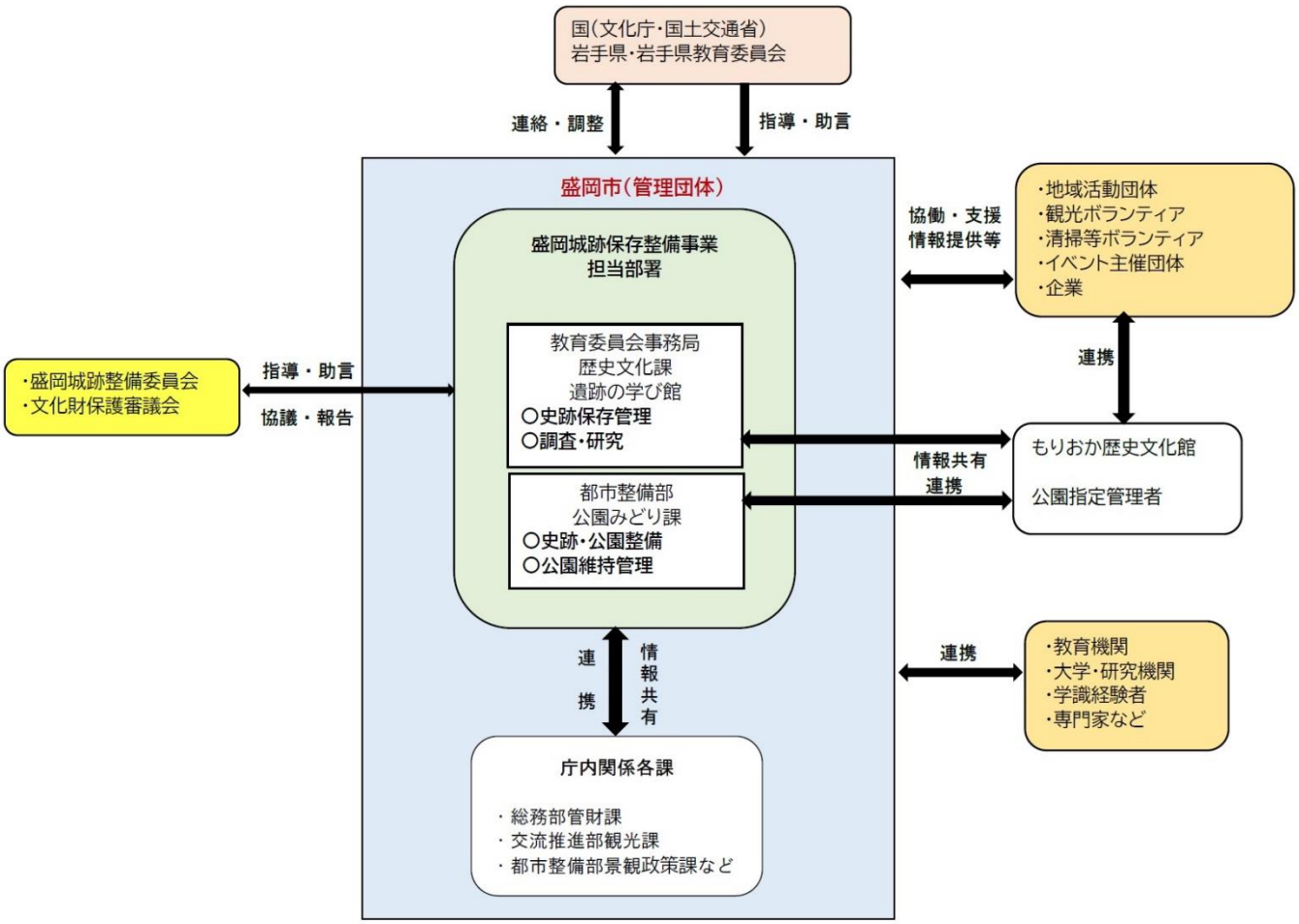

第42図 運営体制模式図

(1) 教育分野との連携に関する計画

日々の暮らしの中で日常的に盛岡城跡に触れ、その歴史的・文化的価値を感じながら過ごすことは、そこに暮らす市民の中に自然と盛岡城跡への愛着や誇りを紡いでいく。そのような環境を整えていくためには、教育分野との連携が肝要であり、このことが、将来の文化財保護の担い手を育んでいくこととなる。

教育分野においては、これまで取り組んでいる学校教育における校外学習や生涯学習の機会を提供する場として、盛岡城跡の活用を今後も継続し、常設展示のあるもりおか歴史文化館等の活用による学習機会の提供・拡充を図っていく。

また、かつて天守や御殿、櫓等が存在した枢要な地区である本丸の理解を深めるため、教育分野との連携をふまえた表示や解説サインの整備を進めるとともに、パンフレット等の解説資料の充実や学校で活用できる教材の作成などにも取り組む。

さらに、盛岡城跡を題材とした出前授業や校外学習への対応など、盛岡城跡を活用した学習機会が拡充されるよう、教育委員会等と連携しながら取組を進める。必要に応じて、関係機関や民間の各種団体と協働した取組も推進させていく。

その他、学生等による研究活動や地域貢献活動の場所としての活用などにより、幅広い世代が盛岡城跡への愛着を育むことができるような支援も検討していく。

【連携内容の例】

・教材やパンフレット等の配布、地域学習のツールとしての授業への導入・活用

・教育現場と連携した盛岡城跡と関わるプログラムの開発・コンテンツの充実
（ 盛岡城跡への親近感や思い出が育まれるような授業カリキュラムの検討、提案など ）
・盛岡城跡を活用した研修の実施等による教員への地域学習の推進
・学校団体等の要望に応じた出前授業や校外学習への対応
・市広報への掲載、ホームページ内容の充実等による生涯学習機会の提供
・子どもたちを対象としたイベントや事業の展開
・学校と地元企業や民間の各種団体等による協働事業の実施
・盛岡城に関する学習機会やその成果発表の場の提供

（2）研究機関（大学・企業等）との連携に関する計画

持続的な文化財保護においては、市内の大学や企業、各種団体等の研究機関との連携も重要である。大学をはじめとした研究機関の方々が盛岡城跡において様々な活動を行う機会を増やすことは、盛岡城跡が持つ価値への理解を深めるとともに、多くの関係性を構築することとなる。それは、関わる人々が盛岡城跡への愛着を持つきっかけともなり、教育分野との連携と同様、文化財保護の担い手の育成にもつながっていく。加えて、官・民・学の連携による盛岡城跡周辺のにぎわいづくりの一助ともなるものである。

研究機関とは、整備や保存・活用を進めていく各段階において、必要な指導、援助等を求めることで、適切な史跡の保護に向けた連携を図っていく。

また、研究機関からの協力依頼には積極的に対応し、その成果等を情報発信することにより、研究分野等における盛岡城跡の活用機会の拡充に努める。

さらに、積極的な情報交換や協働での定期的な事業実施などにより、関係性を強化し持続的なものとしていく取組も検討する。

【連携内容の例】
・史跡の保護管理 / 復元・修復等整備手法の検討 / 遺構表示等への助言・援助・連携した取組
・教育分野との連携における教材化の取組等への協力
・盛岡城跡をテーマとした研究活動や文化活動の支援
・歴史・観光分野等におけるフィールドワークや研修場所としての提供
・市内企業や大学等との盛岡城跡に関するイベントの協働実施

（3）地域コミュニティの育成・連携に関する計画

地域住民や市民団体等の理解と主体的な参加を持続的なものにしていくには、盛岡城跡の保存継承の担い手となる「個」を支える地域コミュニティのような「場」の育成・構築が欠かせない。より多くの人が盛岡城跡の保存・活用等に関わる仕組みを構築し、多様な主体や幅広い世代による地域活動等の充実を図っていくことは、文化財保護や歴史を生かしたまちづくりの意識を浸透させていくこととなり、盛岡城跡に愛着や誇りを持って保存継承に関わる次世代を担う人材育成の場の形成を推進し、継続的な保護体制の構築を可能とする。

盛岡城跡と芝生広場を含む盛岡城跡公園（岩手公園）においては、維持管理の指定管理に加え、ボランティア等多くの市民の協力によって、施設の維持や補修、園内の美化・清掃の取り組みがなされている。今後も、そのような各団体との協働の維持管理に努めていくほか、市の関係

部局及び各関連団体が情報共有できる場の構築やその継続的な実施を検討し、市民と行政が一体となって史跡の保護や効果的な管理運営、魅力的な活用に取り組めるような体制整備を図っていく。

また、本丸を中心としたガイダンスの実施など、盛岡城跡の保存・管理運営・活用等の各段階で課題となっている部分について、地域住民や市民団体等との協働や支援を前提とした対策を検討していくことにより、地域住民等の盛岡城跡との関わりや関係団体との一層の連携を深めていく。

さらに、地域住民や各種団体等による盛岡城跡の活用機会の拡充に努めることで、盛岡城跡で活動するコミュニティの増加や定着の促進を目指す。

その他、地域団体・教育機関・経済団体等の各種団体との意見交換を行うなど、多様な関係者が連携・協働し、保存や活用等に関する様々な取組を推進する協力体制の構築や組織化を模索する。このことは、盛岡城跡に関わる市民の増加を図ることともなり、地域における多様な主体の育成や多面的かつ継続的な体制の構築の推進が期待できるものである。

【連携内容の例】

・ボランティアや市民活動団体、市内事業者等による清掃活動、植栽管理等の実施
・市民活動団体等との協働による解説案内ボランティアの育成や観光ガイド機能の充実
・各種ボランティアの募集、育成等による市民と一体となった施策の展開
・教育分野との連携にかかる活動への地域住民の参加
・情報発信事業における連携（チラシ/ パンフ等の情報発信ツールの作成、ＳＮＳの活用など）
・運営、活用（ イベント等 ）へのスタッフとしての市民参加の促進
・盛岡城跡で実施する官民協働イベントの積極的な検討
・盛岡城跡における地域住民による地域活動やイベントの実施支援
・文化振興事業団、商工会議所、青年会議所などの地域団体や、教育機関、農業・林業等団体、経済団体などの地域の各種団体が主体となり実施する盛岡城関連イベントや活動の支援

（4）関係部局間における一体的な事業推進体制の構築

このような各種連携を進めるには、盛岡城跡にかかる関係部局による連携した事業の推進が必要となる。関係部局が共通認識のもとで一体的に各事業を推進していくことで、各取組の円滑な実施や持続的な保存・活用、そして盛岡城跡にかかる多面的な事業展開及び各方面における連携の可能性の拡充を図ることができる。加えて、盛岡城跡という歴史的・文化的資源を活用した様々な分野での事業展開は、市の魅力向上にもつながり、交流人口の増加等も期待される。

保存、活用、整備等にかかる取組は、まちづくりや観光、教育、自然環境、経済活動等各種分野と関連するため、横断的な調整が求められる。そこで、関係部局間の相互連携を強化し、十分な検討や調整を図ることができる体制の確立を進める。その際、各部局の取組やその進捗等を共有し、相互の立場において意見交換や協力等ができるような、定期的な会議の開催等も検討する。

また、市内部での理解促進により、関係部局以外の事業においても盛岡城跡の活用機会の拡充を図るよう努める。

【連携内容の例】

・保存や活用の各段階において必要な横断的な連絡調整の実施
・定期的な情報共有や意見交換などを行う連絡会議等の設置
・観光部局等と連携した市内外におけるイベントやプロモーションの展開
・周辺の文化財等も巡り楽しむことができる散策コースの設置
・関連施設等を回遊しながら歴史を学習できる機能の充実
・職員研修等を活用した市職員への理解促進
・各部局で管理等を行っている周辺施設との一体的な事業展開
・盛岡城跡を会場に各部局で実施するイベント等での「盛岡城」という素材の活用促進

（5）その他

その他、国・県の関係行政機関との連携や協力を密にし、適切な史跡の保存管理に取り組む。

また、盛岡城跡の活用機会の拡充や知名度の向上を図るため、周辺の歴史遺産や文化観光施設など、関連する他市町村との連携による事業展開についても模索する。

併せて、これらの連携体制を推進するとともに、持続的な保存・活用を実現していくためには、それをリードしていく専門性の高い市職員を育成することも重要な要素となるため、その体制整備に向けた検討も重ねていく。

第8章　整備事業計画

第1節　短期整備計画

今後、本丸の機能と構造の顕在化のため、令和７年度から着手する短期整備事業は、作成が急務である石垣カルテや現況把握、遺構の確実な保存と平面表示、解説サインの設置など来城者の利便性の向上に関する整備だけでも、多額の予算と人的リソースが必要となる。短期間に多くの計画に着手することは予算面だけでなく、実施体制においても負担が大きいことから、着実に、そして効果的な整備を実行していく。

1．保存整備

① 石垣カルテ作成のため石垣の三次元データの作成を進める。併せて石垣現況調査および耐震診断を実施し、石垣の健全度を把握する。

② 石垣変位調査で動きが確認されている本丸門北石垣の修復方法について検討し、実施する。

③ 天守台及びその北側に延びる石土居に設置された明治期の石段は撤去した後、失われた部分の石垣を復元し、併せて石土居の復元も検討する。また、石段が担っていた天守台への昇降手段は、木製の階段やスロープなど代替案を検討する。

④ 本丸東側から南側の眺望を阻害している淡路丸の高木（桜）については、剪定を行い、眺望を確保する。

2．活用整備

① 今後の発掘調査の進捗や過去の調査成果をもとに、平面表示できる遺構を検討し、本丸の歴史的価値・空間が理解できる整備を行う。

② 来場者が本丸本来の空間の広がりを認識できるように、御殿内の部屋の位置関係や機能が理解できる解説サインを設置する。そのために本丸を含めた城内全体の統一されたサイン計画を作成する。

③ 老朽化がみられる転落防止柵は、色調も含め史跡の景観に調和したデザインとし、その設置箇所も含めた検討を行い、遺構整備等に合わせて更新していく。

④ ユニバーサルデザインの観点から本丸への動線上にある石段や急坂に、景観に配慮したうえで手すりを設置する。

第2節　中･長期整備計画

令和17年度以降に実施する中・長期整備事業は、各種調査の成果に基づき取り組む内容とする。本丸整備において、大きな課題である南部中尉の台座は、市民意見を十分に取り入れて検討するものとする。また、南側石垣に設置された石段は、当面の間、維持することとし、短期事業で実施する石垣調査の成果をふまえて、取り扱いを検討するものとする。歴史的建造物については史資料の収集・調査を継続し、蓋然性の高い資料が揃った時点で復元を検討するものとする。

表12 整備事業工程

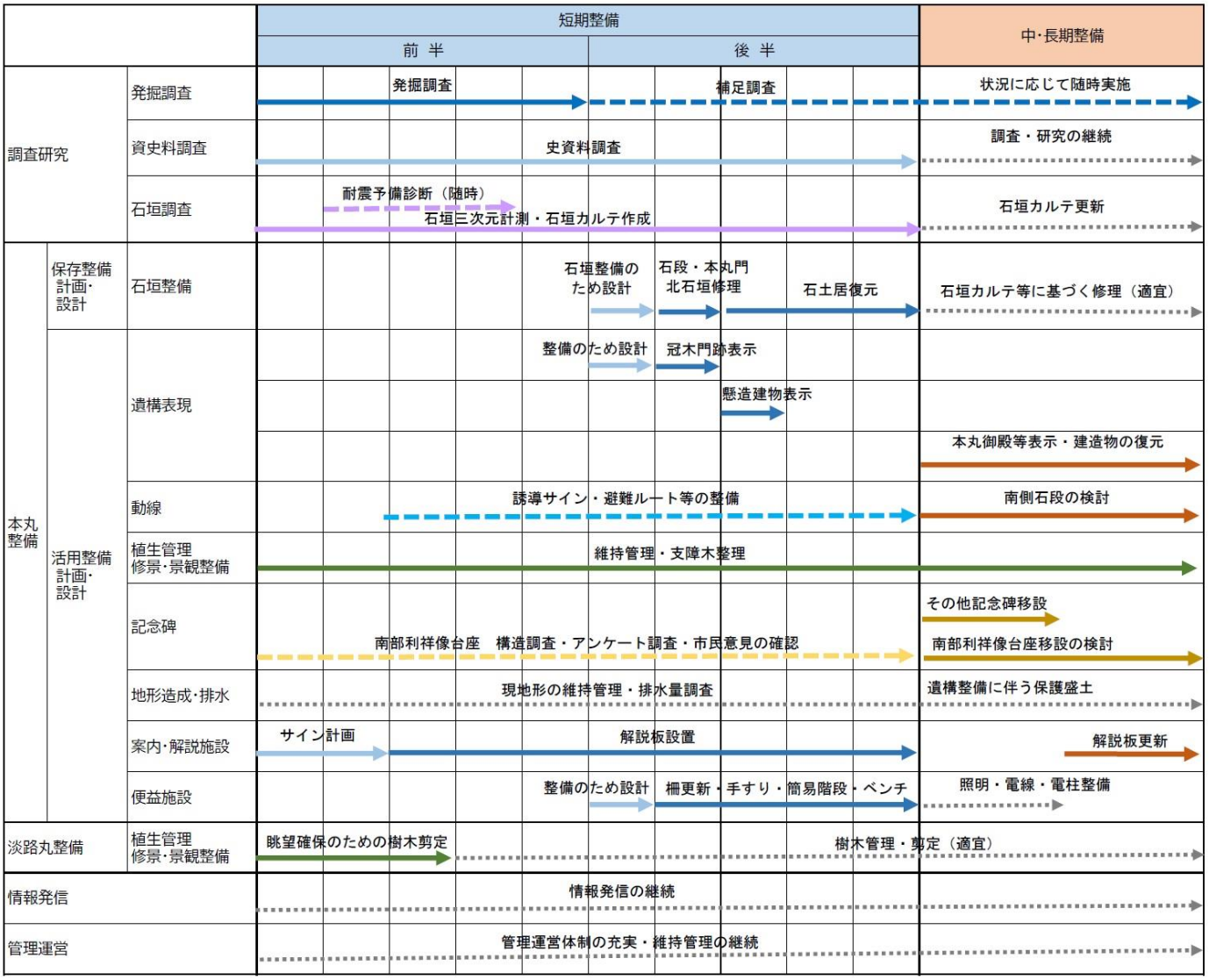
短期整備
前 半
後 半
中･長期整備
調査研究
発掘調査
発掘調査
補足調査
状況に応じて随時実施
資史料調査
史資料調査
調査・研究の継続
石垣調査
耐震予備診断（随時）
石垣三次元計測・石垣カルテ作成
石垣カルテ更新
本丸整備
保存整備計画･設計
石垣整備
石垣整備のため設計
石段・本丸門北石垣修理
石土居復元
石垣カルテ等に基づく修理（適宜）
活用整備計画･設計
遺構表現
整備のため設計
冠木門跡表示
懸造建物表示
本丸御殿等表示・建造物の復元
動線
誘導サイン・避難ルート等の整備
南側石段の検討
植生管理 修景･景観整備
維持管理・支障木整理
記念碑
その他記念碑移設
南部利祥像台座　構造調査・アンケート調査・市民意見の確認
南部利祥像台座移設の検討
地形造成･排水
現地形の維持管理・排水量調査
遺構整備に伴う保護盛土
案内･解説施設
サイン計画
解説板設置
解説板更新
便益施設
整備のため設計
柵更新・手すり・簡易階段・ベンチ
照明・電線・電柱整備
淡路丸整備
植生管理 修景･景観整備
眺望確保のための樹木剪定
樹木管理・剪定（適宜）
情報発信
情報発信の継続
管理運営
管理運営体制の充実・維持管理の継続

第3節　事業手法･事業費

盛岡城跡を構成する遺構（石垣・堀・土塁・建築物・地形等）の保存整備や都市公園の利活用に関する施設等の整備のほか、継続的に実施する必要がある史跡の維持・管理に必要な整備について、関係省庁（文化庁・国土交通省）の支援を受けながら事業の進捗を図るものとする。

中・長期的な事業についても、関係省庁と協議をおこないながら、支援を受けつつ事業の進捗を図ることができるよう検討するものとする。

第4節　今後の課題

本計画において位置づけられた事業内容については、文化庁と盛岡城跡整備委員会より指導助言を得ながら事業の進捗を図るものとする。

また、事業の進捗にあたっては、下記の項目について留意しつつ取り組むものとする。

（1）遺構整備のための各種調査の実施

①遺構の復元・修復のため、事前に、遺構の規模や構造を把握するための発掘調査を実施する。

②遺構の復元・修復につながる史・資料の調査，研究を継続的に実施する。

（2）石垣の日常管理と修理の推進

①石垣の恒常的なモニタリングを行うとともに、石垣カルテや各種調査に基づいた修理範囲と優先順位を把握し、第三者の共通認識のもとで日常管理を推進する必要がある。

②石垣の修理にあたっては様々な方法を検討し、関係機関との協議を経て決定する。

（3）遺構整備と公園機能との調整

①遺構の復元整備にあたっては、公園としての機能や動線の確保に配慮しながら整備を実施するものとし、機能が損なわれる場合は、補完する施設等の設置を検討する必要がある。

②公園施設の改修や整備にあたっては、歴史的景観に配慮した意匠のものを設置する必要がある。

（4）歴史的・文化的景観の確保と調整

①石垣に悪影響を与えている樹木に留まらず、城内外からの眺望景観や曲輪や広場の空間的な広がりを阻害する樹木についても、本史跡が市民の憩いの場であることを考慮し、伐採後の状況を想定したものを提示した上で、適切な剪定・伐採を行う必要がある

（5）関係者等との調整

①整備工事にあたっては、史跡地内及び周辺の住民に対し、事業内容等を説明し理解を得た上で着手する必要がある。

②整備に伴い、記念碑等の移設が必要となった場合は、設置者等関係者との協議を踏まえた上で実施する必要がある。

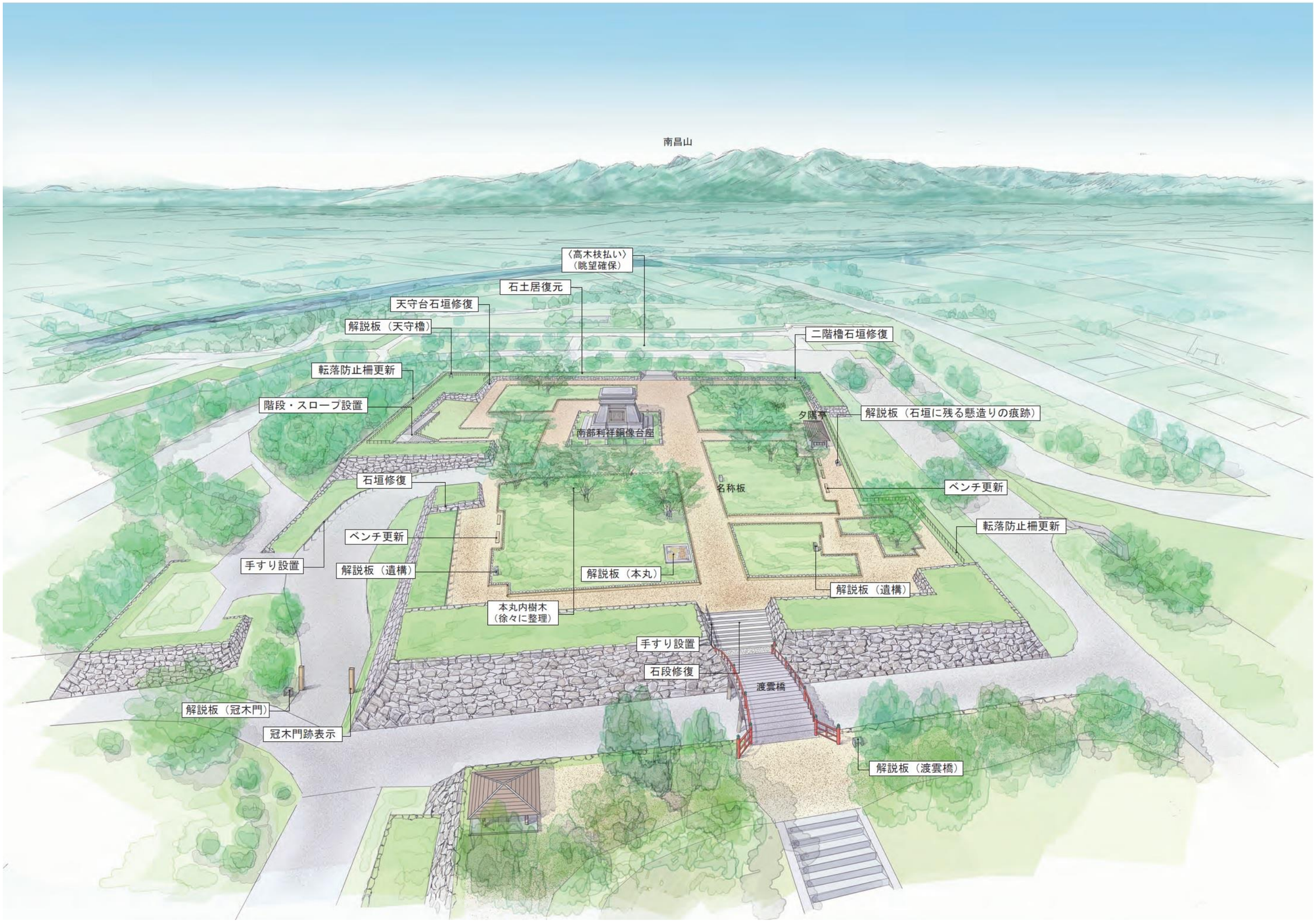

第43図 短期整備イメージ図